

日本養護教諭養成大学協議会

10周年記念誌

2016年9月

養護教諭養成教育のさらなる発展に向けて

2015年 会長

荒木田 美香子



日本養護教諭養成大学協議会は10周年を迎え、2015年9月の総会時に歴代の会長副会長をお招きし、ささやかではありますが、記念式典を行いました。諸先輩方のお話を聞きますと、まさに日本養護教諭養成大学協議会発足時の皆さまの熱い思いが再現されてくるようでした。

2015年度は、初等中等教育に関わる中央教育審議会の重要な三つの答申が出され、文部科学省に養護教諭養成の立場から意見を述べる機会が何度かありました。そのような機会を通して本協議会の重要性をさらに認識することになりました。本協議会は養護教諭の質を担保する上で養成という点で実質的にも、そして政策的にも非常に重要な役割をもつ会であるということです。諸先輩の先生方が先見の明をもって、本協議会を作っていただきましたことを強く強く感謝申し上げます。協議会というネットワークを作り、情報を交換し、意見をまとめ上げていくという機関があってこそ養成教育の質、そして現場の養護教諭の質が向上していくのだと実感しております。

さて、一方これからの養護教諭養成の在り方を考えますと、穏やかな状況ではないと感じています。一つには少子化という現実であり、学校という組織の変革であり、社会の養護教諭への評価です。

少子高齢化社会にあって子供を取り巻く環境は大いに変わってきています。公園や空き地でたむろする友達を見ることは少なくなりました。一方で、ビデオゲームやテレビゲームなどで部屋に閉じこもって遊ぶ子供たちが増えてきました。社会の変化に伴い、ひとり親家庭も増加し、経済格差により、子供が不利益を受けている状況も明らかになってきています。また、児童虐待は増加の一途をたどっています。これらのことを背景として、学校の組織の中にスクールカウンセラーやソーシャルワーカーも配置されるようになりました。これまでの学校医、学校歯科医、学校薬剤師といった外部専門職に加え、チームとして問題に当たる組織となることが求められています。養護教諭にはこれらの職種と連携・協働することにより、子供たちの学習、生活環境の改善を図ることが期待されています。このように、養護教諭の職務は奥深く、一朝一夕に能力を形成することはできません。しかし、1校に一人配置が基準の職種であるため、新任期の当初から高い実践力が期待されているのも事実です。短期大学或いは大学の基礎教育では、できることとできないことがあります。実践現場でしか能力を形成できないこともあります。大学などでの基礎教育の充実のみならず大学と実践が連携をして継続教育の充実を図る必要が考えられます。

看護系大学の増加に伴い、養護教諭養成大学数も増えてきました。養成教育を開始して年数が浅い大学が多いのも特徴の一つです。近年では、少子化や学校の合併などにより、養護教諭の需要が減り、需要と供給の間にアンバランスも出てきていると考えられます。養護教諭の免許は取得できたが、常勤では就職できないという状況も常態化しています。

また、養護教諭に対する社会の評価にばらつきがあるのも問題だと感じています。養護教諭に対して非常に高い評価をしてくださる方がいる一方、反対に低い評価をいただくことも少なくはありません。この評価のばらつきは、イコール現実の養護教諭の能力の差を現しているものだと考えられます。もちろん実践力が高く、良い評価をもらう養護教諭教諭が沢山いることは望ましいことですが、保護者・子供・同僚から低い評価をもらう養護教諭を少なくし、全体としてレベルアップをしていくことが急務だと思われます。このことは、もとより基礎教育のみでできることではありませんが、土台の部分がしっかりしていなければ、積みあがりません。

大学としては養護教諭養成課程を設けることが単に、学生募集のための方略の一つに陥らないよう、教育課程の設置が認められたという重大性を各大学が再認識し、その教育に責任を持つことが重要です。特に、看護師や心理といった他の資格取得課程において、養護教諭教諭免許に関わる課程を持っている時は、養護教諭養成を担当している教員が、その重要性を教職員間で主張し、教育や課程を設けていることの意義と意味を十分に説明することが重要だと考えます。

このような課題を抱えている養護教諭養成ですが、本協議会としては、会則にある「本協議会は、養護教諭養成に関わる大学、短期大学（部）および大学院の相互の提携と協力によって学術と教育の発展に寄与し、養護教諭養成の進展に関わる高等教育機関の使命達成に貢献することを目的とする。」の実現につなげるべく、活動していきたいと思えます。

新しい時代を担うこれからの養護教諭の育成に向けて、力を結集していきましょう。

10年前の原点を確認しつつ、前へ

2005年～2007年9月 会長

大谷 尚子



2005年11月26日、学士会館（東京）で、日本養護教諭養成大学協議会の設立総会が開催されました。その設立にあたっては、発起人代表（大谷尚子・鎌田尚子・中桐佐智子）を中心に会合が積み重ねられました。そして、全国の養護教諭養成大学宛に「設立総会並びに懇親会のご案内」を郵送したのが、10月15日のことで、その時得た安堵感を今も思い出します。

本協議会はなぜ設立すべきだったのか？その背景には、日本学校保健学会の共同研究（養護教諭養成教育のあり方研究班：世話人：小倉学・堀内久美子・泉谷秀子）があり、さらに、日本教育大学協会全国養護部門の研究がありました。それらの研究成果は、現行の教育職員免許法や大学設置法が養護教諭の専門性の確立を阻むことになり、改善すべき課題だと示しています。養護教諭養成にかかわる研究者は、その改善案を提言しなければならず、また、その提言の先行的実践による成果を提示しながら改善策を実現化させていく役割があると捉えられます。教員養成は開放制を前提にすることから、養護教諭養成カリキュラムは各大学の自由裁量を認めながらも、コアカリキュラムが必要となり、そのコアを探索する作業はまさに養護教諭養成にかかわり研究と教育に従事している者全員に課せられているものです。そのような責任を負う者同士が、共同作業によって成果をあげることができるよう設立されたのが、この日本養護教諭養成大学協議会だと言えましょう。

本協議会の設立趣旨は「それぞれの大学が、よりよい養護教諭の育成をめざして教育内容及び方法の検討を重ねていくことは当然のことです。しかし、前述したように学校教育が抱える課題が複雑化・多様化しているため、専門職業人である養護教諭に必要な資質能力や、高度の実践力・応用力を育成するには養護教諭養成大学の総意をもって解決し研鑽する必要があります」と述べています。

設立総会の中で、来賓の浅田和伸氏（文部科学省高等教育局専門教育課課長）は「教員養成教育の展望」を語ってくださいました。「今、教員養成の質が問われている。それぞれの当事者が自分たちの問題として研究協議して、実績を積み上げる取り組みが本筋と思う」と本協議会へのエールを送っていただきました。

また、特別講演は「これからの大学教育のあり方一人を育てる専門職業人の育成にどうかかわるか」というテーマ。古在豊樹氏（千葉大学学長、園芸学）は、きわめて個人的・園芸的な体験から、大学における教育のあり方を語ってくださいました。例えば、人生の目標：どう思いながらいかに死にたいのか、何に価値をおいて生きるのか、何が人生の目標になり得るのか、何が人生の喜びなのか、地球にどのようにかかわりたいのか。植物系人間：植物を観察するように、言語や知識を介さずに、人間を見る（地位、学業成績、貧富などに惑わされないうで、対象物の真善美価値を判断する）＝赤子の目でものを見る。教師は何をしたらよいか：凡庸な教師はしゃべる、良い教師は説明する、優れた教師は示す、偉大な教師は心に火を付ける。それゆえ、大学人も学生に『心に火を付ける』教師であれ、というメッセージが伝わってくるものでした。

いま、養護教諭養成教育の現場におられる会員各人は、どのような教師でしょうか？

日本養護教諭養成大学協議会10周年に寄せて

2007年～2011年度 会長

高橋 香代



日本養護教諭養成大学協議会10周年おめでとうございます。設立準備の時には、66大学・短期大学（部）でスタートしましたが、2005年11月の設立総会には、養護教諭養成に関わる72大学・短期大学（部）が参加してくださいました。10年目の2015年にホームページで確認してみますと、会員大学も124大学・短期大学と設立準備時の倍近くなっています。現在私は養護教諭養成に直接携わっていないものですから、養成大学協議会にはご無沙汰をしていました。この度の10周年記念行事で、久しぶりに総会に出席させていただき、ご盛会の様子を目の当たりに見て、会員大学数の増加と取り組みの充実に驚かされました。このことは、日本養護教諭養成大学協議会が養成大学間のネットワークとして機能し、養成教育の質の担保に役立ってきたことの証ではないかと思ひ、荒木田美香子会長をはじめとする役員、参加大学の皆様のご尽力に感謝する次第です。

発足当時を思い出してみると、現在の安定した運営ぶりとは違って、手作りというか慌ただしいというか、喧々囂々というか、そんな印象が残っています。なにより忘れられないのは、第1期の大谷尚子会長、中桐佐智子副会長、鎌田尚子副会長、徳山美智子副会長をはじめとする発起人の皆様への設立に向けての「熱い思い」です。あの熱気に圧倒されてボーとしてしまい、不覚にも私は教育課程（カリキュラム）検討委員会の委員長を仰せつかってしまいました。全国養護教諭連絡協議会の方々にご協力をいただき、現職の養護教諭の方々と養成大学の両側から、養成教育においてどのような教育内容が必要と考えるのかを調査させていただきました。ありがとうございました。養成大学の教員として、現職の養護教諭の方々と連携を深めていく必要性を認識する機会となりました。

第2期には、今となってはどうしてそうなったかが思い出せないのですが、会長職を拝命しました。副会長を大谷尚子先生、鎌田尚子先生、徳山美智子先生の先輩方がお引き受けくださって、また中桐佐智子先生には会計としてしっかり財布のひもを締めていただき、皆様のご指導のもとアタフタと会長を勤めさせていただきました。発足から3年が過ぎた2008年には参加大学は97大学・短期大学（部）となりました。事業活動報告書の発行や、それまでの教育課程（カリキュラム）検討委員会、養成制度（法制度）検討委員会に加えてファカルティ・ディベロップメント（FD）検討委員会もスタートしました。ホームページの開設や基本調査の実施など協議会活動が本格化していったと思います。新たな課題として、養護教諭免許状更新講習や教職実践演習に取り組みました。

2010年からの第3期の会長時代は、岡田加奈子先生、後藤ひとみ先生、津島ひろ江先生に副会長として支えていただきました。第3期には東日本大震災が発生しました。2011年の総会の後に、堀籠ちづ子先生（岩手県立大学）と鹿野裕美先生（宮城大学）のお二人から、生の被災状況や被災者への巡回相談のお話を伺ったことが、強く印象に残っています。第4期は、岡田加奈子先生に会長を引き継いでいただき、ご苦勞をおかけしました。

最後に10周年を迎えた日本養護教諭養成大学協議会の皆様に、「大同小異」を忘れないように運営をしていただきたいと思います。もちろん「大同」は養護教諭養成を担っていること、「小異」はそれぞれの大学が、教員養成系とか看護系とか栄養系とか心理系とか多様な学部の特色を持っていることです。養護教諭養成というミッションを共有していることを忘れないで、それぞれの特色を活かして独自性を持つことのバランスをとりながら、養成大学協議会が運営されることをお願いして、お祝いの言葉を締めたいと思います。

これからの養護教諭の養成に向けて

2012年～2014年度 会長

岡田 加奈子



設立10周年おめでとうございます。日本養護教諭養成大学協議会は、養護教諭養成に関わる大学、短期大学（部）および大学院が相互に提携と協力によって学術と研究の発展に寄与し、養護教諭養成を担う高等教育機関の使命達成に貢献することを目的として、2005年11月26日、66大学・短期大学（部）の加盟のもとに発足いたしました。準備段階から設立準備に、かかわらせて頂きましたが、設立当初は、教育系、看護系、学際系、短大系と養成背景の違い等によってお互いに理解不足な点があったことも否めませんでした。しかしながら、総会や養成教育ワークショップ等を通して対話を重ねるうちに、お互いの立場や状況を理解するなかで、養護教諭のよりよい養成のために全体として、協議会として、ともに協力し、団結していくといった機運が生じてきたように思います。準備立ち上げにご尽力いただいた大谷尚子会長の第1期、文部科学省との関係を築いて下さった2・3期の高橋香代会長の後、私が会長を拝命した4期からは役員任期が2年から3年と変更となりました。

第4期では、方針の第一番目に＜1. 社会的発言力の増大：社会に認められ、社会を変えうる協議会へ＞を掲げさせていただきました。具体的には、中央教育審議会答申（2012年8月）に対して、本協議会は意見照会団体となり、養護教諭に関する検討を強くお願いしてまいりました。そして、2014年3月には教育職員免許法「養護に関する科目」の改正に向けて、本協議会は文部科学大臣あてに要望書を提出いたしました。それ以外にも、坂東久美子文部科学審議官（当時）や文部科学省教職員課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課等に3年にわたり幾度となく訪問し、教育職員免許法「養護に関する科目」の課題について、検討をお願いし、関係を築いてまいりました。また、毎年行われる養成教育フォーラムでは、文部科学省初等中等教育局教職員課長（当時）藤原章夫様、文部科学省初等中等教育局教職員課企画室室長（当時）山下恭徳様よりご講演をいただきました。これらを通じて、徐々に日本養護教諭養成大学協議会の存在が知られるようになってきたと感じております。続いて方針の第二番目には、＜2. 社会改革に資する智の構築＞を掲げました。教員免許制度等のカリキュラムをより良いものにしていくためには、文部科学省に具体的な内容にまで踏み込んだ提案を、その根拠とともに示していく必要があります。そのために本協議会では、教育職員免許法「養護に関する科目」に関する検討を行ってまいりました。＜3. 会員校への貢献＞＜4. 会員間の交流・コミュニケーションの拡大＞＜5. 速やかな情報提供＞など、会員校への貢献も方針として掲げました。総会当日に行っていた養成フォーラムが、国や教員養成の政策や動向などの話題を取り上げることが多かった一方、日々の養護教諭養成教育にすぐに結びつくような、より身近なテーマを学びあうことや、情報交換を行うことを目的として、新たに2013年度より「養成教育セミナー」を開始いたしました。また、セミナー終了後には、懇親会を開催し、情報交換とともに、人と人とのネットワークも広がり、とても楽しいひと時となりました。その他には、文部科学省、日本学校保健会等の冊子を配布、会員校のメーリングリストを整備し、徐々に基盤ができつつあることを感じています。

各背景や各大学・短期大学の特色として、養成で重要視する部分が異なることはあると思います。しかしながら、共通する養護教諭養成の要は、極めていかなばなりません。今後さらに、相互に情報や悩みを共有し、お互いの努力や苦勞の結果を、これからの養護教諭養成全体に活かせる協議会へと発展し続けていくことと期待しております。

今あらためて、設立総会特別講演に学ぶ

2005年～2009年度 副会長

徳山 美智子



日本養護教諭養成大学協議会が、120余の養成機関を擁する団体となり創立10周年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。

日本養護教諭養成大学協議会は、2005年11月26日、養護教諭の免許を取得できる様々な大学・短期大学（部）・大学院が一つになって、養護教諭の養成を考えるとという趣旨に賛同した64大学の加盟による団体として誕生しました。私は、設立発起人（代表；大谷尚子氏・鎌田尚子氏・中桐佐智子氏）の末席に名前を連ね、第Ⅰ期（大谷尚子会長）及び第Ⅱ期（高橋香代会長）の副会長として本会の運営に関わらせていただきました。

顧みますと設立総会は、大正・昭和初期の雰囲気か漂う東京大学学士会館において、養護教諭養成教育に関わる64大学の教員が一堂に会し感動と熱気に包まれたなかで開催されました。

特別講演は、当時、文部科学省高等教育局専門教育課長 浅田和伸氏による「教員養成教育の展望」でありました。浅田氏は講演のなかで、「教員は専門性が求められるが、世の中からはそうは思われていないことが審議会の委員の発言内容からわかる。これは、教員免許に対する信頼性が低いことを示すものといえる。本来、免許は安心・安全に関わるものだが、教員についてはそうは捉えられないことはおかしいことである。このことは、大学における教員養成が全く信頼されていないといってもよい、開放制は、ともすると単位を集めてくれば免許が出ることにもなってしまう。『教員を育てることに責任を負わなければならないのは大学である。』『大学で教員を養成する』というならば、実績を積まないと社会から信頼が得られない。この基本の思いを私たちと共有していただきたい。この協議会に期待することは、大学において教員の資質をいかに高めていただくかということ。また、その努力を世の中に示していくことが、信頼を高め、信頼を取り戻すことになる。」（日本養護教諭養成大学協議会事業報告書2005～2007, p7, 2008. 文責；大谷一部改）との見解を述べています。当時も現在も、この講演内容をどう捉えるか、どう感じるかは人それぞれでありましょう。しかしながら、積年の課題となっていた「養護教諭養成カリキュラム」の総単位数が56単位（教諭59単位）で据え置かれていること、「保健師資格を有する人が『教職』や『養護』に関する科目を学ばず、『養護実習』を経験することなく二種免許状を得るという制度（教育職員免許法別表2のロ）」に果敢に切り込む必要性をプロ意識の高い方々は強く感じたかと推察しました。

私は、本会役員を退任するにあたり、会報紙Newsletter(Vol.11 2010.3. 23)において、会則の目的を軸に事業活動から抽出された問題・課題の解決の方向性を定めて継続的に取り組むこと、養護教諭所轄官庁（国、自治体）、全国養護教諭連絡協議会、養護教諭関連学会等と広域的な機能連携を図ること、活動成果等をより早く、政策等に反映され得る方途を探ること（行政府のみならず立法府をも視野に入れて）、運営や活動について自己評価と第三者評価を行うこと等、6項目の課題を列挙しました。それは、この設立総会における浅田氏の講演の内容が脳裏に深く刻まれて離れなかったからです。

戦後最大といわれる教育改革が進む中で平成26年7月29日、文部科学大臣諮問「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」が出されました。その内容から、今後、「チームとしての学校」が推進され学校現場へ多種多様な専門職業人が参画する時代の流れの中で、養護教諭の役割はさらに深化拡大していくものと推測されます。学校というチームの中で、養護教諭という専門職者の固有性を発揮して多職種連携をコーディネートする役割を果たすことができる養護教諭を養成するために、不易と流行の観点から養護教諭養成教育の内容を詳細に見直す必要があります。そのためには、会員大学間はもとより、養護教諭関係団体連絡会（2015年11月8日設立、加盟団体＝日本養護教諭教育学会・全国養護教諭連絡協議会・日本養護教諭養成大学協議会・日本教育大学協会全国養護部門・全国私立大学・短期大学(部)養護教諭養成課程研究会・日本健康相談活動学会・日本看護系大学協議会養護教諭養成教育検討委員会）や養護教諭所轄官庁・近接領域の学会・団体と相互の連携をなお一層深め、多様な活動を創出し成果を収めることが重要であると考えます。

最後になりましたが、本会役員並びに会員大学の教員の皆様、10周年の節目に設立趣意書や会則を紐解きその原点に立ち返って、新たな10年に向けて再スタートを切られることを切に願うと共に、本会の更なる充実発展を祈念しこの拙稿を閉じます。（元 大阪女子短期大学）

不易の養護魂を子どもから子どもへ

2005年～2009年度 副会長

鎌田 尚子



祝日本養護教諭養成大学協議会十周年、本当に充実してきました。設立と1期、2期の副会長を務めた鎌田尚子です。会長大谷尚子様と、熱い夏の日を走り廻り発起人71大学+複数の方に郵便ポストに投函した思い出があり、夜なべで、看板も筆と墨の手作りで始まり、何と成長した事と感激です。受付窓口を、教育系、学際系、短期大学系という言葉を組み出したことも思い出です。冊子の最後のページを見ますと、その学際系が10学問以上の分野に広がっており、こんなに沢山の学問を集約する会議は他にはない程多彩であります。

さて、10年ひと昔というが、人の発達で言えば一人前の人格が芽生えてくる年である。「養護学」のアイデンティティを持つ年齢を迎えたと申し上げたい。しかし、10歳の子どもが独り歩きするには、厳しすぎる社会の激動を眼前にしている。国の政策、文科省の激しい動向の記事を前にして、協議会が次の20歳を迎えるまでに、協議会の活動によっては養護教諭の存在が、下手をするとなくなってしまうかもしれない危惧を持つ。そうならないようにさらに発展させるには、かなりのエネルギーがいると思う。養護教諭養成課程をおく大学において、学科長のような組織のリーダーに立てる人は、ごくわずかである。多くは大学の学部の理念のもとに、小さなちいさな歯車として養護教諭の科目や実習や演習をこなしておられる。筆者もその小さな歯車の一つになっている。協議会では改善の案を図り、文科省に要望書も出されている。しかし、一般社会の様子を見ると、養護教諭の役割も専門性も全く見えない。1905年の学校看護婦から養護訓導、養護教諭と110年の養護教諭の歴史を持ってきた歴史を踏まえて、大谷先生と10年前、本音のところはアカデミックオートノミー(学問的自律)というか、アカデミックな学問作りを目指す願いから、高等教育機関の充実を願った設立であった。当初の看護学、教育学はもともとの免許科目ですが、今やそれに加えて10数の学問の参加により養成されている。

筆者は、養護教諭の世界はバベルの塔ではと危惧している。いろんな学問やタームが違う概念で飛び交う状況に置かれている。そういう状態にある養護学が心配である。2005年10月15日の設立趣意書「養護教諭養成大学の使命は、子どもたちの心身の発達に関わる複雑で多様な社会的要請や問題に応じることのできる高い専門性と力量をもつ養護教諭を養成することである。」しかし、基本となる教育職員免許法は、1953年(昭和28)の改訂以降殆ど手をつけられていない。1998(平成10)年に、独自の専門科目「養護概説」(2単位)、「健康相談活動の理論及び方法」(2単位)新設されたにとどまる。養護の専門科目としてこれ以外は、読み替える科目として学部共通科目として開講され、講義責任者に養護教諭の経験のない教授スタッフが医療職や心理職、福祉職をイメージして教える。養護専門科目の読み替えは、1/2～1/3を超えてはならない等の歯止めをするべきである。日本の固有の文化、子どもの文化と養護教諭の役割・使命感について熱く学生に語れる人、説明できる方が何人いらっしゃるか。会場の皆様が共有して、熱く語る熱意や情熱を養成の先端に立て共通理解のもとに進みたい。養護教諭の世界がバベルの塔であってはならない。いろんな学問やタームが違う概念が飛び交う状況にある養護学である。これではいけない。養護教諭像を子供たちのエビデンスに基づいたものにするべく、子供たちのQOLへ近づけるための養護教諭の使命観を共有できるように、昨年まで私はFD委員会で養護教諭の倫理綱領案をどのように落とし込むかということを考え荒木田委員長のもとで活動してきた。養護教諭の倫理綱領案が養護教諭の役割・使命を謳っている。ぜひ参考にしてほしい。そしてそれこそ10数の学問をつなぎ、バベルの塔を乗り越える羅針盤であってほしいと願っている。110年の歴史文化とともに築かれてきた養護教諭を次の10年で成人させたいと願う。協議会に集われる皆様のAcademic Autonomy(学問的自律性)に期待するが、養護教諭理念を忘れないでください。次の世代に熱く語れるプロフェッショナルな養護学と学校保健学の学問作り、養成のための研究指導であってほしいと願う。皆様、一人一人の工夫に期待すると共に、大学院カリキュラム、教職大学院、教職員免許法と課程認定基準の見直し、定数改善と改訂、横断的なチーム学校における養護教諭の専門性とマネジメント等々、日本養護教諭養成大学協議会に期待するとともに自らの課題・研究と学問的自律性に精進したいと考えている。どうもありがとうございました。

養護教諭の質の向上を目指しての組織の発展と 今後の活躍を期待して

2013年～2014年度 副会長

大原 榮子



養護教諭養成大学協議会の設立十周年を心よりお祝い申し上げます。

私自身、本協議会の設立準備の段階から、10年間理事として関わらせていただきました。2005年6月、この会の設立に先立ち、各大学及び関係者にどのように理解していただき、会への参加を呼びかけるとよいかを設立準備会で話し合い、各大学の関係者に声をかけことを覚えています。私も養護教諭養成に入って10年目で、まだ私立の短期大学での養成校が全国に数多くあった時代でした。

当時、養護教諭養成のあり方について学ぶ場としては、私立の短期大学での集まり（現在の全国私立大学・短期大学部養護教諭養成課程研究会）が唯一でした。1年間に2回持ち回りで会を開催し、授業の進め方や教員採用試験に向けての指導について研究会を行ってきました。教育現場では、いじめや不登校、ひきこもり等が社会問題として取りあげられるようになり、学校教育のあり方が問われるとともに、保健室や養護教諭への期待が大きく高まったころでもあります。

養護教諭養成に携わる中で、他大学ではどのように行われているのか、また、子どもの健康課題が山積している学校の中で、卒後すぐに現場の課題に即して働くことのできる力量ある養護教諭をいかにして養成していくのかなど、課題は山のようにあり、その一つ一つを話し合い、解決できるような全国的な組織の必要性をひしひしと感じていました。そのような中で、この養護教諭養成大学協議会の設立は、養護教諭を養成する多くの大学教員に大きな期待と希望を抱かせるものでした。

役員の一員として、各大学でのカリキュラムを参考にしながら、養成教育のカリキュラム検討を始めました。それまで勤務校のカリキュラムしか知らなかった自分にとって、他大学での開講科目やその内容を学び、さらに本協議会として養護教諭を育てていくために必要なカリキュラムについて検討することは、重い責任を感じることはありませんでしたが、同時に非常に貴重な経験でもありました。

本協議会が創設10周年の節目を迎え、124の養成機関が加盟校となった現在、この協議会の果たしていく役割は、これまで以上に養護教諭養成の指針を示す上で大きな役割を担うこととなるでしょう。各大学の特色を生かしながらも、養護教諭の資質向上のために大いに協議し、成長して欲しいと願っております。

日本養護教諭養成大学協議会

10周年記念誌

目次

10周年の歩み

1. 設立までの準備

年表・学会設立準備・設立に至る経過報告	2
---------------------	---

2. 総会 講演

1) 養成教育ワークショップ	12
2) 養成教育フォーラム	13
3) 養成教育セミナー	16

3. 委員会活動

1) 教育課程（カリキュラム）検討委員会	19
2) 養成制度（法制度）検討委員会	21
3) FD検討委員会	24

4. アンケート調査関係

1) 2006年7月 養成課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会 養成課程（カリキュラム）、養成制度に関するアンケート調査	26 27
免許法、カリキュラムに対して感じている問題・課題等に関するアンケート調査	28
2) 2007年5月 教育課程（カリキュラム）検討委員会 「養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラム」（2006）の中項目ごとの重要度について養成側と実践側の認識並びに、養成大学における実施度についての調査	29 30
3) 2008年7月 FD検討委員会「養護実習、病院実習の現状と課題」	34
4) 2008年8月 「免許更新講習に関する調査」	41
5) 2011年11月 「養護教諭の資質向上のためのアンケート調査」	44
6) 2015年10月 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校のあり方について」への要望書への意見集約	50

5. 文部科学省大臣へ提出した意見・要望書関係

1) 2005年12月 中央教育審議会中間報告「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に対する意見	51
2) 2007年12月 中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」に対する意見	52
3) 2010年3月 文部科学省「教員の資質向上方策について」の提案	54
4) 2012年6月 教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見—日本養護教諭養成大学協議会—	56
5) 2013年・2014年 文部科学大臣あて要望書	59
6) 2015年11月14日「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について—日本養護教諭養成大学協議会—	60
7) 2015年11月14日「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）への意見—日本養護教諭関係団体連絡会—	62
8) 2015年11月19日「養護教諭の養成・採用・研修の充実にむけて（要望）」—養護教諭関係団体連絡会—	64
9) 2015年11月30日「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」—日本養護教諭養成大学協議会—	65

「資料」 ・ 歴代役員一覧 ・ 各種委員会委員一覧 ・ 会員大学数	66
-----------------------------------	----

1. 設立までの準備

日本養護教諭養成大学協議会

設立総会

日時：2005年11月26日（土）13：00～18：30
（受付 12：00～）

場所：学士会館本館（東京）

第一部 設立総会

- ・日本養護教諭養成大学協議会設立の経過報告
- ・教員養成教育の展望
（文部科学省 高等教育局 専門教育課 課長 浅田和伸氏）
- ・議事次第、議案

第二部 記念講演

- ・これからの大学教育のあり方
一人を育てる専門職業人の育成にどうかかわるかー
（千葉大学 学長 古在豊樹氏）

日本養護教諭養成大学協議会設立総会

日時：2005年11月26日（土）13：00～18：30（受付 12：00～）
場所：東京学士会館（東京都千代田区神田錦町 Tel 03-3292-5931）

第一部 設立総会 13：00～15：30

13：00～13：20

- ・日本養護教諭養成大学協議会設立の経過報告
- ・ご来賓の紹介
- ・関係団体からのご祝辞

13：20～

- ・「教員養成教育の展望」
文部科学省 高等教育局 専門教育課 課長 浅田和伸氏

14：30～15：30

議事

議案 1. 日本養護教諭養成大学協議会会則（案）

議案 2. 役員選出

議案 3. 2005（平成17）年度事業計画（案）

議案 4. 2005（平成17）年度予算（案）

議案 5. その他

第二部 記念講演 15：40～16：40

「これからの大学教育のあり方

- 一人を育てる専門職業人の育成にどうかかわるかー」
講師 古在 豊樹 千葉大学学長

第三部 懇親会／ネットワーク 17：00～18：30
（懇親会参加費 5,000円）

「日本養護教諭養成大学協議会（仮）」設立趣意書

近年の学校現場は、新たな感染症の出現に脅かされる一方、いじめ問題や薬物乱用・性の逸脱行動あるいは不登校・保健室登校など、子どもたちの心身の発達に関わる複雑で多様な問題が生じております。そのため、養護教諭には子どもたちの健康の保持増進と健やかな心身の成長を支援するための、より高い専門性と力量が求められています。

このような社会的要請に応えられる養護教諭を育成することが、養護教諭養成大学の使命です。しかしながら、養成教育の基本となる教育職員免許法は1953年（昭和28年）の改訂以降、あまり大きな改訂は行われておらず、1998年（平成10年）に「養護概説」と「健康相談活動の理論及び方法」が養護教諭独自の専門科目として新設されたことにとどまっています。養護教諭のより高い専門性と力量を担保する養成教育のためには、現行の教育職員免許法に規定する科目には見直しが必要であると考えます。

また、養護教諭免許状を授与できる課程として認定された大学は年々増加し、2005年4月現在では約100大学になりました。それぞれの大学が、よりよい養護教諭の育成をめざして教育内容及び方法の検討を重ねていくことは当然のことです。しかし、前述したように学校教育が抱える課題が複雑化・多様化しているため、専門職業人である養護教諭に必要な資質能力や、高度の実践力・応用力を育成するには養護教諭養成大学の総意をもって解決し研鑽する必要があります。

そこで、養護教諭養成に携わる大学の関係者が協議する場を設けるべきではないかと考

え、「日本養護教諭養成大学協議会（仮称）」を立ち上げることになりました。本協議会は、養護教諭養成に関わる大学相互の提携と協力によって養護教諭養成における高等教育機関としての使命達成を目的とするものです。目的を達成するための事業としては、養護教諭養成に関する教育及び研究の充実、養成に関わる教員の資質向上、各大学の情報交換及び連絡・協議などを想定しています。全国の養護教諭養成教育を束ねる組織母体として、各大学の様々な思いや問題を共有し、養護教諭の養成教育の充実と向上のための方策を考えていきたいと思っております。

以上のような設立趣旨をご理解いただきまして、養護教諭養成に関わる全国の大学が「養護教諭養成大学協議会（仮）」に加入されますよう心からお願い申し上げます。

2005年10月15日

設立発起人（五十音順）

代表：大谷尚子（茨城大学）・鎌田尚子（女子栄養大学）・中桐佐智子（吉備国際大学）

阿部清子（今治明德短期大学）荒木田美香子（大阪大学）出井梨枝（園田学園女子大学）大原榮子（名古屋学芸大学短期大学部）岡田加奈子（千葉大学）楠本久美子（国際仏教大学短期大学部）古賀由紀子（九州看護福祉大学）後藤ひとみ（愛知教育大学）高橋香代（岡山大学）竹田由美子（神奈川県立保健福祉大学）津島ひろ江（広島大学）徳山美智子（大阪女子短期大学）

●賛同者（五十音順）

井形昭弘（名古屋学芸大学・学長）奥田清明（四天王寺国際仏教大学・学長）香川芳子（女子栄養大学・学長）菊池龍三郎（茨城大学・学長）古在豊樹（千葉大学・学長）中西克彦（名古屋学芸大学短期大学部・学長・理事長）藤田和弘（吉備国際大学・学長）南裕子（兵庫県立大学・副学長）森田俊朗（四天王寺学園法人・理事長）

明石要一（千葉大学・教育学部部長）大津洋子（名古屋学芸大学短期大学部・学生部長）五明紀春（女子栄養大学・栄養学部部長）島田公雄（吉備国際大学・保健科学部部長）田代尚弘（茨城大学・教育学部部長）中島邦夫（東海学園大学・人間健康学部部長）野嶋佐由美（高知女子大学・看護学部部長）

天野昭子（徳島文理大学）新井猛浩（山形大学）池本貞子（順正短期大学）石川美加枝（福岡県立大学）石崎トモイ（新潟青陵大学）石田妙美（東海学園大学）石原貴代（名古屋学芸大学短期大学部）糸魚川政孝（東海学園大学）伊藤武彦（岡山大学）伊藤光代（女子栄養大学）今野洋子（北海道浅井学園大学）今村友木子（東海学園大学）上野純子（日本体育大学）牛尾禮子（吉備国際大学）遠藤伸子（女子栄養大学）大川尚子（関西女子短期大学）大曾根孝子（飯田女子短期大学）太田誠耕（弘前大学）大友一夫（瀬戸内短期大学）大平曜子（兵庫大学）岡志保子（愛知みずほ大学）岡本陽子（吉備国際大学）垣内シサエ（名古屋学芸大学短期大学部）葛西敦子（弘前大学）梶岡多恵子（愛知学院大学）勝田仁美（兵庫県立大学）釜賀雅史（名古屋学芸大学）

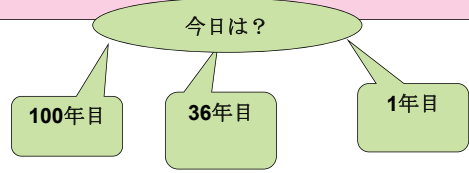
上山真知子（山形大学）河内信子（岡山大学）神戸美絵子（愛知みずほ大学短期大学部）北口和美（園田学園女子大学）木村真代子（東海学園大学）小玉正志（弘前大学）小林壽子（鈴鹿国際大学短期大学部）小林央美（弘前大学）小山眞理子（神奈川県立保健福祉大学）斉藤ふくみ（熊本大学）坂田昭恵（女子栄養大学）坂田淳（徳島文理大学）佐竹毅（茨城大学）崎濱秀行（名古屋学芸大学短期大学部）佐藤光毅（弘前大学）佐藤雄一（弘前大学）塩田留美（千葉大学）杉田克生（千葉大学）鈴木啓子（東京福祉大学）關克義（千葉大学）高橋浩之（千葉大学）瀧澤利行（茨城大学）竹下誠一郎（茨城大学）竹鼻ゆかり（東京学芸大学）志津佐和代（山崎医療福祉大学）谷田恵美子（吉備国際大学）近森けいこ（名古屋学芸大学）細島誠（茨城大学）津村直子（北海道教育大学）富田勤（北海道教育大学）鳥山初江（東京福祉大学）内藤祐子（国士館大学）長尾光城（山崎医療福祉大学）中村朋子（茨城大学）中安紀美子（徳島大学）野崎とも子（千葉大学）野村純（千葉大学）橋本和子（高知大学）花澤寿（千葉大学）林修（女子栄養大学）藤井恭美子（名古屋学芸大学）吉川ツネ子（園学院大聖橋本短期大学）堀内久美子（名古屋学芸大学）本田優子（熊本大学）松枝陸美（岡山大学）松嶋紀子（大阪教育大学）松田芳子（熊本大学）三木とみ子（女子栄養大学）道廣隆子（吉備国際大学）満田タツ江（鹿児島女子短期大学）三村由香里（岡山大学）宮村眞晴（東海学園大学）村岡幸彦（国士館大学）面沢和子（弘前大学）森川英子（関西女子短期大学）森本見子（徳島文理大学）門田新一郎（岡山大学）吉田あや子（西尾女学院大学）

（2005年9月末日 現在）

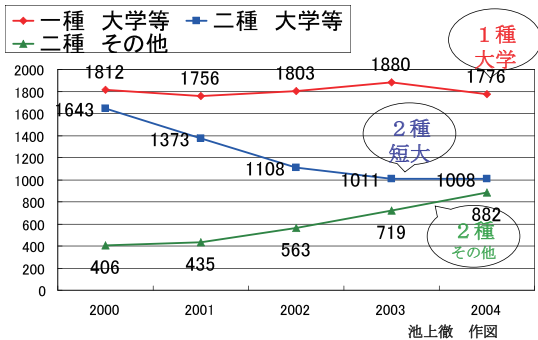
養護教諭養成大学協議会 設立に至る経過報告

大谷 尚子
(茨城大学教育学部)

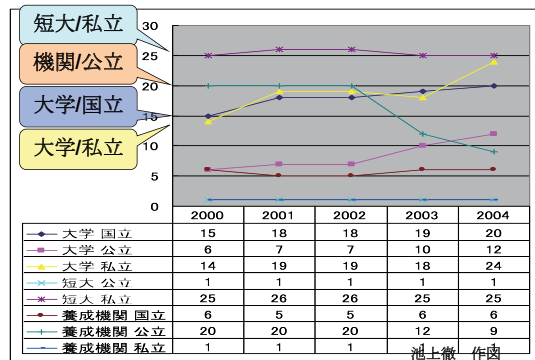
養護教諭養成大学協議会 設立に至る経過報告



1. 養護教諭免許授与件数



2. 課程認定大学等数



3. 養護教諭養成の現状

多様な養成制度の中での養成→プラス面
マイナス面

子どものニーズに対応できる資質を
育成するための養成教育の苦勞

協働の
よりよい養護教諭養成に向けた取り組みの必要

4. これまでの養護教諭教育の研究

より良い養成をめざして



5. これまでの養護教諭教育研究の概略～これらの成果を引き継ぐ～

研究①

国養協

教大協
の前身

養護教諭養成制度に関する検討委員会

研究②

日本学校保健学会
「養護教諭の養成教育のあり方」
共同研究班による研究
(1985～89)

研究③

日本教育大学協会
全国養護部門

教育職員免許法と『養護学』
養護実践学と 養護基礎学

研究④

日本養護教諭教育学会

養護教諭養成教育カリキュラムの検討(2)
教育内容の構造化を目指して
学会助成 共同研究班 2002

研究⑤

日本教育大学協会
全国養護部門

2005.10.10

公開シンポジウム

養護教諭の資質向上を目指した
モデル・コア・カリキュラムの提案

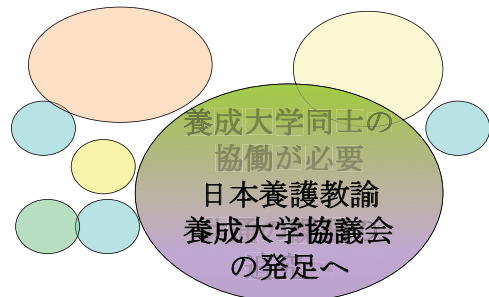
公開シンポジウムの参加者 117名

大学教員	養護教諭	学生 院生	教育委 員会	その他
現 65 非常勤 3 元 3	現 25 元 3	学生7 院生2	6	学会 団体 文科省
71	28	9	6	3

公開シンポジウムの参加者
大学教員の所属

教大協・所属大学	その他の大学
教員養成系	国立大学 7
大学	公立大学 5
学部	私立大学 14
	短期大学 11
28名	37名

6. 養護教諭養成大学の協働へ



日本養護教諭養成大学協議会

設立に至る経過報告

おわり



活動は、
本日、ここから

はじまり

設立準備委員会の活動

	日 時	場 所	議題・協議内容
準備委員会 第1回			
準備委員会 第2回	2005年2月7日 (月曜日) 13:00~15:00	女子栄養大学 2号館2階 ゼミ室	1. 名称の検討 「日本養護教諭養成大学協議会」案が了承 2. 会の「構成メンバー」について検討 3. 組織の参加呼びかけ 4. 規約の作成 他
準備委員会 第3回	2005年3月14日 (月曜日) 13:30~16:00	女子栄養大学 駒込校舎 2階応接室	1. 規約(案)の検討 2. 趣意書の検討 3. 第1回総会までの準備 1) 学校データベースの作成 2) 会員の募集 4. 暫定役割案 他
準備委員会 第4回	2005年5月6日 (金曜日) 13:00~17:00	女子栄養大学 駒込校舎 2階応接室	1. 幹事に植田誠治氏が加わった 2. 再検討・変更事項 3. 今後の予定
発起人会 第1回	2005年6月4日 (土曜日) 13:00~16:40	女子栄養大学 駒込校舎 1301室	1. 参加者の自己紹介 2. 日本養護教諭養成大学協議会発足について 3. 日本養護教諭養成大学協議会発起人会の構成及び発足人について 4. 本協議会の規約(案)について 5. 趣意書について 6. 今後の予定及び準備について 総会開催の準備、日時、場所、呼びかける対象となる大学の一覧作成
発起人会 第2回	2005年8月29日 (月曜日) 11:00~17:00	女子栄養大学 駒込校舎 3303室	1. 趣意書の検討 2. 規約 3. これからの作業日程 4. 発起人代表 5. お金
発起人会 第3回	2005年9月23日 (金・祝日) 11:00~16:30	キャンパスイノベーションセンター6F 千葉大学 オフィス	1. 趣意書について 2. 規約について 3. 機関参加か、個人参加か 4. 組織(図) 5. 趣意書の別紙(賛同者名簿一覧)の取り扱いについて 6. 会員大学の定義 7. 会長・副会長 8. 設立総会 9. 申込み 10. 今後の予定

発起人会第4回	2005年10月28日 (金曜日) 18:00~21:00	仙台「青葉区中央市民センター」第二会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会則について 2. 2006年総会 3. 総会における役員の推薦 4. 設立総会・懇親会(11月26日) 5. 広報活動 6. 会員の情勢
設立総会	2005年11月26日 (土曜日) 13:00~18:30	学士会館本館	<p>一部 設立総会 13:00~15:30</p> <p>二部 記念講演 15:40~16:35 講師：古在豊樹 千葉大学学長</p>
第1回特別運営委員会	2005年11月26日 (土曜日) 18:30~19:50 学士会館	学士会館	<p>これからやるべきことの検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報:本日の内容を広報する 2. 会則にかかわる細則などの検討(特別運営委員会で検討) 3. 今後の活動のあり方の検討
第1回運営委員会	2006年2月28日 (火曜日) 10:00~17:00	キャンパスイノベーションセンター6F	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会則の確認 2. 加入大学へ送付する書類の確認 3. 未加入大学への広報 4. 総会の日程並びに開催地について 5. 選挙規定について 6. 委員会について、会員募集等 7. ネットワーキング 8. その他
第2回特別運営委員会	2006年6月17日 (土曜日) 11:00~17:00 11時:養成制度委員 教育課程委員会 合同委員会開催 終了後:特別運営委員会開催	キャンパスイノベーションセンター リエゾンコーナー501	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回総会について 2. 選挙規定について 3. 機関誌の発行について 4. 総会準備の手順ほか

大谷先生の資料より引用して作成した

日本養護教諭養成大学協議会 活動年表

年	月日	活動内容	講演		養成教育ワークショップ
			演題	講師	
2005年	11月26日 12月28日	日本養護教諭養成大学協議会 発足 第1回総会(設立総会):東京学士会館 養成制度検討委員会発足 教育課程(カリキュラム)検討委員会発足 中教審中間報告「今後の教員養成免許制度の在り方について」パブリックコメント	1. 教員養成教育の展望 2. これからの大学教育のあり方 ～人を育てる専門職業人の育成にどうかかわるか～	文部科学省高等教育局 専門教育課長 浅田和伸氏 千葉大学学長 古在豊樹氏	
2006年	7月 9月8日	ニュースレター創刊 教育課程(カリキュラム)検討委員会・養成制度(法制度)検討委員会アンケート調査 第2回総会:キャンパス・イノベーションセンター国際会議場 2006年度養成教育ワークショップ			1. ランチオン・ネットワーク 2. 検討委員会報告 ・養成制度検討委員会 ・教育課程検討委員会 3. ワークショップ
2007年	9月17日 12月20日	第3回総会:キャンパス・イノベーションセンター国際会議場 教育課程(カリキュラム)検討委員会アンケート調査 2007年度養成教育ワークショップ 文部科学省「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として取り組みを進めるための方策について」に対する意見			1. 検討委員会報告 ・養成制度検討委員会 2. ランチオン・ネットワーク 3. ワークショップ
2008年	3月 7月 9月5日	FD検討委員会発足 ホームページ開設 FD検討委員会「養護実習、病院実習」に関するアンケート調査 免許更新講習に関するアンケート調査 第4回総会:キャンパス・イノベーションセンター国際会議場 2008年度養成教育ワークショップ	養護教諭の免許状更新講習について	文部科学省初等中等教育局 職員課教職員免許企画室長 宮内健二氏	養護教諭育成における実習のあり方
2009年	9月4日	第5回総会:キャンパス・イノベーションセンター国際会議場 2009年度養成教育ワークショップ	養護教諭対象の教職実践演習について	文部科学省初等中等教育局 教職員課免許係長 田井祐氏	教職実践演習に関する事例報告 ・短期大学における取組 黒澤宣輝氏 ・4年生大学における取組 松江睦美氏
2010年	3月31日 9月3日	文部科学省「教員資質向上方策について」の提案 第6回総会:キャンパス・イノベーションセンター国際会議場 2010年度養成教育ワークショップ	今後の教員養成の動向について	文部科学省高等教育局 大学振興課教職大学院企画係長 須原愛記氏	今後の教員養成の課題と展望 グループテーG29.J32について・現職研修との関連について
2011年	9月2日	第7回総会:キャンパス・イノベーションセンター国際会議場 2011年度養護教育フォーラム 養護教諭の資質向上のためにアンケート調査			
2012年	6月 9月7日	文科省「職職員生活を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議のまとめ)」に対する意見 第8回総会:キャンパス・イノベーションセンター国際会議場 2012年度養成教育フォーラム			
2013年	1月12日 9月5日 9月6日 12月7日	養護教諭の資質向上を考える会(全国養護教諭連絡協議会と共同) 2013年度養成教育セミナー 第9回総会:女性就業支援センター 2013年度養成教育フォーラム 養護教諭の資質向上を考える会(全国養護教諭連絡協議会と共同)			
2014年	3月20日 9月4日 9月5日	文部科学大臣へ要望書 2014年度養成教育セミナー 第10回総会:東京ウイメンズプラザホール 2014年度養成教育フォーラム	教員免許制度に関する最近の動向と今後の検討の方向について	文部科学省初等中等教育局教職員課免許企画室長 山下恭徳氏	
2015年	9月3日 9月4日 9月4日 11月14日 11月30日	2015年度養成教育セミナー 第11回総会:きゅりあん 2015年度養成教育フォーラム 10周年記念行事 文部科学省「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」パブリックコメント 文部科学省「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」パブリックコメント	これからのスクールソーシャルワーカーの活用と養護教諭養成に期待すること (話題提供)スクールソーシャルワーカーの現状 10周年を祝して	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課課長補佐 齋藤大輔氏 横浜市教育委員会事務局指導部人権教育・生徒指導課 岡安朋子氏 高橋香代氏・鎌田尚子氏 ・大原榮子氏	

年	養成教育フォーラム		養成教育セミナー	社会の動き
	演題	講師		
2005年				発達障害者支援法施行
2006年				教育基本法の改訂
2007年				学校教育法の改訂
2008年				新学習指導要領改訂
2009年				教員免許更新講習開始
2010年				
2011年	1.教員養成改革の動向 2.養護教諭養成の立場から 3. 指定発言	独立行政法人教員研修センター理事 高岡信也氏 日本養護教諭養成大学協議会 会長 高橋香代氏 ・養成制度検討委員会委員長(後藤ひとみ氏) ・教育課程検討委員会委員長(岡田加奈子氏) ・FD検討委員会委員長(池添志乃氏)		3. 11 東日本大震災福島原発事故 10月大津・中学生いじめ自殺
2012年	教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について	文部科学省初等中等教育局教職員 課長 藤原章夫氏 質疑応答・全体討論		12月 調布市小学校アレルギー死亡事故
2013年	1.教員養成にかかわる中央教育審議会の動向について 2.養護教諭養成に関わる諸課題の改善に向けて一過去に学び未来につなぐー	くらしき作陽大学子ども教育学部長 中央教育審議会委員 高橋香代氏 女子栄養大学客員教授 三木とみ子氏	養護教諭の実践力育成に向けた取り組み 3校から実践例 ・飯田女子短期大学(菊地美紀子氏・奥井現理氏) ・埼玉県立大学(櫻田淳氏) ・愛知教育大学(後藤ひとみ氏) ・グループ討論	6月いじめ防止対策推進法
2014年	これからの養護教諭を育てるための養成教育カリキュラム		養護教諭養成における実践力育成に向けた取り組み ・教職実践演習の実際 小林央美氏 ・養護教諭養成における倫理教育(荒木田美香子氏・亀崎路子氏・鹿間久美子氏) グループ討議	
2015年			養護教諭養成教育におけるアクティブ・ラーニングの充実 第一部講演:「学生に深い学びを引き起こすアクティブ・ラーニングとは」 国立大学法人長崎大学・大学教育イノベーションセンター教授 山地弘起氏 第二部「養護教諭養成教育におけるアクティブ・ラーニングの現状と課題」 分科会と全体会	

2. 総会 講演

1) 養成教育ワークショップ

2009年度 養成教育ワークショップ

文部科学省初・中・高教職員課の田井祐子氏より「養護教諭対象の教職実践演習について」の講演の後、先行して実施している大学の紹介として、名古屋学芸大学短期大学部の黒澤宣輝先生と岡山大学教育学部の松枝陸美先生より取り組み内容について報告いただきました。

その後、教育系大学、学際系大学、看護系大学、短期大学のグループに分かれて、現状の報告を踏まえ今後の課題について討論を行いました。昼食とりながら、それぞれのグループに分かれて情報交換を行い、親交を深めました。その後引き続き活発な討論が展開されました。最後に全体会で各グループからの報告と、ご陪席いただいていた田井氏への質疑応答を行い、教職実践演習への心構えと各学校の課題を考える機会になりました。

岡田加奈子（千葉大学）

2010年度 養成教育ワークショップ

養成制度検討委員会が担当して、「これからの養護教諭養成の課題と展望」のテーマで開催しました。文部科学省高等教育局大学振興課教職大学院企画係長 須原愛記氏より、「今後の教員養成の動向について」の講演の後、後藤委員長よりグループワークの趣旨説明があり、配布資料をもとに3グループに分かれて協議を行いました。

このワークショップでは、これからの養護教諭養成の現代的課題について、①何が問題であり、課題か ②どうありたいか ③本協議会がなすべきことは何かの3点について具体的な取り組みを協議しました。

「A教育職員免許法の内容について」では、専門科目及び実習のための履修科目単位時間が28時間では少ないことや各大学の設定の形態、実情での内容読み替え等の問題から、「カリキュラムや実習を含めた履修カルテの全体性、連続性を考える」必要性が示され、資質向上のためのモデルカリキュラムを本協議会が文部科学省へ提示していく必要性が提案されました。「B養成教育の年数について」からは、カリキュラムの流れや順序性が問題点として出され、何をどのように効率的に教えていくのかをこの協議会で検討してほしいと提案がありました。また、「C現職教育との関連について」からは、養成課程が多様であることから、現場のニーズの把握と対応が必要であり、そのためには大学と現職、教育委員会との連携のモデルケースの提示やコアカリキュラムの定着が必要であると提案がありました。

これらの提案を受けて、会場からは「全国養護教諭連絡協議会などに働きかけて現職教員の意識を高めていく必要」「各グループから出された課題を本協議会が文部科学省へ提示していく必要」「制度が動くときには一気に動くことがあるため、本協議会で意見を蓄積しておく重要性」などの意見が出され、「協議会として、これまで積み上げたもの、研究成果をデータとして示していきたい」と会長から説明がありました。

河田史宝（金沢大学）



2010年度養成教育ワークショップグループ協議の様子

2) 養成教育フォーラム

2011年度 養成教育フォーラム

2011年の養成教育フォーラムでは、「教員養成改革の動向－中教審特別部会の議論を踏まえて」と題して、独立行政法人教員研修センター理事の高岡信也氏より講演をいただきました。免許更新制や教職大学院制度、養成機関の課題、現場の課題や社会ニーズに対応した教育など教員養成の動向についての情報を提供していただきました。「教育改善の取組の契機と成果」「養成教育改善のための管理・運営組織のあり方」「育成すべき教員像の明確化」「養成教育カリキュラムの改善のあり方」といった視点から教員養成教育の改善の必要性についても具体的にご示唆をいただき、教員養成改革についての理解を深めることができました。

また、本協議会の高橋香代会長より「養護教諭養成の立場から」と題し、特別部会での養護教諭に関する報告や教員養成教育改善の取り組みについての講演がありました。①育成する教員像、教員として必要な資質能力の明確化、②体系的な教員養成プログラム等について説明があり、養護教諭においても教員同様に教職生活全体を通じた総合的・一体的な資質向上策を検討する必要があること、そのためには、教育免許法の構造化と架橋を意識した科目構成等への改定を行う必要があること③養護教諭においても修士レベル化が必要であること④免許状と研修の一体化において、専門免許状の領域に「学校保健」を位置づける必要があることが話され、養護教諭養成改革の動向についても考え、理解を深める機会となりました。その後、本協議会の常設検討員会委員長による指定発言があり、全体討論では活発な意見交換を行いました。事後アンケート（66名）では、「養成大学として取り組まなければならない課題が明確化した」「養護教諭の求められる資質を見極め、養成に力を注いでいきたい」などのご意見がありました。また、「今後も養成教育の充実に向かって核となり続けてください」というご意見もあり、本協議会が果たす役割の重要性を認識し、今後もさらに養成大学の先生方や現職養護教諭の先生方とともに養成教育の充実をめざしていく思いを新たにしました。

池添 志乃（高知県立大学）

2012年度 養成教育フォーラム

本年度の養成教育フォーラムは、文部科学省初等中等教育局 教職員課長 藤原章夫氏を迎えて講演「教職生活全体を通じた教員の資質向上の総合的な向上方策について」を開催いたしました。

講演の内容は、今回の改革として打ち出されている修士レベル化の意味についてと、制度改正の時期や今後の見通しでした。修士レベル化については、これまで「修士にする必要があるのか」、あるいは「6年制で教員を養成することがよいのか」といった議論がありましたが、最終的には教職生活全体の中で修士レベルの学びを確実に組み込み、その中で教員の資質能力を向上させていく。必ずしも大学院に行かなければ教員になれない制度にはしないというラインでこの答申がまとめられたということでした。また、制度改正の時期や今後の見通しについては、着実に修士レベル化の方向に進められているが、改正の時期及び今後の見通しについては未定であり、まだ明確ではないとのことでした。

今回、「1. 現状と課題」、「2. 改革の方向性」、「3. 当面の改善方策」の3章構成で答申がなされており、当日は配布資料に沿って講演が進められました。「1. 現状と課題」では、修士レベル化が議論された経緯として「社会の変化」、「学校現場自体の課題の多様化、高度化、複雑化」、「学校が小規模化しているという問題」、「新人教員のメンタルの問題」、「生涯を通じて学び続ける」が挙げられました。また、これからの教員に求められる資質として、(1)教職に対する責任感、探求力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力、(2)専門職としての高度な知識・技能、(3)総合的な人間力の3つの資質能力が必要であると述べられました。「2. 改革の方向性」では、教員を高度専門職員として明確に位置づけることと、免許状制度の改革の方向性については教員という枠において一括で議論しており、養護教諭等、職種も含めた職種ごとの検討はこの答申の中では必ずしも明確にはなっていないとのことでした。今回の答申では、大きな方向性を示しながら当面の改善方策を提言するという構成となっており、総論として論じられているため養護教諭はその中に含まれるものだという事で理解頂きたいと講演の中で語られました。提言の中で、今後標準的な免許状としては修士レベルの「一般免許状」を創設する。具体的には学部4年に加え、1年か

ら2年程度の修士レベルの課程での学習を標準とする。また一方で学部レベルの「基礎免許状」というものも併せて創設し、その基礎免許状でも教壇には立てるという制度設計で考案されていると話されました。最後に「3. 当面の改善方策」として、修士レベル化方向に向けての関係者が取り組むべき具体的な内容は、「教育委員会・学校と大学の連携」、「修士レベルの課程の質と量の充実」など、協働についての提言でした。まとめとして、修士レベル化というのは大変大きなテーマであり、一朝一夕にはできないということを覚悟していく必要がある。修士レベル化の方向をめざし着実に進める必要がある。その上で一番重要なことは、大学の関係者と学校や教育委員会など民間の関係者が連携共有し、必要な内容は何かということを変更して明らかにしながら、その養成の課程、採用の在り方、更には研修の在り方をもう一度再構築していく作業が必要である。今回の答申を踏まえて今後そういった作業を進めながら今後の在り方を考えると締めくくられました。

講演後の質疑応答では格差の問題や短大の教育、今後の制度設計の見通し、教育委員会と学校、大学との連携・協働などの視点についての質問がありました。活発な討議により学びを深めることができました。

大原 榮子（名古屋学芸大学短期大学部）

2013年度 養成教育フォーラム

今年度の企画・運営は養成制度検討委員会が担当し、総会後の13:00～16:15に、「養護教諭の質保証にむけた養成制度の改革について考える」をテーマとして開催しました。本委員会では、これまでに行った調査等を通じて、開放制、教育年限、課程認定、専門科目担当者、修士レベルなど、養護教諭養成の質保証にかかわる制度上の諸課題を整理してきましたが、改善の手立てについては未だ十分な検討がなされていないことから、教員養成（特に養護教諭養成）を取り巻く状況の基礎的理解と情報共有を行い、今後に向けて改善すべき養成制度の諸課題を捉えることを目的に上記テーマを設定しました。

フォーラム全体は、開催趣旨等の説明、講演2題（質疑応答含む）、協議、まとめで構成しました。講演は、文部科学省行政に精通しておられる先生方にお越し、講演1「教員養成にかかわる中央教育審議会答申の動向について」は高橋香代先生（くらしき作陽大学）、講演2「養護教諭養成にかかわる諸課題の改善にむけて」は三木とみ子先生（女子栄養大学）にご登壇いただきました。全体協議では、現状の基礎的理解、情報共有、諸課題の把握を行うため、自由討議を行いました。「行政と連携した継続教育が展開されるべきであろう」や「養護教諭の修士課程を踏まえ、4年間でどこまで学修させるべきかを検討する必要がある」といった意見が出され、養成と採用研修・現職研修と一体化して進めていくことの必要性が確認されました。また、どのような養護教諭を育てるかを明確にし、熱意と情熱をもって養成していくことの重要性や、養成課程で抱える問題解決のためには、養護教諭に関する団体と連携をとりながら丸となって取り組む必要性についての意見もありました。

委員長からは、今後も引き続き、養成に関わる現状分析を行っていくこと、子どもの課題をふまえて期待される養護教諭像の共有化をはかっていくこと、カリキュラム検討委員会やFD検討委員会とも連携しながら協議を重ねていくことなどのまとめがなされました。なお、当初は「養護教諭養成のこれまでと教員養成のこれから」という企画でご案内しておりましたが、事情によりテーマ等を変更致しましたことをお詫び申し上げます。

（教育課程・養成制度検討委員会）



2013年度



2014年度

養成教育フォーラムグループ協議の様子

2014年度 養成教育フォーラム

2014年度の教育養成フォーラムは、「これからの養護教諭を育てるための養成教育カリキュラム」として、一部文部科学省初等中等教育局教職員課免許企画室室長の山下恭徳氏の講演を拝聴しました。ここでは、教員免許法についての最新の情報と方向性を知ることができました。

二部では、カリキュラム検討委員会が養護に関する科目に関する検討のこれまでの経緯と、会員校に8月中旬に実施した養護に関するアンケート結果及び、役員会案について提案しました。このことを受けて、会員校の皆様にご意見をいただきました。グループから以下のような意見が出されました。

これからの養護教諭に必要な力については、今後の人口増加を考えた時、子どもだけではなく、高齢者から若い母親も視点に入れた活動の学校Health promotionの発想で展開していく力が求められる。管理職の立場から、的確に判断できる、校長に提案・発信できる養護教諭が必要である。コミュニケーション能力、マネジメント能力の必要性もある。これらの能力も基礎的な知識と技術、ベースになるものが育っていなければ応用することができないことが話し合われました。

次いで、養護教諭養成大学として、どのような能力を持った養護教諭を育成していきたいかでは、学校現場で役立つ実践力、物事を科学的に考える能力、自分で判断して考えて活動できる力、心身ともに実態を把握し、アセスメントを実施し、教育活動をプランニングしていく力、教職教養の力をつける、看護の力をつけたいという意見ができました。さらに養成機関の種別に関わらず養護教諭養成のポリシーの他、子どもの健康課題の改善に向けた多様なアプローチを創造する力、学び続ける養護教諭を育てることが必要であることが話し合われました。養成の教員間で「育てたい養護教諭像」を共通理解するために、育成したい能力を提示し、教員・学生ともに日常的に眼に触れる工夫等、学校の取り組みも紹介がありました。

以上のように、現代の子どもの実態から学校現場から養護教諭に求められるものと、養護教諭養成大学として育成したい養護教諭の能力について各グループからご意見をいただきました。今後、これらの意見を踏まえた上での養護専門科目であり、カリキュラム内容となるよう、検討を重ねていきたいと思っております。

(カリキュラム検討委員会)

2015年度 養成教育フォーラム

「スクールソーシャルワーカー（以下SSW）の活用と養護教諭養成に期待すること」として、文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐齊藤大輔氏、横浜市教育委員会南部学校教育事務所SSW岡安朋子氏のご講演を拝聴しました。齊藤大輔氏より、SSWを取り巻く状況として、生徒指導上の諸問題を6つに分類し、①いじめ、②自殺、③暴力行為、④不登校、⑤子どもの貧困、⑥児童虐待について説明していただき、次に、SSWが行う諸問題への対応について、文部科学省の通知を中心にお話しいただきました。岡安朋子氏には、SSWの歴史や業務についてお話しいただきました。スクールカウンセラーは、児童生徒の心の健康問題に注目し、校内連携を中心に、問題解決にあたるが、SSWは、児童生徒を取り巻く環境に注目し校外を繋げるネットワークづくりを行うと違いをご説明いただき、横浜市における専任教諭とSSWによるチームアプローチの事例をお話しいただきました。

養護教諭の役割として、問題の発見（早期発見、インテーク、カウンセリング機能）、情報収集、家庭への対応（環境への働きかけ・介入）、他の教職員との連携、チームアプローチがあり、問題を見つける最初のキーパーソンとなり、養護教諭としての専門的な役割を生かして、教職員や外部機関の人も含め、誰が何をするのか明確にした連携＝“つなぐ”ことを期待しますとお話しいただきました。また、教職員が、スクールソーシャルワークの視点を持つと「問題行動を起こす（教師にとって）困った子」が「（本人が）困って問題行動を起こしている子」というふうに見える方に変化が起き、その結果、教職員の支援の仕方や子どもとの関係性に変化が起きるともご提言いただきました。養護教諭には他職種との連携を行い、コーディネート能力を発揮することが期待されています。他職種との連携・協働のスタートは、まず自分自身の職務をよく理解すること、そして他職種の得意とすることや職務をよく理解することから始まります。SSWは不登校や虐待、非行などこれまで学校が苦慮しながら対応してきたことへのサポートをしてくれる存在であると考え、今後、文部科学省がいう「チーム学校」の中で一緒に連携・協働していくことの重要性を実感しました。

(教育課程・養成制度検討委員会)

3) 養成教育セミナー

2013年度 養成教育セミナー

初めての試みとして、教育セミナー「養護教諭の実践力育成にむけた取り組み」が総会の前日の2013年9月5日13時から16時30分で、東京の女性就業支援センターにて開催されました。参加者は当初の予定をはるかに上回る109名でした。セミナーは以下の3大学よりテーマに沿った実践例のご発表をいただきました。

- 1) 教職実践演習の展開：飯田女子短期大学(菊地紀美子先生、奥井現理先生)
- 2) 先輩訪問の取組を通じて―「こんにちは先輩」：埼玉県立大学（櫻田淳先生）
- 3) 学内で行う「養護活動実習」のススメ：愛知教育大学（後藤ひとみ先生）

その後11グループに分かれて活発な情報交換や意見交換を行いました。

内容についての参加者のご意見をアンケート（83名が回答）から振り返ると、問1)このセミナーは有意義なものになりましたか（「はい」とするもの96%）、問2)参加したことによって期待していた情報を得られましたか（「はい」とするもの90%）であり、非常に有意義な内容であったという回答でした。自由記載のご意見では、「事例発表が良かった」「他大学の教職実践演習や学内実習の具体的内容を知ることができ、参考になった」「教職実践演習のシラバスづくりに大学として苦慮しているので今回のセミナー計画はとても参考になった」「実践力をどう育成していくのかイメージができた」「グループワークが自由に語れた」「さまざまな情報が得られた」「具体的に授業計画作りに活かせる内容であった」「どれも同じような課題があることがわかった」というご意見を多数いただきました。

問3) 今後、聞いてみたい内容やテーマとしては、ポートフォリオの活用、実践力の育成に関する内容、教職実践演習の実践例など、養護教諭の養成課程についてなどでした。

また、皆様にもご迷惑をおかけしましたが、予想していたよりも参加者が多かったため、会場が狭くなり、グループワークの際に声が混じってしまう、スクリーンが見にくかったなどのご意見もありました。次年度は会場の工夫を検討する必要があります。養成教育セミナーについては、その他にもたくさんのご感想をいただきました。

(養成制度検討委員会)



2010年度総会



2013年度総会



2014年度養成教育フォーラムグループ協議の様子

2014年度 養成教育セミナー

今年も総会・フォーラム前日の2014年9月4日（木）の午後1:30～4:30に養成教育セミナーを開催しました。今年度の企画・運営は養成制度委員会が担当し、「養護教諭の実践力育成にむけた取り組み」をテーマに以下の内容で行いました。

- 1) 教職実践演習の実際 報告：小林央美先生（弘前大学）
- 2) 養護教諭養成における倫理教育
報告：FD検討委員会（荒木田美香子・亀崎路子・鹿間久美子）
- 3) グループ討議

6会場10グループに分かれて、各大学の教職実践演習の取り組みや養成上の課題等について、活発な情報交換、意見交換が行われました。

セミナーには約90名の参加があり、そのうち65名からアンケートの提出をいただきました。それによると97%の方が有意義な研修であったと回答しており、特にグループ討議は他大学とざっくばらんに情報交換できる貴重な機会であり、今後も継続してほしいとの希望が非常に多くみられました。教職実践演習についてもたいへん参考になったという感想が多く、各大学の教職実践演習の充実のために当分の間、このテーマを継続してほしいという希望もありました。FD委員会が検討してきた倫理教育に関しては、授業実践でのグループワークについてもっと知りたい、倫理教育は大切なので実践報告を聞くだけでなく、その基本となる考え方についてもっと勉強していきたいという意見も見られました。

一方、一つ一つのテーマをもっとじっくり深めたい、ディスカッションの時間がほしいというご意見もありました。セミナーは研修を主目的としたため、それぞれの実践報告に対して質疑応答の他には協議の時間を設定しておらず、また当日はプレゼンテーションソフトの動作不具合によるロスタイムもあったことから、フロアとの意見交換を十分保障することができませんでした。限られた時間の中で効果的なセミナーを行えるよう、今後の企画において検討していきたいと思っております。

（養成制度検討委員会）



2014年度教育セミナー

2015年度 養成教育セミナー

2015年度養成教育セミナーを9月3日（木）13:00～16:30に開催しました。今年度の企画担当は、FD委員会が担当し、「養護教諭養成におけるアクティブ・ラーニングの充実」をテーマとして、122名の会員の皆様にご参加をいただき、以下のように実施いたしました。

第一部は、「学生に深い学びを引き起こすアクティブ・ラーニングとは」と題して、国立大学法人長崎大学・大学教育イノベーションセンター教授でおられる山地弘起氏にご講演をいただきました。山地先生は、アクティブ・ラーニングの背景、意義と諸形態、山地先生ご自身が実践されておられるアクティブ・ラーニングの授業の実際、及び課題について親しみやすく話されました。講演後には、主に効果的なグループの形態や人数等についての質疑応答がなされました。

第二部は、「養護教諭養成教育におけるアクティブ・ラーニングの現状と課題」を協議内容とし、10グループの分科会による協議やグループ内での協議内容を全体会で発表していただきました。

全体会では、分科会での各大学でのアクティブ・ラーニングや、授業の工夫等の積極的な取り組みについて多くの実践例が紹介されました。

発表後、山地先生から、演習とアクティブ・ラーニングとの違いや、授業での演習の他、予習課題、復習課題、総合レポート等を活用することによって、学生の能動的学修つまりアクティブ・ラーニングを仕掛けていくこと、また学生同士のグループ内評価を含めた評価の方法を工夫すること等について助言をいただきました。

実施後のアンケートでは、本セミナーが「有意義である」という回答を98.5%いただき、本年度の内容が会員皆様のニーズに合っていたことが確認されました。しかし、分科会が短時間すぎる、グループ人数が多い、協議しにくい会場があった等、今後の改善点も明らかとなりました。来年度に向けて十分な検討をさせていただきたいと思っております。

(FD検討委員会)



2013年懇親会

3. 委員会活動

1) 教育課程（カリキュラム）検討委員会

2005年11月26日の日本養護教諭養成大学協議会第1回総会で承認された会則に基づき、「教育課程(カリキュラム)検討委員会」「養成制度(法制度)検討委員会」の2つの委員会が発足した。委員会の今年度の目標としては、「教育系、看護系、学際系、短大、特別別科等、様々な養成機関が抱える課題を出したものを整理することにより各養成機関における問題・課題を明らかにしていくこと。お互いの課題を理解して、協力していく関係を作っていくこと。」とし、活動を開始した。

(委員長：高橋香代)

2006年度

2006年度日本養護教諭養成大学協議会／養成教育ワークショップにて報告（アンケート結果の中間報告等）及び参加者間でのグループ・ワークを行った。養成教育ワークショップの第2部では、アンケート集計を基に、検討委員会報告をし、大谷委員より「養護教諭養成の歴史（概要）と教育職員免許法の変遷」を報告した。今年度の目標の2つ目である「互いの課題を理解して、協力していく関係を作っていくこと」を目指し、発表を踏まえて参加者間でグループ・ワーク、グループ発表を実施した。

(委員長：高橋香代)

2007年度

本検討委員会はこれまでの研究成果を参考にして、養護教諭養成のあるべき姿を明らかにしていくために、養成カリキュラムの現状の把握と問題点の明確化に取り組んだ。具体的には、公表された教大協全国養護部門のコアカリキュラムの行動目標を用いて、養成側と実践側の双方向から検討した。養成側へのアンケート調査は、本協議会加盟大学を対象に、実践側へのアンケートは、全養連に協力を依頼した。

(委員長：高橋香代)

2008年度

日本教育大学協会全国養護部門が発表したコアカリキュラムを受けて、具体的なカリキュラムの検討を行った。多様な背景を有する養成機関で実際にどのようなカリキュラムが可能なのか検討した。また、会長校から文部科学省「免許状更新講習プログラム開発事業委託事業」に申請し、養護教諭の免許状更新講習に関するアンケート調査を行い、総会時に報告した。

(委員長：岡田加奈子)

2009年度

「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラムからみた大学・短期大学のカリキュラム」について、検討を行った。具体的には、日本教育大学協会・全国養護部門が発表したモデル・コア・カリキュラムの内容を検討するとともに、コア・カリキュラムの内容が各大学で教育されているかどうかを、教育系・看護系・学際系大学、短期大学の講義シラバスから、調査および分析を行った。その概要を本年度総会において報告したが、詳細な研究内容については報告書で報告した。

(委員長：岡田加奈子)

2010年度

大きく二つの方向性で研究を開始した。一つはカリキュラム検討から見えてくる教育職員免許法の課題を分析し、新たな時代の教育職員免許法の展望を見出すこと、もう一つは、これまでの養護教諭養成のモデル・コア・カリキュラムの検討を踏まえた「具体的な授業内容と展開」である。

(委員長：岡田加奈子)

2011年度

養護教諭養成の資質向上に大きな影響を与える教育職員免許法の課題をカリキュラムという視点から検討し、2011年度9月の総会時に、新たな時代における養成を見据えた免許法等の提案を行った。会員の皆様を対象としたアンケート調査の中で、ご意見をいただいた。その結果、免許法案については、概ね賛同するといった意見が多く寄せられ、さらに、多くの要望・ご意見をいただいた。それらをもとに、理事会でも検討を行い、2011年度の最終的な免許法案を提案した。また、加えてアンケートの分析とともに、大学院教育の現状を明らかにした。

(委員長：岡田加奈子)

2012年度

現行の養護教諭免許法がどのような経過で制定されてきたかについて、これまで出された教育職員養成に関わる審議会答申の養護教諭養成を中心に読み解く学習をした。その経緯を委員の共通認識とした上で、本委員会の検討を踏まえ、理事会が2012年度版として提案した「養護に関する科目」改定案について今一度振り返り、「教職に関する科目」を含め、養護教諭養成カリキュラムの構造化を検討した。さらに一般教諭等のカリキュラム及び近接領域の保健師養成のカリキュラムや現代の子どもの実態の基礎資料集めをする中から、今後の養護専門科目及び教職科目を含めたカリキュラムの検討を進めた。

(委員長：大原榮子)

2013年度

免許法改正に向けて、カリキュラム改定案の具体的な教育内容と単位数を検討した。第60回日本学校保健学会第4シンポジウム（11月17日）において、上村委員がカリキュラム検討委員会の活動成果から、「養護教諭養成と教育職員免許法－養護に関する科目の検討と提案－」として「教育職員免許法改定案」を発表した。このシンポジウムでの意見を含め、カリキュラム改訂の課題を協議した。現職養護教諭を対象に、免許法改正についてのアンケート調査を実施する方向で、その具体的な調査内容等について検討した。

(委員長：大原榮子)

2014年度

総会を前に役員会及び拡大役員会（役員会に3委員会の委員が参加）にこれまで検討してきたカリキュラム案を提案することを一番の活動として進めた。また今年度の総会後の養成教育フォーラムで免許法関係の提案・協議が行えるよう、準備を行ってきた。総会及び養成教育フォーラムを終えた後半の活動は総会でいただいた会員校からのご意見や感想をまとめた。

(委員長：大原榮子)

2015年度

これまで、教育課程（カリキュラム）検討委員会と養成制度（法制度）検討委員会が、別々に活動してきた。今期からは、相互に関連する部分が多いことから、2つの委員会をあわせて活動し、今後の方向性を検討することを総会で承認していただいた。養護教諭養成の資質向上に大きく影響する教員免許法の課題について、3年間かけて、養護教諭養成カリキュラムを中心に検討していく。

(委員長：大川尚子)

2) 養成制度（法制度）検討委員会

2005年11月26日の日本養護教諭養成大学協議会第1回総会で承認された会則に基づき、「養成制度(法制度)検討委員会」「教育課程(カリキュラム)検討委員会」の2つの委員会が発足した。

養成制度委員会の活動目標としては、免許法をはじめとした養成制度の課題を明らかにし、よりよい方向へ向かうための、根拠を提示していくことであり、そのため、養成大学を対象にアンケート調査を行うことを計画した。

(委員長：岡田加奈子)

2006年度

養成制度の課題を明らかにするため、に養成大学を対象にアンケート調査を行い、その結果を2006年度養成教育ワークショップにおいてアンケート結果の中間報告をした。それをもとに、教育課程(カリキュラム)検討委員会との課題を共有し、協力して解決のための方策を見いだすために、参加者間でグループ・ワーク、そして、グループ発表を行った。その中で、コアカリキュラムの具体的な検討、読み替えの問題、2年間での養成の困難さなどの意見が出され、今後の方向性と様々な課題を共有する良い機会となった。それらを受けて、両委員会では、コアカリキュラムの検討や養成制度の検討を行い、実際に行動化の方向へ進むことが確認された。

(委員長：岡田加奈子)

2007年度

養護教諭養成制度のあり方を検討することを目的とし、2006・2007年は「養護教諭養成にかかわる実態や意見、日本養護教諭養成大学協議会に対する要望等を把握すること」を目的として活動を行った。2006年度に実施した質問紙調査について、2006年度の中間報告以降の分析を踏まえ、第3回総会時に報告を行った。分析対象は、81校(大学58、短大20、別科3)であった。免許法に対して56.8%が問題を「とても感じる」と回答しており、「感じる」を合わせると多くの大学が現行の免許法に問題を感じている結果であった。その内容としては、必須科目や養護専門科目が少ない、養護学の視点からの免許法全体の構造化が必要であるなどであった。

(委員長：岡田加奈子)

2008年度

会長校から文部科学省「免許状更新講習プログラム開発事業委託事業」に申請し、養護教諭の免許状更新講習に関するアンケート調査を行い総会時に報告した。

2008年度に養護教諭課程認定大学を対象に免許状更新講習の準備状況に関するアンケート調査を行った。

(委員長：高橋香代)

2009年度

養成制度検討委員会は、2008年度からの免許状更新講習への取組を行なってきたおり、本格実施後の課題整理を行なうために、アンケート調査を行い、分析を行った。平成21年度における加盟大学の免許状更新講習の開講状況は、基本調査によれば54大学が217講座を開催し受講者は7405人、7短期大学が19講座を開講し受講者は290人であった。各委員の大学で開催した免許状更新講習の開講状況・内容・評価について分析し、今後に向けての課題を整理した。課題はあるものの更新講習の評価は高く、今後も大学が現職研修を担い、そのあり方を研究することは養成大学の重要な課題であることを確認した。現在教員養成制度の見直しを取りざたされる中、次期養成制度検討委員会のテーマとして、養成教育と現職研修を一貫させた生涯にわたる資質向上のあり方を追究することを提案したいと考えている。

(委員長：高橋香代)

2010年度

新たな検討課題である教員免許状の種別や6年制教育なども取り入れながら、養成教育ワークショップにおいて「これからの養護教諭養成のあり方を考える」をテーマとした企画を進めた。養成教育ワークショップに参加した方々から寄せられたご意見から課題として、教育職員免許法に関しては、「①養護教諭2種免許状取得の基礎資格として保健師の免許を受けていることという規定」や「②大学において修得することを必要とする最低単位数が小学校教諭や中学校教諭に比べて少ない」など、課程認定に関しては、「①養護に関する科目の読み替えが行われている」や「②シラバスが多様である」、「③専任教員に関する規定があいまいである」という結果となった。この意見について情報交換した。

(委員長：後藤ひとみ)

2011年度

主に会員対象調査の内容を検討した。養成制度に関しては、①現行の教員免許制度（開放制、課程認定、保健師免許と2種免許状取得）、②新たな教員免許制度（修士レベル化、基礎・一般・専門免許状(仮称)）、③これからの養成のあり方（短大・特別別科、大学院）について尋ね、以前からの課題と新たな課題に対する意見をまとめた。さらに、文部科学省の教育改革調整官である日向氏を講師として研修会を開催した。修士レベル化や教職大学院を視野に入れた新たな養成制度の課題について検討した。

(委員長：後藤ひとみ)

2012年度

中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（2012.8.28）の学習を深めるべく、教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議の動きと立ち上げられたワーキンググループ（WG）の役割などを確認した。さらに、①修士レベルの教員養成課程の改善に関するWGの論点について、②教職課程の質の保証等に関するWGの論点についての資料を全員で読み込み、養護教諭養成の課題の掌握に努めた。

養成教育WS「これからの養護教諭養成の課題と展望」（2010年9月）の振り返りから、各大学が抱えている養成制度上の課題を把握するために、会員校対象に調査を実施した。回答者の6～7割を占めた意見は、現行の教員免許制度に関しては、「養護学の専任を置くという規定にする」や「課程認定で読み替え措置を行わないようにする」、「保健師免許所有者が2種免許状を取得できる制度を廃止する」であり、新たな教員免許制度に関しては、「修士レベル化は教諭と同様に進める」、「専門免許状(仮称)の分野に学校保健を挙げる」であった。

(委員長：後藤ひとみ)

2013年度

「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」の2つのワーキンググループ（WG）の検討状況について協議した。これまでの議事報告をもとに、「現行の大学院において専修免許を取得する場合の実践的な必修科目の内容と方法」、「修士レベル化における養護教諭養成の制度設計」、「新たな免許制度（基礎、一般、専門）における短大養成の位置づけ」などの課題があることを確認した。さらに、中教審の「教員の資質能力の向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議ワーキンググループ報告書（案）」（2013.9.17）も参照しながら、養護教諭養成に関わる諸課題や本協議会の役割について意見交換をした。特に、「今後の教員養成機能の在り方の方向性—大学院段階の教員養成機能の在り方—」で述べられている「養護教諭やスクールカウンセラーの養成など資格取得の観点から教職大学院で担うことが困難な人材を養成することは修士課程の人材養成機能と考えられる。」という表記について意見交換を行った。

(委員長：後藤ひとみ)

2014年度

中央教育審議会教員養成部会の資料を参考に意見交換を行った。資料の「高度専門免許取得」や「教職に関する科目」の見直し案において「特別支援、養護教諭、栄養教諭は別途検討」とする記述等に着目し、動向を見極める必要があることを確認した。今後に向けて、養護教諭免許制度に関する古典的な問題も含め、課題と望ましいあり方を明確にしていけることを確認した。課程認定やカリキュラムと専任教員、大学院での養成、保健師の二種免許状申請、養護教諭の配置、採用試験などの課題について検討すると同時に、課題の解決には社会的な後押しも必要であり、養護教諭への正しい理解を促すための啓発活動も考えたいということが話題に上った。

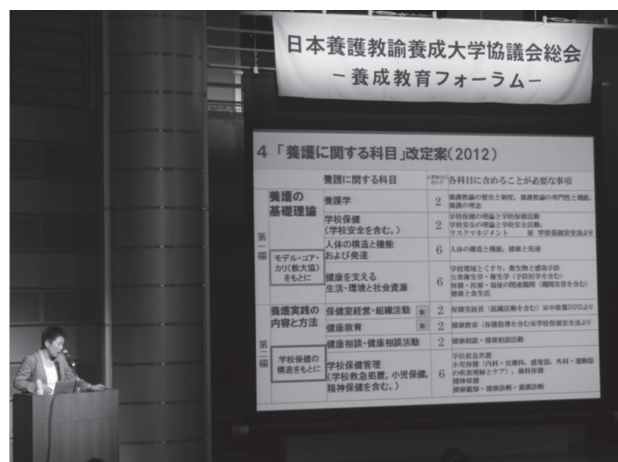
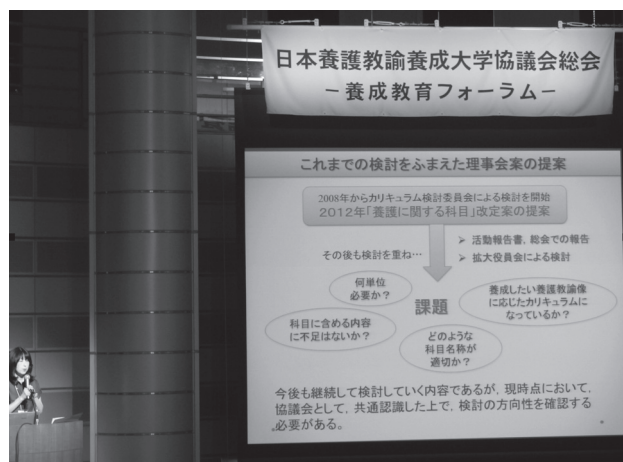
3年間の活動のまとめとして、養護教諭養成制度の課題について改めて協議し整理を行った。協議会として、どのような養護教諭を、どのような養成機関で育てていくべきかについて独自の検討が必要ではないか、またカリキュラム委員会とともに養成カリキュラムについてもさらに検討していきたい。

(委員長：鈴木裕子)

2015年度

これまで、養成制度検討委員会では課程認定やカリキュラムに関わる専任教員等について、カリキュラム検討委員会では養護に関する科目について検討してきた。検討結果として、「養護学概論」「養護実践論」「健康教育学」の必要性が確認され、それを受け今後は、それぞれの科目で学習する内容につきましてさらに検討していきたいと考えている。これまで、別々の委員会で検討してきたが、相互に関連する部分が多く、今後の検討の方向性も含め、2つの委員会をあわせて、養護教諭養成の資質向上に大きく影響する教員免許法の課題について養護教諭養成カリキュラムを中心に検討していきたいと考えている。

(委員長：大川尚子)



2014年度養成教育フォーラム

3) FD検討委員会

FD検討委員会は2008年設置して活動を開始した。

2008年度

テーマを実習に定め、養護実習・臨床実習のあり方について、会員間で意見交換し、互いの工夫や良いところを学ぶ機会を設けた。7月上旬に会員校に実習に関する簡単な「養護実習・臨床実習のあり方に関するアンケート調査」を実施した。この調査結果について9月の総会での公表、ワークショップでグループワークによる討論を行った。

(委員長：瀧澤利行)

2009年度

「養護実習・臨床実習のあり方に関するアンケート調査」の結果分析及び昨年度の総会でのワー意見を含めた報告集を作成にした。また、来年度のFD委員会活動の課題をあげた。さらに、養護教諭養成における教職教養のあり方について、委員会で意見を集約し、養護教諭養成における教職科目の開講状況について検討した。

(委員長：瀧澤利行)

2010年度

免許法で必修化された「教職実践演習」の質の保証に焦点をあて、本年度は、「教職実践演習」における履修カルテ、学習ポートフォリオ作成の視点から検討を進めた。総会で、会員校に「教職実践演習」に向けた準備状況調査を実施し、結果分析を行った。また、委員会で、「教職実践演習」の先駆的な取り組みを行っている島根大学の高岡信也教授から「教職実践演習の取り組み」を学び、養護教諭養成課程における教職実践演習のあり方について検討した。

(委員長：池添志乃)

2011年度

養護教諭として求められる教育実践力、到達目標などを見据えた教職実践演習のあり方について検討をさらに深めた。先駆的な取り組みを行っている大学へのヒアリングや実施に向けての準備状況調査を実施した。各大学の教職実践演習の取組についてデータを収集し整理した。結果、教職実践演習のあり方について、学士力および養護教諭としての教育実践力の育成を保証した各大学の教育理念に基づいた独自の教育課程編成、そこに教職実践演習を位置づけることの必要性等、重視すべき視点について、総会で報告した。

(委員長：池添志乃)

2012年度

2012～2014年度の今期は「養護教諭養成に関する倫理教育の充実について」をテーマに活動した。今年度は、倫理、養護教諭の専門職としての倫理について文献収集と分析を行なうと共に、養護教諭の倫理とは何か、および現場の養護教諭が直面している倫理的ジレンマ事例を通して、養護教諭養成教育で倫理の何をどのように教えるのかという検討を重ねた。また、委員会に、杏林大学の蒲生忍先生をお招きして倫理教育の考え方や4ボックス法について学んだ。

(委員長：荒木田美香子)

2013年度

養護教諭養成課程における倫理教育に関する教育内容の構築などを旨とし、検討を行った。委員が自大学で、倫理教育の実践を行い、その授業案と成果を持ち寄り、委員会のメンバーで検討を行った。倫理教育を実践したいいくつかの科目（教職実践演習、養護概説、健康相談活動など）について指導案を検討・精練した。

（委員長：荒木田美香子）

2014年度

委員の各大学での倫理教育の実践における授業案とその成果を養成教育セミナーで授業実践として紹介した。また、養護概説、健康相談活動の理論及び方法、教職実践演習などの科目での倫理教育の学習指導案などを報告書に掲載した。養護教諭養成にあたって、学生の倫理的感性を醸成し、倫理的問題に対して、予防的にかつ適切な対処が行える能力が重要であり、養護に関する科目を中心に教職に関する科目との整合性を図りながら、多くの科目で養護教諭の倫理教育を組み入れることが必要であるとの見解に至った。

（委員長：荒木田美香子）

2015年度

2015年～2017年の3年間において、養護教諭養成教育における質的転換への取り組みとして、学生の思考を活性化し、アクティブ・ラーニングの充実を図ることをテーマとしている。活動方針として、アクティブ・ラーニングに基づいたシラバスや授業の計画、実施、評価、改善について、教育職員免許法「養護に関する科目」を中心に検討していく。本年度は、アクティブ・ラーニングの理解の深化を図るために、養成教育セミナーで講演会、分科会、全体会を実施した。

（委員長：中下富子）



2014年懇親会

4. アンケート調査関係

1) 2006年7月 養成課程（カリキュラム）・養成制度（法制度）検討委員会 養成課程（カリキュラム）、養成制度に関するアンケート調査

2006年7月24日

日本養護教諭養成大学協議会 評議員の皆様
養護教諭養成にかかわっている大学 御中

日本養護教諭養成大学協議会
教育課程（カリキュラム）検討委員会・養成制度検討委員会

アンケートのお願い

日本養護教諭養成大学協議会では、養護教諭養成にかかわる様々な課題を検討するために「教育課程（カリキュラム）検討委員会」と「養成制度検討委員会」の2つの委員会が活動を開始しております。

「教育課程（カリキュラム）検討委員会」は、よりよいカリキュラムを提案していくため、教育職員免許法の改訂に向けた案の提出を視野に入れながら考えていくことを、「養成制度検討委員会」は養護教諭養成制度のあり方を検討することを目的としております。

このたび両委員会は、合同で、養護教諭養成にかかわる大学を対象に、広く、実態やご意見・ご要望等をお伺いし、協議会の活動に反映したいと考え、アンケートを実施することにいたしました。なお、本調査結果は、大学名を明記して公表することはありません。あくまでも、養護教諭養成をよりよくするための現状を把握する目的で行うものです。

できるかぎり、各大学内の養護教諭養成に関係する教員の方々からご意見を頂き、ご記入頂ければ幸いです。

お忙しいところ大変恐縮ですが、同封の封筒にて、**8月10日**までに、岡田加奈子（千葉大学）宛に返送して頂ければ幸いです。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ・返送先

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生1-33 千葉大学教育学部 岡田加奈子
電話&FAX 043-290-2635 Email : okada@faculty.chiba-u.jp

免許法、カリキュラムに対して感じて感じている問題・課題等に関するアンケート調査

アンケート
記入者氏名： _____ 大学名： _____

選択式の質問には番号に○をつけ、それ以外については、自由に記入下さい。

教育課程（カリキュラム）、養成制度に関するアンケート

質問 1： 養護教諭養成観点から見ると、現行の教育職員免許法に問題を感じますか？
 ①とても感じる ②やや感じる ③どちらともいえない ④あまり感じない ⑤感じない ⑥その他
 ①②とお答えになった方は、具体的にどのような点を感じますか。また、他にもご意見がありましたら、お書き下さい。

質問 2： 貴大学のカリキュラム（科目、単位数、内容等）に問題・課題を感じますか？
 ①とても感じる ②やや感じる ③どちらともいえない ④あまり感じない ⑤感じない ⑥その他
 ①②とお答えになった方は、具体的にどのような点を感じますか。また、他にもご意見がありましたら、お書き下さい。

質問 3： 養護実習（看護学）に問題・課題や困難性を感じますか？
 ①とても感じる ②やや感じる ③どちらともいえない ④あまり感じない ⑤感じない ⑥その他
 ①②とお答えになった方は、具体的にどのような点を感じますか。また、他にもご意見がありましたら、お書き下さい。

質問 4： 臨床実習（看護学）に問題・課題や困難性を感じますか？
 ①とても感じる ②やや感じる ③どちらともいえない ④あまり感じない ⑤感じない ⑥その他
 ①②とお答えになった方は、具体的にどのような点を感じますか。また、他にもご意見がありましたら、お書き下さい。

質問 5： 養護教諭養成にかかわる常勤の教員について、問題・課題を感じますか？
 1) 教員：①とても感じる ②やや感じる ③どちらともいえない ④あまり感じない ⑤感じない ⑥その他
 2) 専門分野の構成：①とても感じる ②やや感じる ③どちらともいえない ④あまり感じない ⑤感じない ⑥その他

質問 6： 貴大学には、常勤の教員の中に養護教諭としての勤務経験者が含まれていますか？
 ①いる（人） ②いない ③その他（ ）

質問 7： 養成教育において、過去においては問題を感じていたが、工夫によって、改善されたなどの例がありますら、教えてください。

質問 8： 2006年3月卒業（修了）生のうち、養護教諭の免許を取得した人の人数を教えてください。
 ①専修免許状（人） ②1種免許状（人） ③2種免許状（人）

質問 9： 上記の養護教諭の免許を取得した人のうち、他の免許・資格（教員免許、看護師免許など）をほぼ同時に取得した人数を教えてください。
 1) 教員免許状
 ①中学校教員免許状（保健科）： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名
 ②高等学校教員免許状（保健科）： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名
 ③小学校教員免許状： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名
 ④養護学校教員免許状： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名
 ⑤幼稚園教員免許状： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名、 _____ 科： 名
 2) 医療職関係 ①看護師： 名 ②保健師： 名 ③歯科衛生士： 名
 ④ _____： 名 ⑤ _____： 名 ⑥ _____： 名
 3) 福祉関係 ① _____： 名 ② _____： 名 ③ _____： 名
 ④ その他 ① _____： 名 ② _____： 名 ③ _____： 名

質問 10： その他養護教諭の養成にかかわるカリキュラムや制度上の問題を感じておられましたら、裏へお書き下さい。
 お願い： 裏に示す内容が分かるような、学生手帳、シラバス等の部分をコピーして、ご同封ください。
 1) 養護教諭免許法の授与にかかわる授業について
 教育職員免許法の中で「養護に関する専門科目」の中で、どのような①授業が、②何年生に開講されているか、またその③授業内容と④担当教員の名前がわかるもの
 2) 養護教諭養成に主にかかわっている常勤の教員について
 ①人数と②ご専門（常勤の教員が明確に示せない場合は、その旨、お書き下さい。）

1. 養成制度（法制度）検討委員会

1. 調査目的

養成教諭養成制度の在り方を検討することを委員会としての活動の方向性とした。養成教諭養成に関わる実態や意見等を把握することを目的に調査を実施した。

2. 対象と研究方法

1) 対象及び調査方法：
日本養成教諭養成大学協議会加盟大学評議員および養成教諭養成にかかわっている大学・学科等を対象とした。調査時期は、2006年7月から2007年3月である。

2) 調査内容

免許法、カリキュラムに対して感じている問題・課題等である。

3. 結果

1) 免許法に関する問題(表1-1、1-2)
免許法に関する問題や課題については57.8%の養成機関が「問題を感じる」としており、特に「①とても感じる」は全体の4分の1を占めた。

表1-1 免許法に関する問題・課題を感ずるか。

①とても感じる:20(24.7%)	②感じる:26(32.1%)	③どちらともいえない:21(25.9%)
④余り感じない:5(6.2%)	⑤感じない:0(0%)	⑥その他:9(11.1%)

表1-2 免許法等に関する問題の内容

カテゴリー	養成専門科目	サブカテゴリー
表1-2-1 養成専門科目	養成専門科目や教諭科目の少なさ	必須科目や養成専門科目の少なさ
	養成専門科目の新設科目や科目名の混雑	養成に関する科目、及び教諭科目の範囲や単位数の少なさ
	養成専門科目の検討、新設科目や科目名の混雑	養成専門科目の新設科目や科目名の混雑
	養成専門科目の検討からの全体の構造化の必要性	養成課程が不十分であること
	健康教諭の教育・指導方法に関する科目の必要性	健康教諭の養成から全体の構造化の必要性
	免許法・授業の具体的な内容の提示の必要性	健康教諭の養成から全体の構造化の必要性
表1-2-2 養成専門科目以外	カテゴリー	サブカテゴリー
	教諭に関する科目が教諭と同等でない	教諭に関する科目が教諭と同等ではない
表1-2-3 免許法に関すること	カテゴリー	サブカテゴリー
	1年コースの問題	1年コースの問題
表1-2-4 その他	カテゴリー	サブカテゴリー
	2種免許の問題	2種免許の問題(1種免許への方向性へ)
表1-2-5 その他	カテゴリー	サブカテゴリー
	1.2種免許取得後の問題	1.2種免許取得後の問題
表1-2-6 その他	カテゴリー	サブカテゴリー
	1.2種免許取得後の問題	1.2種免許取得後の問題

表1-2-4 その他

カテゴリー	サブカテゴリー
卒業教育の重要性	サブカテゴリー インターン制度の導入
国家試験受験資格への単位積み替えの相互乗り入れの検討	免許取得後の教育・研修
昇進に関わる扱いの不利益	国家試験受験資格への単位積み替えの相互乗り入れの検討
特別支援教員免許の基礎免許とされない問題	昇進に関わる扱いの不利益
多様な養成コースの問題	特別支援教員免許の基礎免許とされない問題
5-6年の養成や専修免許の養成の後、特別支援学校の養成教諭の専修免許化	多様な養成コースの問題
専任教員が看護学であることの問題	5-6年の養成や専修免許の養成の後、特別支援学校の養成教諭の専修免許化
専任教員が看護学であることの問題	専任教員が看護学であることの問題
専任の必要がないことの問題	専任の必要がないことの問題

2) カリキュラムに関する問題(表2-1、2-2)
カリキュラムに関する問題や課題については58.0%の養成機関が「問題を感じる」としており、特に「①とても感じる」は全体の4分の1を占めた。

表2-1 カリキュラムに関する問題・課題を感ずるか。

①とても感じる:17(21.0%)	②感じる:30(37.0%)	③どちらともいえない:15(18.5%)
④余り感じない:10(12.3%)	⑤感じない:5(6.2%)	⑥その他:4(4.9%)

表2-2 カリキュラムに関する問題の内容

カテゴリー	養成専門科目	サブカテゴリー
表2-2-1 養成専門科目	養成専門科目や教諭科目の少なさ	専門とする教員の範囲が不十分、不親切のため競争がある
	養成専門科目の新設科目や科目名の混雑	学際・学際科目の必要科目があるため養成取得だけを考えたカリキュラムにならない
	養成専門科目の検討、新設科目や科目名の混雑	積み替え科目が多く(健康相談活動～など)、養成教諭のための科目が少なくなる
	養成専門科目の検討からの全体の構造化の必要性	免許法の規定の範囲内での科目・単位を課すだけのカリキュラムの開設となる
	健康教諭の教育・指導方法に関する科目の必要性	短大は多様なライセンスを与え、しかも年という短期間での教育なので、面状は無視の過密なカリキュラムとなる
	免許法・授業の具体的な内容の提示の必要性	短大は多様なライセンスを与え、しかも年という短期間での教育なので、面状は無視の過密なカリキュラムとなる
表2-2-2 養成専門科目以外	カテゴリー	サブカテゴリー
	教諭に関する科目が教諭と同等でない	選択科目のため非常勤講師による夜間・集中の授業
表2-2-3 免許法に関すること	カテゴリー	サブカテゴリー
	1年コースの問題	教諭科目は最低単位の設定で、時間割作成上、苦労が多い。授業は非常勤講師が夜間や集中で行うことが多い
表2-2-4 その他	カテゴリー	サブカテゴリー
	2種免許の問題	1.2種免許取得後の問題
表2-2-5 その他	カテゴリー	サブカテゴリー
	1.2種免許取得後の問題	1.2種免許取得後の問題

2) 2007年5月 教育課程(カリキュラム)検討委員会

日本養護教諭養成大学協議会(2008年)委員会報告(養成大学への調査概要)

1. 教育課程(カリキュラム)検討委員会

1. 調査目的

養護教諭養成カリキュラムに関する先行研究を踏まえて、養成大学が共通して求める養成教育のあるべき姿を明らかにすることを委員会の活動の方向性とした。その上で、養成カリキュラムの現状を把握し問題点を明確化するために、教育大学協会全国養護部門研究委員会(以下養護部門研究委員会)が提案したモデル・コア・カリキュラム(以下コア・カリ)の行動目標を用いて、養成側の大学と実践側の現職養護教諭双方の認識を比較するとともに、養成大学における実施度を調査することとした。

養護部門研究委員会が提案した「養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラム」(2006)は、5領域(表1)23大項目91中項目で養護教諭養成カリキュラムを体系化したものであり、養護実践の根拠となる理論構築を進めながら、養護教諭養成教育に必要な教育内容と行動目標を提案したものであり、日本養護教諭養成大学協議会加盟大学と全国養護教諭連絡協議会(以下全養連)を対象に、このコア・カリの中項目ごとの重要度について養成側と実践側の認識を比較検討するとともに、養成大学における実施度について調査した。

2. 対象と研究方法

1) 対象及び調査方法:

全国養護教諭連絡協議会を通して協力を得た現職養護教諭694名(以下 養護教諭)、日本養護教諭養成大学協議会加盟大学評議員84名(以下 養成大学)を対象とした。分析対象は、アンケートを回収できた養護教諭439名(回収率63.3%)、養成大学52名(回収率61.9%)である。調査時期は、2007年5月から7月である。

2) 調査内容

「養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラム」(教大協全国養護部門研究委員会、2006年)5領域23大項目91中項目の行動目標を利用し、重要度については、「重要」「必要」「あってもよい」の3件法で、実施度については、「教えている」「教えていない」の2件法で調査した。

3. 結果と考察

1) 養護教諭と養成大学における重要度・必要度の比較(表2, 表3-1, 表3-2)

養護教諭と養成大学における中項目ごとの重要度では、80%以上の養護教諭が重要とみとめたのは7項目、養成大学は29項目であり、養護教諭に比べて養成大学は重要と認める項目数が多い。必要度については、80%以上の養護教諭が必要と認めたのは85項目で93%、養成大学は91項目100%であった。コア・カリの中項目は、80%以上の養護教諭と養成大学のほとんどが必要と認めており、コア・カリの中項目設定は実践側、養成側から一定の評価をえたといえる。

2) 養成大学における重要度と実施度

(1) 養成大学の実施度(表4-1, 表4-2)

実施度について、90%以上の養成大学が実施している中項目は、A領域は10項目(100%)、B領域16項目(80%)、C領域8項目(54%)、D領域22項目(81%)、E領域は0項目(0%)であり、合計56項目(61%)であった。80%以上の養成大学が実施している中項目は、合計84科目(92%)であった。90%未満の実施率は、特別支援教育など対応する項目、養護活動を支える社会資源や地域に開かれた保健室づくりなどの地域保健との連携に関する項目、養護実践研究に関する項目、臨地における実地研究の領域で認められた。

(2) 大学種別実施度の比較(表5-1, 表5-2)

実施度を大学種別で比較すると、特別支援教育などに対応する項目を実施していない大学は、種別に寄らず、新たなニーズへの対応が遅れているものと考えられた。地域保健との連携に関する項目は、短期大学と学際系で実施していない大学が多い。養護実践研究に関する項目は、短期大学系で実施率が低く、看護系、学際系が続いている。これらの理由としては、短期大学系では教育期間が短いことと、看護系、学際系では養護教諭以外の免許取得などの影響が推測される。臨地における実地研究の領域は、看護系大学で無回答とした大学によるものであり、これは設置直後で学年進行中の大学が多いための影響と考えられた。

①「養護教諭の資質向上を目指したモデル・コア・カリキュラム」(2006)の中項目ごとの重要度について養成側と実践側の認識並びに、養成大学における実施度についての調査

表1 養護教諭養成モデル・コア・カリキュラムの5領域と一般目標

領域	一般目標
A	養護の理念と目標ならびに教育職員としての養護教諭の基本原理を理解する。
B	養護実践を行う上で必要な人間、とくに発達過程にある子どもを全人的に理解するとともに、からだのしくみや生理的、病的変化と特別な支援を必要とする子どもの発達過程を理解する。
C	発達観、健康観の育成と養護活動を必要とする子どもの発達過程を育成するとともに、発達観と健康観にかかわる生活と環境と評価・対応について理解する。さらに養護活動を進める方法の基礎を習得し、社会資源を理解する。
D	養護実践の内容と方法を習得し、統合化する。
E	臨地における養護実践の現場で子どもと直接かかわり、養護実践・学校保健活動について、具体的に学んで必要な技術・態度を修得する。また、大学で学んだ理論を教育現場で実践し研究するとともに、自らの能力・適性を高め、教育専門職としての方向性を深める。

表2 重要度、必要度の比較

	重要・必要と認められた項目数	養護教諭 n (%)	養成大学 n (%)
重要度	8%以上が重要と認められた項目数	7 / 91 (7.6%)	9 / 91 (9.8%)
	70%以上が重要と認められた項目数	20 / 91 (21.9%)	5 / 91 (5.5%)
	60%以上が重要と認められた項目数	33 / 91 (36.1%)	7 / 91 (7.7%)
必要度	90%以上が必要と認められた項目数	64 / 91 (70.3%)	87 / 91 (95.7%)
	90%以上が必要と認められた項目数	85 / 91 (93.4%)	91 / 91 (100%)
	90%以上が必要と認められた項目数	88 / 91 (96.7%)	91 / 91 (100%)

表3-1 A・B・C領域の中項目別重要度

大項目	中項目	養護教諭 n=439 (%)			養成大学 n=52 (%)			
		重要	必要	可または無回答	重要	必要	可または無回答	
A. 教育職員としての養護教諭の基本原理	① 養護の理念と目標	① 養護の理念と目標	53 (12.1)	279 (63.4)	47 (8.9)	39 (74.7)	22 (42.3)	0 (0.0)
		② 養護の理念と目標	217 (49.4)	196 (44.6)	26 (5.0)	44 (84.6)	8 (15.4)	0 (0.0)
		③ 養護の理念と目標	356 (81.1)	77 (17.5)	6 (1.4)	46 (88.5)	4 (7.7)	0 (0.0)
	② 発達過程にある子どもの理解	② 発達過程にある子どもの理解	321 (73.1)	107 (24.4)	11 (2.5)	45 (86.5)	7 (13.5)	0 (0.0)
		③ 発達過程にある子どもの理解	107 (24.4)	272 (61.9)	55 (12.5)	38 (73.1)	12 (23.1)	2 (3.8)
		④ 発達過程にある子どもの理解	120 (27.3)	228 (51.9)	31 (7.1)	40 (76.9)	10 (19.2)	0 (0.0)
	③ 学校保健の理解	③ 学校保健の理解	283 (64.5)	145 (32.8)	13 (3.0)	42 (80.8)	10 (19.2)	0 (0.0)
		④ 学校保健の理解	238 (54.2)	190 (43.3)	11 (2.5)	45 (86.5)	9 (17.3)	0 (0.0)
		⑤ 学校保健の理解	236 (53.9)	183 (41.7)	10 (2.3)	41 (81.6)	8 (15.4)	0 (0.0)
		⑥ 学校保健の理解	206 (46.9)	219 (49.9)	14 (3.2)	30 (57.9)	13 (25.0)	0 (0.0)
		⑦ 学校保健の理解	193 (44.2)	227 (51.7)	19 (4.3)	35 (67.3)	17 (32.7)	0 (0.0)
		⑧ 学校保健の理解	188 (42.8)	235 (53.5)	16 (3.6)	37 (71.2)	15 (28.8)	0 (0.0)
		⑨ 学校保健の理解	179 (40.8)	239 (54.4)	21 (4.8)	36 (69.2)	15 (28.8)	1 (1.9)
B. 発達過程にある子どもの理解	① 人間の発達	① 人間の発達	100 (22.8)	298 (68.1)	41 (9.3)	33 (63.5)	18 (34.6)	1 (1.9)
		② 人間の発達	151 (34.4)	235 (53.5)	53 (12.1)	29 (55.8)	21 (40.4)	2 (3.8)
		③ 人間の発達	189 (43.1)	233 (53.1)	17 (3.8)	36 (69.2)	16 (30.8)	0 (0.0)
	② 発達過程にある子どもの理解	② 発達過程にある子どもの理解	187 (42.6)	234 (53.2)	18 (4.1)	35 (68.2)	16 (30.8)	0 (0.0)
		③ 発達過程にある子どもの理解	193 (44.2)	227 (51.7)	19 (4.3)	35 (67.3)	17 (32.7)	0 (0.0)
		④ 発達過程にある子どもの理解	188 (42.8)	235 (53.5)	16 (3.6)	37 (71.2)	15 (28.8)	0 (0.0)
	③ 学校保健の理解	③ 学校保健の理解	179 (40.8)	239 (54.4)	21 (4.8)	36 (69.2)	15 (28.8)	1 (1.9)
		④ 学校保健の理解	177 (40.3)	237 (54.0)	25 (5.7)	35 (67.3)	16 (30.8)	1 (1.9)
		⑤ 学校保健の理解	205 (46.7)	212 (48.3)	22 (5.0)	36 (69.2)	16 (30.8)	0 (0.0)
		⑥ 学校保健の理解	220 (50.1)	200 (45.6)	19 (4.3)	35 (67.3)	17 (32.7)	0 (0.0)
		⑦ 学校保健の理解	178 (40.5)	230 (52.4)	31 (7.1)	33 (63.5)	19 (36.5)	0 (0.0)
		⑧ 学校保健の理解	280 (63.8)	147 (33.5)	12 (2.7)	37 (71.2)	15 (28.8)	0 (0.0)
		⑨ 学校保健の理解	304 (69.2)	128 (28.2)	7 (1.6)	38 (73.1)	14 (26.9)	0 (0.0)
C. 発達過程にある子どもの理解	① 発達過程にある子どもの理解	① 発達過程にある子どもの理解	232 (52.8)	186 (42.4)	21 (4.8)	37 (71.2)	15 (28.8)	0 (0.0)
		② 発達過程にある子どもの理解	137 (31.2)	237 (54.0)	65 (14.8)	29 (55.8)	21 (40.4)	2 (3.8)
		③ 発達過程にある子どもの理解	218 (49.7)	213 (48.5)	8 (1.8)	41 (78.8)	11 (21.2)	0 (0.0)
	② 発達過程にある子どもの理解	② 発達過程にある子どもの理解	157 (35.8)	250 (56.9)	32 (7.3)	37 (71.2)	15 (28.8)	0 (0.0)
		③ 発達過程にある子どもの理解	248 (56.5)	189 (43.0)	11 (2.5)	42 (80.8)	10 (19.2)	0 (0.0)
		④ 発達過程にある子どもの理解	310 (70.6)	123 (28.0)	6 (1.4)	41 (78.8)	11 (21.2)	0 (0.0)
	③ 学校保健の理解	③ 学校保健の理解	233 (53.1)	196 (44.6)	10 (2.3)	39 (75.0)	13 (25.0)	0 (0.0)
		④ 学校保健の理解	142 (32.3)	247 (56.3)	50 (11.4)	38 (73.1)	13 (25.0)	1 (1.9)
		⑤ 学校保健の理解	143 (32.6)	246 (56.0)	50 (11.4)	37 (71.2)	14 (26.9)	1 (1.9)
		⑥ 学校保健の理解	214 (48.7)	200 (45.6)	25 (5.7)	34 (65.4)	18 (34.6)	0 (0.0)
		⑦ 学校保健の理解	100 (22.8)	247 (56.3)	52 (11.8)	30 (57.7)	20 (38.5)	2 (3.8)
		⑧ 学校保健の理解	270 (62.3)	152 (34.6)	11 (2.5)	36 (69.2)	16 (30.8)	0 (0.0)
		⑨ 学校保健の理解	174 (39.6)	215 (49.0)	20 (4.4)	32 (61.5)	19 (36.5)	1 (1.9)
C. 発達過程にある子どもの理解	① 発達過程にある子どもの理解	① 発達過程にある子どもの理解	116 (26.4)	237 (54.5)	66 (15.0)	39 (63.5)	19 (36.5)	0 (0.0)
		② 発達過程にある子どもの理解	94 (21.4)	266 (60.6)	70 (16.0)	32 (61.5)	20 (38.5)	0 (0.0)
		③ 発達過程にある子どもの理解	47 (10.7)	238 (54.2)	154 (35.1)	25 (48.1)	28 (50.0)	1 (1.9)
	② 発達過程にある子どもの理解	② 発達過程にある子どもの理解	53 (12.1)	257 (58.5)	129 (29.4)	27 (51.9)	25 (48.1)	0 (0.0)
		③ 発達過程にある子どもの理解	236 (53.8)	172 (39.2)	31 (7.1)	42 (80.8)	15 (28.8)	1 (1.9)
		④ 発達過程にある子どもの理解	131 (29.8)	245 (56.1)	63 (14.4)	36 (69.2)	15 (28.8)	1 (1.9)
	③ 学校保健の理解	③ 学校保健の理解	78 (17.8)	272 (62.0)	89 (20.3)	39 (57.7)	22 (42.3)	0 (0.0)
		④ 学校保健の理解	39 (8.9)	257 (58.5)	143 (32.6)	23 (44.2)	20 (38.5)	0 (0.0)
		⑤ 学校保健の理解	34 (7.6)	252 (57.4)	143 (32.6)	24 (46.2)	20 (38.5)	2 (3.8)

表 4-1 養成大学における A・B・C 領域の中項目別重要度と実施度の比較

A. 教育機関としての養成大学の基本的事理		重要度 m=52 (%)		実施度 m=48 (%)		
大項目	中項目	重要	必要	可成は実施回数	数えている	
(1) 大学の成立と基本的事理	① 養成大学の成立と基本的事理	30 (58)	22 (42)	0 (0)	47 (98)	0 (0)
	② 養成大学の成立と基本的事理	41 (85)	8 (15)	0 (0)	47 (98)	0 (0)
	③ 養成大学の成立と基本的事理	48 (92)	4 (8)	0 (0)	47 (98)	0 (0)
	④ 養成大学の成立と基本的事理	45 (87)	7 (14)	0 (0)	47 (98)	0 (0)
	⑤ 養成大学の成立と基本的事理	38 (73)	12 (23)	2 (4)	45 (96)	0 (0)
	⑥ 養成大学の成立と基本的事理	40 (77)	10 (19)	2 (4)	45 (96)	0 (0)
	⑦ 養成大学の成立と基本的事理	42 (81)	10 (19)	0 (0)	47 (98)	0 (0)
	⑧ 養成大学の成立と基本的事理	41 (84)	9 (17)	0 (0)	47 (98)	0 (0)
	⑨ 養成大学の成立と基本的事理	44 (87)	8 (15)	0 (0)	47 (98)	0 (0)
	⑩ 養成大学の成立と基本的事理	39 (75)	13 (25)	0 (0)	46 (96)	1 (2)
(2) 学校経営の理念	① 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	② 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	③ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	④ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑤ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑥ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑦ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑧ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑨ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑩ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
(3) 学校経営の理念	① 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	② 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	③ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	④ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑤ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑥ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑦ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑧ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑨ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)
	⑩ 学校経営の理念	35 (67)	17 (33)	0 (0)	45 (94)	2 (4)

表 3-2 D・E 領域の中項目別重要度

D. 養成大学の内外への関わり		重要度 m=439 (%)		養成大学 m=52 (%)		
大項目	中項目	重要	必要	可成は実施回数	数えている	
(1) 養成大学の内外への関わり	① 養成大学の内外への関わり	292 (59.7)	146 (33.3)	31 (7.1)	44 (84.6)	7 (13.5)
	② 養成大学の内外への関わり	290 (63.8)	140 (31.9)	19 (4.3)	44 (84.6)	7 (13.5)
	③ 養成大学の内外への関わり	294 (64.7)	136 (31.0)	19 (4.3)	39 (75.5)	12 (23.1)
	④ 養成大学の内外への関わり	290 (63.8)	140 (31.9)	19 (4.3)	44 (84.6)	7 (13.5)
	⑤ 養成大学の内外への関わり	294 (64.7)	136 (31.0)	19 (4.3)	39 (75.5)	12 (23.1)
	⑥ 養成大学の内外への関わり	290 (63.8)	140 (31.9)	19 (4.3)	44 (84.6)	7 (13.5)
	⑦ 養成大学の内外への関わり	294 (64.7)	136 (31.0)	19 (4.3)	39 (75.5)	12 (23.1)
	⑧ 養成大学の内外への関わり	290 (63.8)	140 (31.9)	19 (4.3)	44 (84.6)	7 (13.5)
	⑨ 養成大学の内外への関わり	294 (64.7)	136 (31.0)	19 (4.3)	39 (75.5)	12 (23.1)
	⑩ 養成大学の内外への関わり	290 (63.8)	140 (31.9)	19 (4.3)	44 (84.6)	7 (13.5)
(2) 学校経営の理念	① 学校経営の理念	363 (82.7)	67 (15.3)	9 (2.1)	46 (88.5)	4 (7.7)
	② 学校経営の理念	342 (77.9)	86 (19.6)	11 (2.5)	45 (86.5)	5 (9.6)
	③ 学校経営の理念	331 (75.4)	95 (21.8)	13 (3.0)	44 (84.6)	6 (11.5)
	④ 学校経営の理念	294 (67.0)	125 (28.5)	20 (4.5)	42 (80.8)	8 (15.4)
	⑤ 学校経営の理念	387 (88.2)	44 (10.0)	8 (1.8)	48 (92.3)	3 (5.8)
	⑥ 学校経営の理念	387 (88.2)	44 (10.0)	8 (1.8)	48 (92.3)	3 (5.8)
	⑦ 学校経営の理念	387 (88.2)	44 (10.0)	8 (1.8)	48 (92.3)	3 (5.8)
	⑧ 学校経営の理念	387 (88.2)	44 (10.0)	8 (1.8)	48 (92.3)	3 (5.8)
	⑨ 学校経営の理念	387 (88.2)	44 (10.0)	8 (1.8)	48 (92.3)	3 (5.8)
	⑩ 学校経営の理念	387 (88.2)	44 (10.0)	8 (1.8)	48 (92.3)	3 (5.8)
(3) 養成大学の内外への関わり	① 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	② 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	③ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	④ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	⑤ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	⑥ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	⑦ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	⑧ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	⑨ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
	⑩ 養成大学の内外への関わり	157 (35.1)	235 (54.3)	60 (14.4)	38 (73.1)	12 (23.1)
(4) 養成大学の内外への関わり	① 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	② 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	③ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	④ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	⑤ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	⑥ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	⑦ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	⑧ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	⑨ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)
	⑩ 養成大学の内外への関わり	144 (32.8)	295 (67.2)	31 (7.1)	37 (71.2)	13 (25.0)

表4-2 養成大学におけるD・E領域の重要度と実施度

大項目	中項目	重要度 n=52		実施度 n=48	
		重要	可または無回答	教えていない	無回答
(1) 養護実践における養護実践の活動領域	①養護実践の活動領域	44 (85)	7 (14)	46 (96)	0 (0)
	②養護実践の活動領域	44 (85)	7 (14)	46 (96)	0 (0)
	③養護実践の活動領域	39 (75)	12 (23)	46 (96)	0 (0)
	④養護実践の活動領域	43 (83)	7 (14)	46 (96)	0 (0)
(2) 養護実践の方法と実践	①養護実践の方法と実践	46 (89)	4 (8)	45 (94)	0 (0)
	②養護実践の方法と実践	45 (87)	5 (10)	44 (92)	0 (0)
	③養護実践の方法と実践	44 (85)	6 (12)	46 (96)	0 (0)
	④養護実践の方法と実践	42 (81)	8 (15)	44 (92)	0 (0)
(3) 養護実践の支援	①養護実践の支援	48 (92)	3 (6)	46 (96)	0 (0)
	②養護実践の支援	46 (89)	5 (10)	46 (96)	0 (0)
	③養護実践の支援	43 (83)	8 (15)	43 (90)	2 (4)
	④養護実践の支援	37 (71)	13 (25)	45 (94)	1 (2)
(4) 養護実践の場	①養護実践の場	38 (73)	12 (23)	41 (85)	4 (8)
	②養護実践の場	42 (81)	9 (17)	46 (96)	0 (0)
	③養護実践の場	45 (87)	6 (12)	46 (96)	0 (0)
	④養護実践の場	41 (79)	9 (17)	45 (94)	1 (2)
(5) 養護実践の場	①養護実践の場	37 (71)	13 (25)	45 (94)	1 (2)
	②養護実践の場	38 (73)	12 (23)	45 (94)	1 (2)
	③養護実践の場	32 (62)	19 (37)	38 (79)	7 (15)
	④養護実践の場	46 (89)	5 (10)	47 (98)	0 (0)
(6) 養護実践の場	①養護実践の場	46 (89)	6 (12)	47 (98)	0 (0)
	②養護実践の場	45 (87)	7 (14)	45 (94)	2 (4)
	③養護実践の場	41 (79)	11 (21)	43 (90)	4 (8)
	④養護実践の場	44 (85)	8 (15)	47 (98)	0 (0)
(7) 養護実践と研究	①養護実践と研究	33 (64)	18 (35)	38 (80)	9 (19)
	②養護実践と研究	30 (58)	20 (39)	36 (75)	11 (23)
	③養護実践と研究	30 (58)	20 (39)	34 (71)	13 (27)
	④養護実践と研究	30 (58)	20 (39)	34 (71)	13 (27)

表5-1 A・B・C領域の養成大学種別実施度の比較

大項目	中項目	養護系 n=10		看護系 n=14		短期大学 n=11	
		教えていない	教えている	教えていない	教えている	教えていない	教えている
(1) 養護実践における養護実践の活動領域	①養護実践の活動領域	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	②養護実践の活動領域	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	③養護実践の活動領域	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	④養護実践の活動領域	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
(2) 養護実践の方法と実践	①養護実践の方法と実践	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	②養護実践の方法と実践	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	③養護実践の方法と実践	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	④養護実践の方法と実践	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
(3) 養護実践の支援	①養護実践の支援	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	②養護実践の支援	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	③養護実践の支援	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	④養護実践の支援	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
(4) 養護実践の場	①養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	②養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	③養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	④養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
(5) 養護実践の場	①養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	②養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	③養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	④養護実践の場	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
(6) 養護実践と研究	①養護実践と研究	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	②養護実践と研究	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	③養護実践と研究	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)
	④養護実践と研究	10 (100)	0 (0)	13 (93)	0 (0)	11 (100)	0 (0)

3) 2008年7月 FD検討委員会「養護実習、病院実習の現状と課題」

養護教諭教育協議会 FD 委員会 ワークショップ関連調査

養護教諭養成大学等における養護実習、病院実習の現状と課題

基本情報

貴学の名称 ()

校種 (当てはまるものに○)

①教育系短期大学 ②看護系短期大学 ③学芸系 (家政・体育等) 短期大学
 ④教育系 4 年制大学 ⑤看護系 4 年制大学 ⑥学芸系 (家政・体育等) 4 年制大学
 ⑦その他

1 学年の定員 (学則上の定員) () 名
 今年度の第 1 学年の実員 (実際の入学者) () 名
 (4 年制大学のみ) 編入制度の有無 (有・無) ()
 (4 年制大学のみ) 大学院における専修免許の課程認定 (有・無) ()

I. 養護実習について

ア. 本実習 (一定期間に連続日勤務させる実習であって教育職員免許法における養護実習の必修単位に該当する実習、以下同様)

1. 貴学における養護実習の実施学年は何年次に行っていますか。当てはまるものに○をつけて下さい。

の履修年次につき、当てはまるもの 1 つに○をつけて下さい。

A. 2 年制短期大学はこちら
 ①第 1 学年 ②第 2 学年 ③第 1 学年・第 2 学年の両方 ④第 3 学年
 ⑤第 2・第 3 学年の両方 ⑥その他 ()

B. 4 年制大学はこちら
 ①第 1 学年 ②第 2 学年 ③第 3 学年 ④第 4 学年 ⑤第 2・第 3 学年両方
 ⑥第 2・第 3 学年どちらか ⑦第 3・第 4 学年両方 ⑧第 3・第 4 学年どちらか
 ⑨その他 ()

2. 実習先の校種と期間 (必修分のみを卒業までの合計期間で回答してください) につき当てはまるもの 1 つに○をつけて下さい。

①小学校のみ 4 週間 ②小学校のみ 3 週間 ③小学校のみ 2 週間
 ④中学校のみ 4 週間 ⑤中学校のみ 3 週間 ⑥小学校のみ 2 週間

⑦小・中 (または高) で 2 週間ずつ ⑧小・中 (または高) で 3 週間ずつ
 ⑨その他 ()

3. 必修以外の選択の養護実習を単位化していますか。どちらかに○をつけて下さい。

①している (している場合の単位数は) 単位
 ②していない

4. 実習先の決定方法は次のうち、どれが一番近いですか。あてはまるもの 1 つに○をつけて下さい。

①すでに大学が確保している実習校に対して、教員側で学生の条件は考慮せず機械的に決めていく
 ②すでに大学が確保している実習校に対して、教員側で学生の条件を考慮して決めている
 ③すでに大学が確保している実習校に対して、教員側で学生の条件と学生の希望を考慮して決めている
 ④すでに大学が確保している実習校に対して、学生が選択して決めている
 ⑤学生の出身校その他の学校を学生が決めている (いわゆる母校実習)
 ⑥教育委員会が決めている
 ⑦その他 (具体的に)

5. 1 回の実習につき、1 校の実習先に配当する学生の数はどのくらいですか。あてはまるもの 1 つに○をつけて下さい。

①原則 1 校に 1 名 ②原則 1 校に 1 名ないし 2 名 ③原則 1 校に 2 名
 ④原則 1 校に 2 名ないし 3 名 ⑤1 校あたり 1 名から 3 名までまちまち
 ⑥その他 (具体的に)

6. 実習先の数と実習を履修する学生数との均衡はとれていますか。当てはまるもの 1 つに○をつけて下さい。

①実習生の数に対して実習先は常に不足して、対応に苦慮している (対応できない)
 ②実習生の数に対して実習先が不足することがあるが、そのつど対応可能である
 ③実習生の数に対して実習先は常に均衡がとれている (足りている)

6-1 前問 6 で①または②を選択した方に伺います。その際の対応はどのようにしていますか。(複数回答可)

①1 校あたりの実習生の数を増やす (例年 1 名をその年だけ 2 名など)
 ②その年に実習を引き受けてくれる学校を探して依頼する
 ③特定の学校 (附属校や特定の関係がある学校) に依頼する
 ④特別支援学校など通常は依頼しない学校に依頼する
 ⑤実習する条件に満たない学生を次年度にまわすなど実習を履修する学生を減らす
 ⑥その他 (具体的に)

7. 貴学の教員は、近隣の貴学先に、事前の面接などを除き、実習期間中、挨拶や指導などで訪問しますか。教員個人の対応は除き、貴学としての体制に最も近い1つに○をつけて下さい。

①ほぼ毎日 ②期間中5から6回 ③期間中3から4回 ④期間中2回
⑤期間中1回 ⑥実習校には訪問しない

8. 貴学の教員は、いわゆる母校実習を行っている学生の学生の実習校に挨拶や指導などで訪問しますか。教員個人の対応は除き、貴学としての体制に最も近い1つに○をつけて下さい。

①ほとんど必ず訪問する ②大学と同一都道府県内なら訪問する
③大学と同一市町村なら訪問する ④母校実習には原則として訪問しない

9. 実習校で実習として体験させる活動は何ですか。少しでも体験させていければ、次のうちからいくつでも選んで○をつけて下さい。

イ. 養護教諭としての専門性の考え方
ロ. 教職員としての専門性の考え方
ハ. 健康に関する組織と運営
ニ. 健康診断の準備と当日のすすめ方
ホ. 健康診断の事後措置
ヘ. 子どもの生活習慣病に関すること
ト. 学校環境衛生
チ. 個別的保健指導
リ. 救急処置・学校救急看護
ル. 保健室経営
レ. 教職員の保健活動
ロ. 学校保健委員会
リ. 学校行事への参加
ル. 清掃指導
レ. 教育課程編成に関する講話
ロ. 地域活動に関する講話
リ. 学校事務に関する講話
ル. その他（具体的に_____）

イ. 事前事後の指導（事前実習・事後実習）について

10. 貴学では、本実習の前に実習に関する事前指導を行っていますか。

①行っている ②行っていない

10-1. 「行っている」と回答された方に伺います。具体的な方法を簡潔に記述して下さい。

11. 貴学では、本実習の後に実習に関する事後指導を行っていますか。

①行っている ②行っていない

11-1. 「行っている」と回答された方に伺います。具体的な方法を簡潔に記述して下さい。

ウ. 評価について

12. 養護実習の評価は、実質的には誰が評価していますか。

①実習校の指導教員の評価や講評をもとに大学の教員が行う
②実習校の指導教員の評価がほぼ養護実習の評価となる（大学教員は確認のみ）
③実習校の指導教員と大学教員が各学生の実績を協議して行う
④実習校の指導教員の評価は参考程度で事前事後指導の実績を含めて大学教員が行う
⑤その他（_____）

II. 看護学臨床実習について（この項目は、教育学系、学芸系の養成機関のみ回答して下さい）

ア. 本実習（一定期間に連続日執務させる実習であって教育職員免許法における看護学の臨床実習の単位に該当する実習、以下同様）

1. 貴学における養護実習の実施学年は何年次に行っていますか。当てはまるものに○をつけて下さい。

の履修年次につき、当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

A. 2年制短期大学はこちら
①第1学年 ②第2学年 ③第1学年・第2学年の両方 ④第3学年
⑤第2・第3学年の両方 ⑥その他（_____）

B. 4年制短期大学はこちら
①第1学年 ②第2学年 ③第3学年 ④第4学年 ⑤第2・第3学年両方
⑥第2・第3学年どちらか ⑦第3・第4学年両方 ⑧第3・第4学年どちらか
⑨その他（_____）

2. 実習先の種類と期間（必修分のみを卒業までの合計期間で回答してください）につき

当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

①医療機関のみ4週間以上 ②医療機関のみ3週間 ③医療機関のみ2週間以下
 ④医療機関4週間に他の機関を加える ⑤医療機関3週間に他の機関を加える
 ⑥医療機関2週間に他の機関を加える ⑦医療機関1週間に他の機関を加える
 ⑧その他(具体的に)

3. 実習先の医療機関の種別は以下のうちどれですか。主たる実習先につき該当するもの1つに○をつけて下さい。

①医学学部附属病院 ②特定機能病院 ③地域の総合病院級(200床以上)病院
 ④地域の中規模病院(200床未満50床以上) ⑤地域の小規模(50床未満)病院
 ⑥地域の診療所(19床未満)

4. 前問2で④から⑦を選んだ方に伺います。医療機関以外で臨床実習を依頼している機関の種類は何ですか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

①保健所 ②市町村保健センター ③精神保健センター等精神保健機関
 ④老人保健施設 ⑤産業保健推進センター ⑥企業の健康管理機関
 ⑦その他(具体的に)

5. 実習先の決定方法は次のうち、どれが一番近いですか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

①すでに大学が確保している医療機関等に対して、教員側で学生の条件は考慮せず機械的に決めていく
 ②すでに大学が確保している医療機関等に対して、教員側で学生の条件を考慮して決めている
 ③すでに大学が確保している医療機関等に対して、教員側で学生の条件と学生の希望を考慮して決めていく
 ④すでに大学が確保している医療機関等に対して、学生が選択して決めている
 ⑤学生が自主的に病院に依頼して決めている
 ⑥保健所等の公的機関の支援を受けて決めている
 ⑦その他(具体的に)

6. 実習先の数と実習を履修する学生数との均衡はとれていますか。当てはまるもの1つに○をつけて下さい。

①実習生の数に対して実習先は常に不足して、対応に苦慮している(対応できない)
 ②実習生の数に対して実習先が不足することがあるが、そのつど対応可能である
 ③実習生の数に対して実習先は常に均衡がとれている(足りている)

6-1 前問7で①または②を選じた方に伺います。その際の対応はどのようなようにしていますか。(複数回答可)

①1機関あたりの実習生の数を増やす

②その年に実習を引き受けてくれる医療機関等を大学で探して依頼する
 ③保健所に依頼して実習先を探してもらう
 ④特定の医療機関等(大学附属病院等)に依頼する
 ⑤臨床医療の機関ではない機関(保健所等)に依頼する
 ⑥実習する条件に満たない学生を次年度にまわすなど実習を履修する学生を減らす
 ⑦その他(具体的に)

7. 実習先に何らかの謝礼をしていますか。学生個人の対応は除き、貴学としての体制に最も近い1つに○をつけて下さい。

①謝礼は挨拶時の菓子折などを含め一切渡していない(県の規定等で禁止されている)
 ②菓子折などの挨拶程度は渡すが、謝礼の意味での金品は渡さない
 ③制度または慣習として現金による謝礼を支払っている
 ④制度または慣習としてではないが実態として現金による謝礼を支払っている
 ⑤制度または慣習として現物(消耗品など)による謝礼を渡している
 ⑥制度または慣習としてではないが実態として現物による謝礼を渡している
 ⑦その他(具体的に)

8. 貴学の教員は、近隣での実習先に、事前の面接などを除き、実習期間中、挨拶や指導などで訪問しますか。教員個人の対応は除き、貴学としての体制に最も近い1つに○をつけて下さい。

①ほぼ毎日 ②期間中隔日程度 ③期間中3日に1回程度
 ④期間中週1回程度 ⑤期間中1回か2回 ⑥実習先には訪問しない

9. 医療機関等への訪問指導等は誰が行いますか。

①看護学担当教員のみ ②看護学担当教員と臨床医学等の担当教員
 ③看護学担当教員と兼看護学担当教員 ④課程・学科に所属する教員全員
 ⑤その他(具体的に)

10. 医療機関での実習部門のうち、少しでも内容に含まれているものいくつかを○をつけて下さい。

①内科系外来部門 ②外科系外来部門 ③小児科系外来部門
 ④眼・耳鼻・皮膚科系外来部門 ⑤内科系病棟部門 ⑥外科系病棟部門
 ⑦眼・耳鼻・皮膚科系病棟部門 ⑧リハビリテーション系部門
 ⑨臨床検査系部門 ⑩病院長・栄養系部門 ⑪医療相談・医療福祉系部門
 ⑫在宅医療支援系部門 ⑬医事系(医療事務系)部門
 ⑭その他()

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

2008年度日本養護教諭養成大学協議会FD委員会調査報告

「養護教諭養成大学等における養護実習、病院実習の実情と課題」

FD委員会活動は、役員会で承認されたFDのテーマである養護実習・臨床実習のあり方を会員校にアンケート調査を2008年7月下旬から8月上旬にかけて実施した。

I. 調査の方法

本調査は、日本養護教諭養成大学協議会に所属する4年制大学および短期大学に対して、質問紙を送付し、回答を依頼し、回答された質問紙は電子メールまたはファックスにて回収した。調査票の集計は、SPSS for Windows ver14.0によって、単純集計およびクロス集計をおこなった。

II. 結果

1. 回答校の概要

調査で回答を得た養成機関は、総数63校であり、内訳は教育系4年制大学9校(14.3%)、看護系4年制大学18校(28.6%)、学芸系4年制大学9校(14.3%)、教育系短期大学4校(6.3%)、看護系短期大学2校(3.2%)、学芸系短期大学10校(15.9%)、その他11校(17.5%)であった。

2. 養護実習の概況

2-1

養護実習の実施時期は、短期大学(有効回答数16)では93.8%が2年次に実施しており、4年制大学(有効回答数46)では4年次が68.1%と最も多かった。期間は3週間が最も多く(約52%)、次いで4週間(40%)、2週間(約3%)、5週間(2%)の順であった。

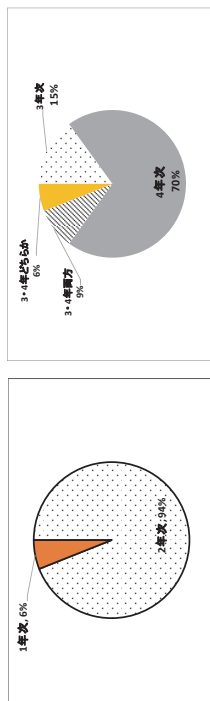


図 実習の実施時期 (左: 4年制大学 n=63)

さらに、実習先の校種とのかかわりで実習期間をみると、小学校のみ4週間が5校(8.1%)、小学校のみ3週間が4校(6.5%)、小学校のみ2週間が1校(1.6%)、小学校・中学校で2週間ずつが2校(3.2%)、小学校・中学校(または高校)で3週間ずつが25校(40.3%)、その他が25校(40.3%)となっている。

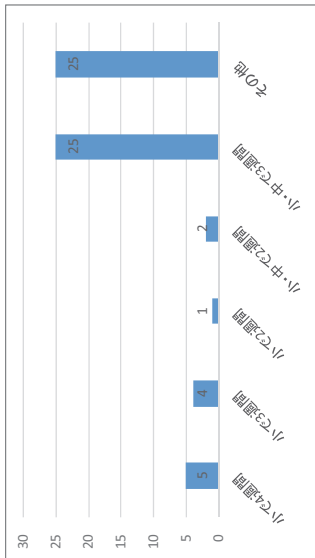


図 養護実習の実施校種と期間の分布 (n=62)

2-2 養護実習先の確保・決定と配当人数および充足状況

養護実習先の確保・決定については、母校実習(帰省実習)が約71%と最も多く、次いで大学側による確保が21%になっていた。その他、教育委員会の調整等によるものが約8%であった。

実習校1校当たりの配当学生数については、「原則1校1名」が36校(56.1%)、「原則1校1名ないし2名」が7校(11.3%)、「原則1校に2名」が7校(11.3%)、「原則1校に2名ないし3名」が1校(1.6%)、「1校当たり1名から3名までまちまち」が6校(9.5%)、「その他」が5校(7.9%)であった。

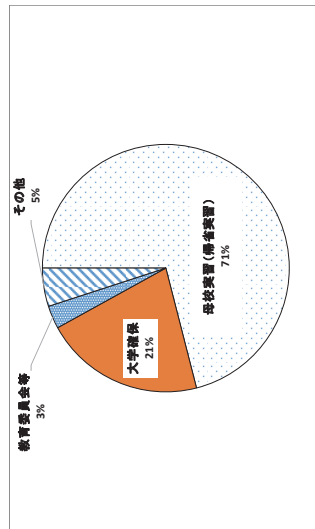


図: 実習校の決定方法 (n=63)

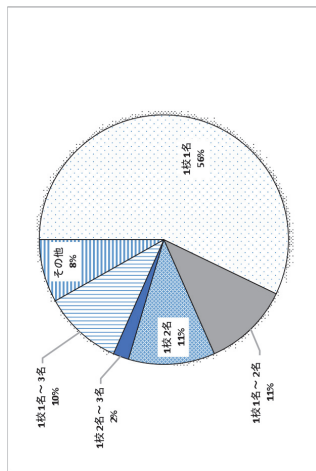


図 実習校1校当たりの配当学生数 (n=62)

学生数に対する実習校の充足状況については「実習先は常に不足して、対応に苦慮している(足りない)」機関が2校(3.8%)、「実習先が不足することがあるが、そのつど対応可能である」機関が17校(32.7%)、「実習先は常に均衡がとれている(足りている)」機関が33校(63.5%)であった。

2-3 養護実習の指導体制(実習先での大学教員の指導の頻度)

養護実習の指導体制を実習先での大学教員の指導の頻度からみると、有効回答数59校中、「ほぼ毎日」が2校(3.4%)、「期間中5～6回」が0校(0%)、「期間中3～4回」が6校(10.2%)、「期間中2回」が10校(16.9%)、「期間中1回」が40校(67.8%)、「実習校には訪問しない」が1校(1.7%)であった。

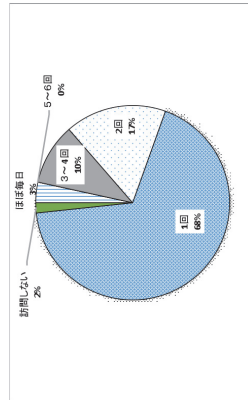


図 実習期間中の実習校への指導回数(n=59)

また、いわゆる母校実習への対応については、有効回答数53校中、「どんな遠方でも必ず訪問する」が7校(13.2%)、「大学と同一都道府県なら訪問する」が18校(34.0%)、「大学と同一市町村なら訪問する」が25校(47.2%)、「母校実習には原則として訪問しない」が3校(5.7%)であった。

2-4 養護実習内容

養護実習における指導内容として挙げられた上位5位の内容は、「学校保健に関する組織と運営」が最も多く(87.3%)、次いで「養護教諭としての専門性の考え方」(85.7%)、「集団的保健指導」(84.1%)、「健康管理の方法」(81%)、「健康課題を持つ子への対応」(同率)、「健康相談活動」、「緊急措置」、「学校環境衛生」であった。下位項目としては「PTAの保健活動」「学校校務に関する講話」「健全育成に関する講話」「地域活動に関する講話」「教職員の保健活動」であった。

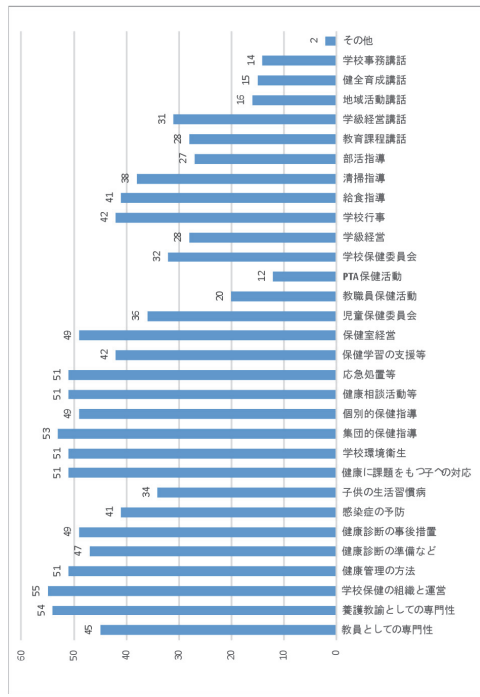
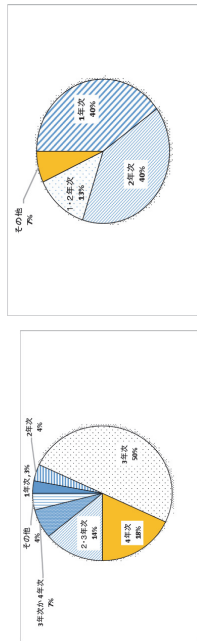


図 養護実習で指導された内容

3. 看護系臨床実習の概況

看護系大学および看護系短期大学を除く43校を対象として、教育教員免許法による看護学臨床実習の実施助教について以下のような項目を質問し、回答を得た。

3-1 看護学臨床実習の実施学年
 実習時期は4年制大学では「第3学年で実施する」が50.0%、「第4学年で実施する」が17.6%、「第2・第3の両学年で実施する」が14.3%となっている。短期大学では、1年次と2年次での実施がそれぞれ40%となっており、1年次・2年次の両方での実施が13.3%となっている。



図：看護学臨床実習の実施年次(左：4年制大学 右：短期大学) (n=43)

3-2 看護学臨床実習の実習先機関と実習期間
 看護学臨床実習の実習先機関の種類と実習期間については、有効回答数43校中、「医療機関のみ4週間以上」が4校(9.3%)、「医療機関のみ3週間」が5校(11.6%)、「医療機関のみ2週間以下」が21校(48.8%)、「医療機関4週間に他の機関を加える」が1校(2.3%)、「医療機関3週間に他の機関を加える」が1校(2.3%)、「医療機関1週間に他の機関を加える」が5校(11.6%)、「その他」が2校(4.7%)であった。

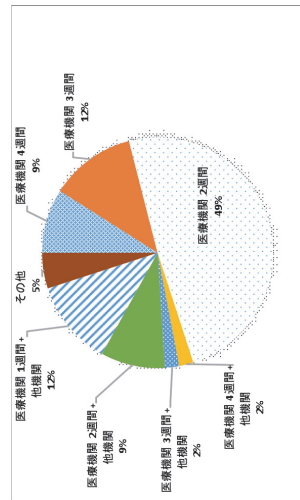


図 看護学臨床実習の実習先機関と実習期間 (n=43)
 医療機関以外の期間としては、保健所6校、精神保健機関5校、市町村保健センター3校、

などとなっている。老人保健施設1校となっている。

3-3 看護学臨床実習中の指導頻度
 養成機関の教員等が看護学臨床実習中ほどの程度の頻度で実習先に指導に出向くかについては、有効回答42校中、「期間中1回〜2回」が約43%、「ほぼ毎日」が約36%、「週1回」が約12%となっている。

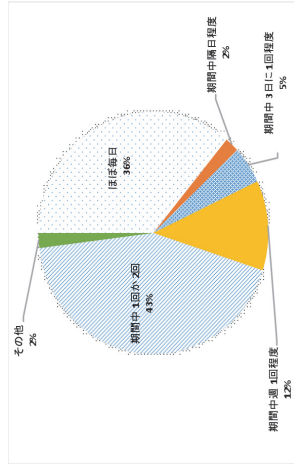


図19 実習期間中の指導頻度

3-4 看護学臨床実習の指導体制
 看護学臨床実習の指導体制については、有効回答数41校中、「看護学担当教員のみが指導している」が11校(26.8%)、「看護学担当教員と臨床医学等の担当教員」が6校(14.6%)、「看護学担当教員と養護学主担当教員が指導している」が12校(29.3%)、「課程の教員全員が指導している」が8校(19.5%)であった。「その他」が4校(9.8%)であった。

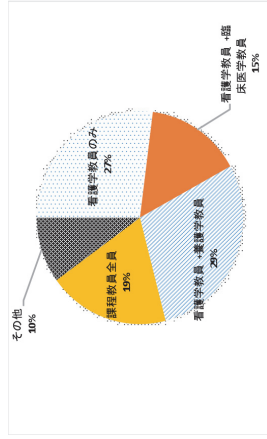


図 実習の指導体制 (n=41)

本調査結果は下記報告書に掲載している

3-5 看護学臨床実習で経験した業務内容
看護学臨床実習で学生が経験している業務内容については「小児科外来」(81.4%)、「内科系外来」(79.1%)、「内科系病棟」(79.1%)、「外科系外来」(74.4%)、「外科系病棟」(67.4%)、「リハビリ系病棟」(67.4%)が多く経験している業務であり、その他の業務内容としては「救急外来」「産婦人科外来」「小児科系病棟」「母親教室」「中央材料室」などが挙げられていた。

2008年度日本養護教諭養成大学協議会FD委員会活動報告

養護教諭養成大学等における養護実習・ 病院実習の実状と課題

日本養護教諭養成大学協議会FD委員会

池本 貞子
鎌田 尚子
鈴木 美智子
瀧澤 利行
荒木田 美香子 (元)

4) 2008年8月 「免許更新講習に関する調査」

養護教諭免許課程認定大学様

平成 20年 7月 18日

日本養護教諭養成大学協議会
会長 高橋 香代

文部科学省「免許状更新講習プログラム開発事業委託事業」

養護教諭の教員免許状更新講習についてのアンケート調査のお願い

拝啓

盛夏の候、貴大学には益々ご清栄のことと存じます。日頃は日本養護教諭養成大学協議会の活動にご協力いただきありがとうございます。

平成 21年 4月より教員免許更新講習が導入されることは、ご存知のことと存じます。養護教諭免許状の場合（同封資料：免許状更新講習の受講のしかた）、選択領域（18時間）では必ず養護教諭向けの講習を受講・修了する必要があります。それぞれの大学におかれましては、すでに更新講習の試行事業等で準備中の大学も多いかと存じます。

養護教諭は、全国の国公私立学校には約4万人が勤務（添付資料1）しておりますので、毎年約4千人が免許状更新講習を受講する見込みとなります。しかし、養護教諭の課程認定大学は地域的に偏在していることから県外での受講もやむをえない状況となったり、看護系や保健福祉・栄養系大学等の教員養成系以外の大学も多いことから、免許状更新講習の本格実施にあたって開講科目数が不十分であったり、養護教諭のニーズと合わなかったりする可能性があります。できれば課程認定を受けている大学が連携協力して取り組むことができればと思います。

そこでこの度、日本養護教諭養成大学協議会役員会では、文部科学省「免許状更新講習プログラム開発事業委託事業」を受託した岡山大学から委託を受け、全国養護教諭連絡協議会と協力して、養護教諭の更新講習について、開講師と受講側の両者が連携して円滑な全国実施に向けて活動を行うことといたしました。

すでに、全国養護教諭連絡協議会は4000名余の養護教諭の皆様からのマナーケイティング調査を行いました。その結果は同封（添付資料2）しましたように、受講場所につきましては同一県内や出前講座、受講時期は夏期休暇中の希望が多い結果でした。受講内容につきましては、救急処置や感染症への対応、免遭障害、カウンセリング、保健学習・保健指導等幅広い講習内容の希望がございました。

課程認定大学の皆様には、ご多忙のところ申し訳ございませんが、趣旨をご理解の上、貴大学での免許状更新講習に関する取り組み状況、開講予定科目等の調査への協力をお願い申し上げます。

調査結果の発表に当たっては、個別の大学名は用いず地区単位もしくは都道府県単位で公表させていただきます。この調査結果は、9月5日の日本養護教諭養成大学協議会総会で報告いたしますとともに、ご協力いただいた大学には報告書をお届けいたします。

敬具

調査締め切りは、平成20年 8月6日（水）とさせていただきます。

本調査に関する問い合わせ先 日本養護教諭養成大学協議会事務局

電話 086-251-7699

メールアドレス: kayosan@cc.okayama-u.ac.jp

教員免許更新講習に関する調査

都道府県

貴大学の所在地

2. これまでに教員免許更新講習について情報収集、準備を行っていただけますか。あてはまるものに○印をつけて下さい。

①文部科学省等の説明会等への出席をされましたか。 はい ・ いいえ

②都道府県等の教育委員会と情報交換を行いましたか。 はい ・ いいえ

3. 平成 20年度教員免許更新講習の試行事業を実施しますか。あてはまるものに○印をつけて下さい。

4. 平成 20年度試行事業では養護教諭対象の科目を開講しますか。あてはまるものに○印をつけて下さい。

1. 開講する 2. 開講しない
 開講する場合は開講師名他をご記入下さい。

開講師名	日時	開催場所	回数 (1日6時間を1回とする)	受講予定 人数
	月 日		回	
	月 日		回	

(記入表は一部カットしています)

5. 平成 21年度教員免許講習の本実施についての取組み状況についてお答え下さい。

1) 「教育の最新事情」からの必修領域を開講する予定がありますか。あてはまる番号を□内にご記入下さい。

① 開講予定である。

② 開講を検討中

③ 開講はしないが、教員を講師として派遣することは可能。

④ 免許更新講習については協力を考えていない。

2) 養護教諭対象の科目を開講する予定がありますか。あてはまる番号を□内にご記入下さい。

① 開講予定である。

② 開講を検討中

③ 開講はしないが、教員を講師として派遣することは可能。

④ 免許更新講習については協力を考えていない。

6. 養護教諭対象の更新講習として下記の項目は開講可能でしょうか。あてはまる数字に○印をつけて下さい。

項目	1	2	3	4
1) 教育相談・生徒指導	1	2	3	4
2) カウンセリング	1	2	3	4
3) 学校保健・学校安全	1	2	3	4
4) 発達障害	1	2	3	4
5) 精神保健	1	2	3	4
6) 救急処置	1	2	3	4
7) 保健学習・保健指導	1	2	3	4
8) 健康教育	1	2	3	4
9) 薬学活動論	1	2	3	4
10) 現代的健康課題への対応	1	2	3	4
11) 小児疾患の動向	1	2	3	4
12) 感染症への対応	1	2	3	4
13) その他開講可能な項目があれば具体的に記入下さい。	イ			
	ホ			

アンケート調査結果 免許更新講習対象者数 全国合計 40,277人

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県
2529	699	702	909	536	590	894	928	695
群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県
643	1774	1724	1336	2030	1013	368	432	306
山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府
371	703	787	1087	1733	696	483	683	2130
兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
1568	426	516	282	525	650	1122	628	379
香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
402	620	416	1497	368	644	821	588	442
鹿児島県	沖縄県							
1007	595							

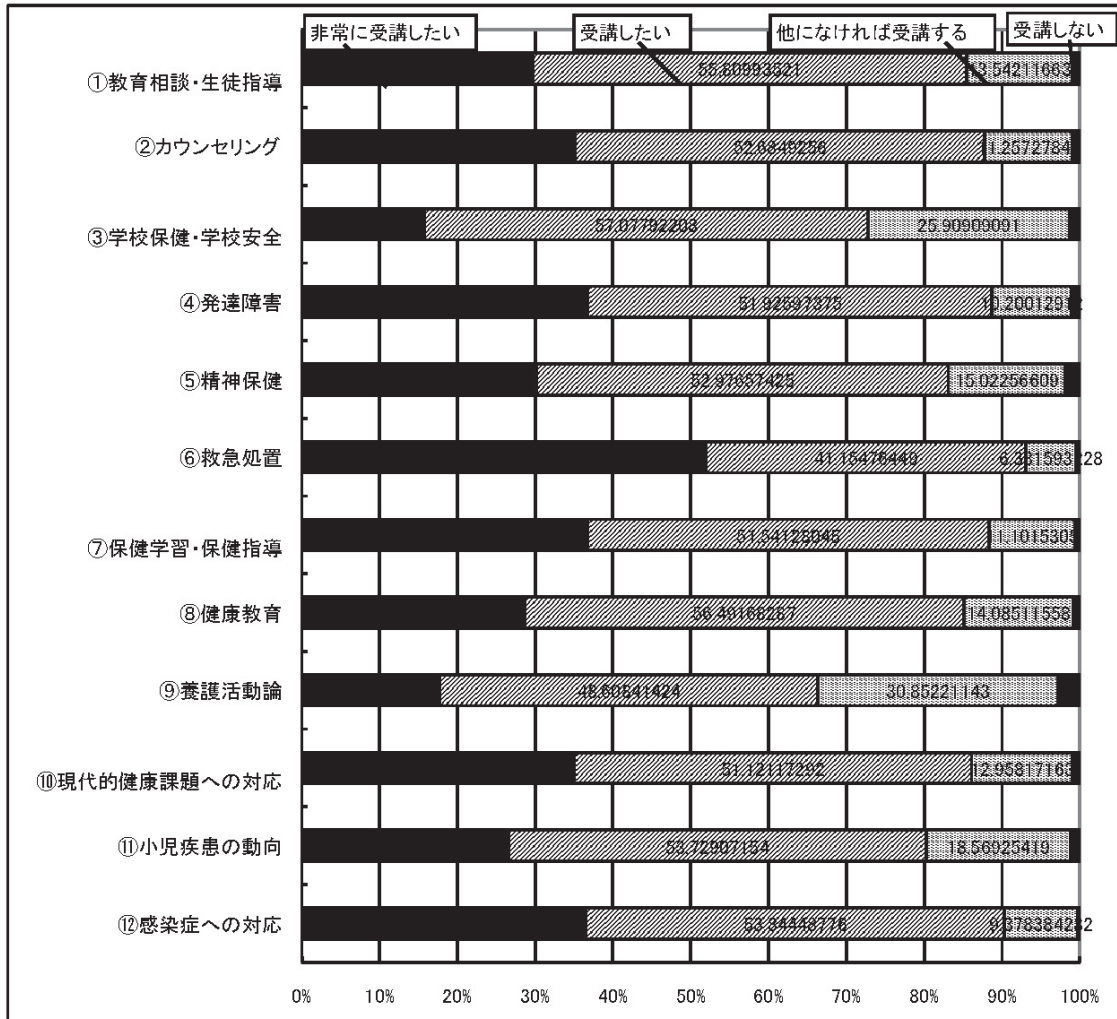
3) 開講場所についてお尋ねします。あてはまるものに○印をつけて下さい。

- ① 大学講内で開講しますか。 はい ・ 検討中 ・ いいえ
- ② 大学以外の会場での出前講座をしますか。 はい ・ 検討中 ・ いいえ
- ③ eラーニングを活用しますか。 はい ・ 検討中 ・ いいえ
- 4) 開講期間についてお尋ねします。あてはまるものに○印をつけて下さい。
 - ① 夏季休業期間中の5日間集中 はい ・ 検討中 ・ いいえ
 - ② 夏季休業期間中の2-3日単位 はい ・ 検討中 ・ いいえ
 - ③ 冬季・春季休業期間中の2-3日単位 はい ・ 検討中 ・ いいえ
 - ④ 土曜・日曜を利用しての開講 はい ・ 検討中 ・ いいえ
 - ⑤ 祝日を利用しての開講 はい ・ 検討中 ・ いいえ
 - ⑥ インターネットを利用しての開講 はい ・ 検討中 ・ いいえ

5) 養護教諭対象の平成21年度免許更新講習の開講予定についてお尋ねします。開講講座名他をご記入下さい。

開講講座名	日時	開催場所	回数 (1日6時間を1回とする)	受講予定人数
	月 日		1日6時間 × () 回	人
	月 日		1日6時間 × () 回	人
	月 日		1日6時間 × () 回	人
	月 日		1日6時間 × () 回	人
	月 日		1日6時間 × () 回	人
	月 日		1日6時間 × () 回	人

免許更新講習対象者が学びたい項目



5) 2011年11月 「養護教諭の資質向上のためのアンケート調査」

日本養護教諭養成大学協議会会員大学各位

日本養護教諭養成大学協議会「養護教諭の資質向上のためのアンケート」のご依頼

現在、中央教育審議会教員の資質向上特別部会で「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策」が精力的に検討されていることは、2011年度養成教育フォーラムでご存知のことと思います。今後養成・採用・現職研修のあり方と教員免許制度・教育職員免許法を一体化した総合的な教員の資質向上が図られていく予定です。とくに修士レベル化につきましては、学校保健活動推進の中核的役割を担う養護教諭も、教諭と同様に具体化し資質向上を図っていく必要があります。

今回、これからの教員養成教育改革の方向性を踏まえて、養護教諭養成教育の現状や課題、教員免許制度と教育職員免許法の課題、修士レベル化の体制整備の課題について整理し、文部科学省・中央教育審議会特別部会などにご理解をいただく資料作成のために、未来志向のアンケート調査を行うことといたしました。

本大学協議会には、教員養成系だけではなく看護系、学際系、短期大学、別科指定機関など様々な大学が参加しています。大学によって事情は異なっておりますが、質の高い養護教諭を養成していこうという願いは共通するものだと思います。それぞれの大学の抱える課題を共有して、力を合わせてレベルアップしていくために、ご多忙のこととは思いますが、今回の調査にご協力をよろしくお願いいたします。

2011年10月25日

日本養護教諭養成大学協議会 会長 高橋 香代
教育課程検討委員会委員長 岡田加奈子
養成制度検討委員会委員長 後藤ひとみ

記入にあたってのお願い

- 1) 本アンケートは、会員大学を対象に郵送で行います。郵送したアンケート用紙に回答を記載し、ファックスまたは郵送で事務局(ファックス：086-251-7699、住所 〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1 岡山大学大学院教育学研究科 高橋香代 宛)までお願いします。

締切 2011年11月30日

- 2) 本アンケートの「3. 貴大学での教育課程の到達度について」の質問の趣旨は、会員大学間の到達度を比較するためではなく、今回の特別部会で、教諭について、現在の一種免許状は、教員として最小限必要な資質能力(職務を著しい支障が生ずることなく実践できる資質能力)としていますが、今後、教諭の職務を支障なく実践できる資質能力を身につけるように修士レベル化し「一般免許状(仮称)」の付与が検討されていることについて、養護教諭の場合はどう考えるのかを検討するためにもです。

つまり、教職生活の各段階で求められる資質能力と免許制度の関係について検討するときに、各養成機関において、その修了時に、それぞれの役割ごとの到達度がどの程度であるのかを検証し、現在の4年制では、不足するものは何かを明らかにしたいと思います。このことにより、修士レベル化において、4+aのaの部分は何が必要であるかを示すことができると考えますし、また、教育職員免許法施行規則(第9条)の養護に関する科目の改善の方向性も示すことになると思います。この趣旨をご理解いただき、現在の貴大学の教育課程での到達度は、おおむねどの程度であるのかをお答えください。短期大学、別科指定機関についても、それぞれの学修期間での到達度をお答えください。

なお、教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について」(第3次答申)(平成11年)では、初任者の段階として、養護教諭については、心身の健康観察、救急処置、保健指導等児童・生徒の健康保持増進について、採用当初から実践できる資質能力が必要であると指摘されています。また中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18年)では、教職実践演習について、教職課程において、「学生が身に付けた資質能力が教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものである」と説明されており、平成22年度入学生から適応されているものです。この点について、ご理解をいただきご回答をお願いします。

2011年11月 「養護教諭の資質向上のためのアンケート調査」報告

5 養護教諭の資質向上のためのアンケート報告

1) 目的

現在、中央教育審議会教員の資質向上特別部会で「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策」が精力的に検討され、養成・採用・現職研修を一体化し、教員の修士レベル化を含めた総合的な教員の資質向上の方向性が示されよとして、教員の修士レベル化について、とくに修士レベル化について、養護教諭も数論と同様に資質向上を図る必要があり、養護教諭養成教育や教員免許制度、修士レベル化の体制整備等について課題を整理するために会員大学を対象に、養護教諭の資質向上のためのアンケート調査を実施したので報告する。

2) 方法

アンケート調査は2011年11月から12月に、日本養護教諭養成大学協議会加盟の会員109大学を対象に実施した。回答をえた大学は、76大学77機関であり、回答率は69.7%（表1）であった。回答大学の設置者は、国立総合大学10大学、国立単科大学3大学、公立4年制大学5大学、私立4年制大学45大学、短期大学（部）12大学、指定期間2大学であった。他に1大学から目的が明確でないため回答不能との連絡があった。

4年制大学	短期大学	別科	計
15	16	16	47
27	51	52	130
21	23	24	68
63	98	99	260
2	12	13	27
2	109	111	220
2	69	71	141
2	109	111	220

3) 結果

(1) 養成教育の現状

大学院の設置状況（表2）について、4年制大学のうち約4割が大学院を設置しており、計画ならびに将来的な希望も含めると6割が大学院教育を考えている。

養成する養護教諭像や資質能力を公表（表3）している大学は、4年制大学で6割弱、短期大学（部）で2割5分であった。

表2 修士課程・教職大学院の設置

4年制大学	短期大学	別科	計
6	6	6	18
19	30	31	80
4	6	6	16
10	15	15	40
22	34	34	90
2	3	3	8
63	100	102	265

表3 養成する養護教諭像や資質能力の公表

4年制大学	短期大学	別科	計
36	57	57	150
7	11	11	29
16	25	25	66
2	3	3	8
2	3	3	8
63	100	102	265

カリキュラムの体系化、教育課程の評価実施、FD活動の現状、ならびに教育実習期間については、表4、5、6、7に示している。

表4 体系的なカリキュラムの構築

	4年制大学	短期大学	別科	計
(1)体系的教育課程	54	85	85	224
はい	5	7	7	19
いいえ	4	6	6	16
無回答	5	7	7	19
計	63	100	102	265
(2)部分的改善	48	76	76	200
はい	9	14	14	37
いいえ	6	9	9	24
無回答	6	9	9	24
計	63	100	102	265
(3)免許法で必要ない	61	96	96	253
はい	0	0	0	0
いいえ	2	3	3	8
無回答	2	3	3	8
計	63	100	102	265

表5 教育課程の評価

	4年制大学	短期大学	別科	計
(1)外部評価している	4	6	6	16
はい	5	7	7	19
いいえ	3	4	4	11
無回答	3	4	4	11
計	20	30	30	80
(2)内部評価している	47	74	74	221
はい	13	20	20	53
いいえ	3	4	4	11
無回答	3	4	4	11
計	63	100	102	265
(3)まだ評価していない	66	100	100	266

※注 若干の複数回答があります。

表6 FD活動について

	4年制大学	短期大学	別科	計
(1)継続的に行っている	47	74	74	221
はい	13	20	20	53
いいえ	3	4	4	11
無回答	3	4	4	11
計	63	100	102	265
(2)断片的に実施	59	93	93	251
はい	0	0	0	0
いいえ	4	6	6	16
無回答	4	6	6	16
計	63	100	102	265

表7 教育実習期間

	mean	±SD	n
全体	3.7	±0.66	70
4年制	3.8	±0.67	56
短期	3.2	±0.39	12
別科	3.5	±0.71	2

(2) 教育課程の到達度
特別部会では、教諭について現在の「種別免許状は、教員として最小限必要な資質能

中央教育審議会答申 (2008)における 役割	養成機関	【表1】養成課程終了時の力について(後期)一層点化による平均値															
		到達度に関する基礎的知識・理 解・態度・技能・技能を包括した 力				企画力				実行力				省察力・研力			
		n	mean	±	SD	n	mean	±	SD	n	mean	±	SD	n	mean	±	SD
保健指導者	4年制	53	2.9	±	0.59	53	2.7	±	0.67	52	2.6	±	0.63	53	2.7	±	0.68
	短大	12	2.5	±	0.66	12	2.5	±	0.50	12	2.5	±	0.66	12	2.7	±	0.62
	別科	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	3.0	±	1.41
	計	67	2.8	±	0.59	67	2.7	±	0.67	66	2.6	±	0.63	67	2.7	±	0.68
保健管理	4年制	55	2.9	±	0.61	53	2.8	±	0.57	53	2.9	±	0.59	54	2.8	±	0.61
	短大	12	2.6	±	0.77	12	2.5	±	0.50	12	2.8	±	0.72	12	2.8	±	0.72
	別科	2	3.5	±	0.71	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.5	±	0.71
	計	69	2.8	±	0.61	67	2.8	±	0.57	67	2.9	±	0.59	68	2.8	±	0.61
保健指導	4年制	55	3.1	±	0.47	53	2.9	±	0.55	52	3.0	±	0.54	54	2.9	±	0.64
	短大	12	2.8	±	0.72	12	2.6	±	0.51	12	2.7	±	0.65	12	2.8	±	0.72
	別科	2	3.5	±	0.71	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.5	±	0.71
	計	69	3.0	±	0.47	67	2.9	±	0.55	66	2.9	±	0.54	68	2.9	±	0.64
保健学習	4年制	55	2.9	±	0.67	53	2.8	±	0.67	53	2.8	±	0.63	54	2.8	±	0.65
	短大	12	2.6	±	0.64	12	2.5	±	0.50	12	2.6	±	0.64	12	2.7	±	0.62
	別科	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.5	±	0.71
	計	69	2.8	±	0.67	67	2.8	±	0.67	67	2.8	±	0.63	68	2.8	±	0.65
保健実践	4年制	55	3.1	±	0.50	52	3.0	±	0.54	53	3.0	±	0.48	54	2.9	±	0.57
	短大	12	2.8	±	0.62	12	2.6	±	0.67	12	2.8	±	0.62	12	2.8	±	0.75
	別科	2	3.5	±	0.71	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.5	±	0.71
	計	69	3.0	±	0.50	66	2.9	±	0.54	67	3.0	±	0.48	68	2.9	±	0.57
保健実践の解決	4年制	55	2.9	±	0.62	53	2.8	±	0.71	53	2.8	±	0.63	54	2.8	±	0.62
	短大	12	2.8	±	0.75	12	2.5	±	0.67	12	2.6	±	0.64	12	2.6	±	0.77
	別科	2	3.0	±	0.00	2	2.5	±	0.71	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	1.41
	計	69	2.9	±	0.62	67	2.7	±	0.71	67	2.8	±	0.63	68	2.8	±	0.62
保健実践の解決 の指導	4年制	55	2.9	±	0.50	52	2.8	±	0.61	51	2.7	±	0.56	53	2.7	±	0.57
	短大	12	2.6	±	0.48	12	2.5	±	0.50	12	2.6	±	0.64	12	2.5	±	0.66
	別科	2	3.0	±	0.00	2	2.5	±	0.71	2	3.0	±	0.00	2	3.5	±	0.71
	計	69	2.8	±	0.50	66	2.7	±	0.61	65	2.7	±	0.56	67	2.7	±	0.57
保健実践の解決 の指導 の指導	4年制	54	2.6	±	0.63	52	2.5	±	0.67	52	2.5	±	0.61	53	2.6	±	0.69
	短大	12	2.6	±	0.79	12	2.4	±	0.48	12	2.6	±	0.64	12	2.5	±	0.66
	別科	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	3.5	±	0.66
	計	68	2.6	±	0.63	66	2.5	±	0.67	66	2.5	±	0.61	67	2.6	±	0.69
保健実践の解決 の指導 の指導	4年制	54	2.6	±	0.72	53	2.5	±	0.75	53	2.4	±	0.66	53	2.4	±	0.72
	短大	12	2.6	±	0.67	12	2.5	±	0.50	12	2.5	±	0.66	12	2.5	±	0.66
	別科	2	3.0	±	0.00	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	3.5	±	0.71
	計	68	2.6	±	0.72	67	2.5	±	0.75	67	2.4	±	0.66	67	2.5	±	0.72

力(職務を著しい支障が生ずることなく実践できる資質能力)ととらえており、今後、修士レベル化し「一般免許状(仮称)」を付与する場合は、教諭の職務を支援なく実践できる資質能力を身につけることを到達目標としている。

それぞれの養成機関別の到達度を得点化した平均値について、中央教育審議会答申が示した役割別を表8-1に、養成実践のプロセスから考えられる力を表8-2に示している。

到達度の分布については、4年制大学について、短期大学(部)については示した。4年制大学の基礎力については、中教審における役割の到達度は、健康診断と保健指導は9割、保健学習、健康相談が8割を占め、救急処置、疾病予防が7割台であった。保健相談、保健学習、健康相談が8割を占め、救急処置、疾病予防が7割台であった。保健相談活動や、学校保健計画の策定への参画は5から6割と他の項目に比べて度は低かった。養成実践のプロセスからみた到達度では、コミュニケーションや健康実践の把握が8割を超えているが、健康課題の解決力や連携する力、学校保健活動のマネジメント力は6割から5割であった。

表8-2 養成課程終了時の力について(養成実践のプロセス上求められる力)

養成実践のプロセス 上求められる力	養成機関	【表2】養成課程終了時の力について(後期)一層点化による平均値															
		到達度に関する基礎的知識・理 解・態度・技能・技能を包括した 力				企画力				実行力				省察力・研力			
		n	mean	±	SD	n	mean	±	SD	n	mean	±	SD	n	mean	±	SD
保健実践の解決 の指導	4年制	54	3.0	±	0.69	52	2.8	±	0.69	52	2.9	±	0.62	53	2.8	±	0.67
	短大	12	2.8	±	0.58	12	2.6	±	0.67	12	2.7	±	0.65	12	2.7	±	0.65
	別科	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00
	計	68	3.0	±	0.69	66	2.8	±	0.69	66	2.9	±	0.62	67	2.8	±	0.67
保健実践の解決 の指導 の指導	4年制	54	3.0	±	0.57	52	2.9	±	0.58	52	2.9	±	0.54	53	2.8	±	0.55
	短大	12	2.5	±	0.50	12	2.5	±	0.52	12	2.7	±	0.65	12	2.7	±	0.62
	別科	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00
	計	68	2.9	±	0.57	66	2.8	±	0.58	66	2.9	±	0.54	67	2.8	±	0.55
保健実践の解決 の指導	4年制	54	2.7	±	0.64	52	2.7	±	0.71	52	2.7	±	0.67	53	2.7	±	0.61
	短大	12	2.5	±	0.50	12	2.3	±	0.45	12	2.5	±	0.66	12	2.6	±	0.64
	別科	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00
	計	68	2.6	±	0.64	66	2.6	±	0.71	66	2.7	±	0.67	67	2.7	±	0.61
保健実践の解決 の指導 の指導	4年制	54	2.6	±	0.71	51	2.6	±	0.67	51	2.6	±	0.60	52	2.6	±	0.55
	短大	12	2.8	±	0.62	12	2.5	±	0.52	12	2.6	±	0.67	12	2.7	±	0.65
	別科	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	3.0	±	0.00	2	3.0	±	0.00
	計	68	2.6	±	0.71	65	2.6	±	0.67	65	2.6	±	0.60	66	2.7	±	0.55
保健実践の解決 の指導 の指導	4年制	54	2.5	±	0.69	51	2.5	±	0.64	51	2.5	±	0.64	52	2.5	±	0.64
	短大	12	2.4	±	0.48	12	2.3	±	0.62	12	2.4	±	0.77	12	2.5	±	0.78
	別科	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	2.5	±	0.71	2	3.0	±	0.00
	計	68	2.5	±	0.69	65	2.4	±	0.64	65	2.5	±	0.64	66	2.5	±	0.64
保健実践の解決 の指導 の指導	4年制	54	2.8	±	0.68	51	2.7	±	0.67	50	2.6	±	0.70	51	2.6	±	0.71
	短大	12	2.5	±	0.67	12	2.3	±	0.65	12	2.5	±	0.90	12	2.6	±	0.79
	別科	2	3.0	±	0.00	2	2.5	±	0.70	2	2.5	±	0.70	2	3.0	±	0.00
	計	68	2.8	±	0.68	65	2.6	±	0.67	64	2.6	±	0.70	65	2.6	±	0.71

応用力については、すべての項目において基礎力に比べて低いが、その中でも企画力・実行力が低かった。

短期大学（部）の基礎力では、中教審における役割の到達度は、健康診断と保健指導では6割から7割の大学が、著しい支障が生ずることなく実践できると答えており、疾病予防、健康学習、健康相談は5割以上を占め、保健室経営、緊急処置、保健組織活動や、学校保健計画の策定への参画は5割以下と頻度は低かった。養護実践のプロセスからみると到達度では、コミュニケーション7割を超えて折り、連携基礎力も6割以上であったが、健康実態の把握は5割以下であった。健康課題の解決力や学校保健活動のマネジメント力は4割に足らなかった。応用力については、基礎力に比べて企画力は低いが、省察力については、研究者以外には5割を超えていた。

表9. 教育職員免許法に対する意見

	4年制大学		短期大学		別科		計
	回答数 ()	%	回答数 ()	%	回答数 ()	%	
(1)専門性を保証する科目構成の体系化が必要	はい	60 (95.2)	7 (58.3)	0 (0.0)	67 (87.0)		
	いいえ	1 (33.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	2 (2.6)		
	無回答	2 (66.7)	4 (33.3)	2 (100.0)	8 (10.4)		
計	63 (100.0)	12 (100.0)	2 (100.0)	77 (100.0)			
(2)学校保健や養護実践に関連する年目の増加が必要	はい	57 (90.5)	4 (33.3)	0 (0.0)	61 (79.2)		
	いいえ	3 (4.8)	3 (25.0)	0 (0.0)	6 (7.8)		
	無回答	3 (4.8)	5 (41.7)	2 (100.0)	10 (13.0)		
計	63 (100.0)	12 (100.0)	2 (100.0)	77 (100.0)			
(3)ふさわしい科目の指定が必要	はい	52 (82.5)	4 (33.3)	0 (0.0)	56 (72.7)		
	いいえ	8 (12.7)	3 (25.0)	0 (0.0)	11 (14.3)		
	無回答	3 (4.8)	5 (41.7)	2 (100.0)	10 (13.0)		
計	63 (100.0)	12 (100.0)	2 (100.0)	77 (100.0)			
(4)新たな役割に対応した授業料目の設定が必要	はい	58 (92.1)	4 (33.3)	0 (0.0)	62 (80.5)		
	いいえ	3 (4.8)	4 (33.3)	0 (0.0)	7 (9.1)		
	無回答	2 (3.2)	4 (33.3)	2 (100.0)	8 (10.4)		
計	63 (100.0)	12 (100.0)	2 (100.0)	77 (100.0)			

表10. 免許制度

	4年制大学		短期大学		別科		計
	回答数 ()	%	回答数 ()	%	回答数 ()	%	
①教諭と同様に修士化を図るべき	48 (76.2)	4 (33.3)	0 (0.0)	52 (67.5)			
②養護教諭の修士化は必要ない	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
③教諭、養護教諭ともに修士化は必要ない	11 (17.5)	4 (33.3)	0 (0.0)	15 (19.5)			
無回答	4 (6.3)	4 (33.3)	2 (100.0)	10 (13.0)			
計	63 (100.0)	12 (100.0)	2 (100.0)	77 (100.0)			

表1. 専門免許状の分野について

	4年制大学		短期大学		別科		計
	回答数 ()	%	回答数 ()	%	回答数 ()	%	
①学校保健分野を専攻	45 (70.3)	5 (41.7)	0 (0.0)	50 (64.1)			
②学校保健分野に学校保健を包括	14 (21.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (17.9)			
③学校保健がなくてもいい	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
④その他	1 (1.6)	1 (8.3)	0 (0.0)	2 (2.6)			
無回答	4 (6.3)	6 (50.0)	2 (100.0)	12 (15.4)			
計	64 (100.0)	12 (100.0)	2 (100.0)	78 (100.0)			

※1大学の複数回答あり

本調査結果は『日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書（2011年度）』P29～39へ掲載している。以下の文は、「まとめと今後の方向性について」P38より抜粋した。

「まとめと今後の方向性」

今回の会員大学を対象とする調査結果では、養護教諭の課程認定大学としての学修授与方針にあたる養成する養護教諭像や資質能力についての公表が約半数、体系的な教育課程の構築と何らかの評価の実施が7割5分、組織的FD活動の取組が7割弱であった。この点については、会員大学における教育の質の向上を図るために、本大学協議会の活動を一層推進させて、情報の提供や理解を深めていくことが求められる。

今回教育課程の到達度について調査した目的には、各会員大学の学習に関する自己評価を確認するだけでなく、修士レベル化で求められる教育内容と教育方法の開発の資料とすることにも含まれている。「即職力」として支障なく実践できる資質能力に到達し、4年の学修期間では即職力を要求される項目も全てに達している。特に保健組織活動、学校保健計画の策定への参画などマネジメント能力に関わる項目は、「著しい支援なく実践できる資質内容」といえる。さらに、養護教諭の役割毎の評価だけでなく、養護実践のプロセスからみる横断的力については、健康課題の課題解決や専門機関等との連携、学校保健活動のマネジメントの到達度が低いことが指摘でき、修士レベル化においては、より高度の実践的指導力を身に付けていくためのインターンシップや教育方法の開発が求められる。

最後に、現行の教育職員免許法における養護教諭の専門性を保証する科目構成の体系性は8割以上の会員大学が必要と認めており、本大学協議会の今後の方向性として、具体的な改善策の提案に取り組みることが求められる。

6) 2015年10月 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校のあり方について」への要望書への意見集約

中央教育審議会の傍聴報告及びパブリックコメントと「要望書」の提出について

平成27年10月30日
日本養護教諭養成大学協議会
会長 荒木田美香子

平成27年10月28日に中央教育審議会総会（第102回）が開催されましたので、本学の教員に参加してもらいました。その際の資料の1部を本日貼付させていただきます。第102回の議題を1番最初につけてありますのでお目通しください（資料枚数が40ページ程度になりますのでご注意ください）。

*今回は会員の皆様に、パブリックコメントの募集と要望書を提出することの可否及びその内容についてご意見をお願いいたします。下記、その理由を述べさせていただきます。

この会議に参加して分かった事は、「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校のあり方について」の答申（以下、「これからの答申案」と記す）は12月内に出される見込みです。パブリックコメントは11月14日までということを実施されます。また、「これからの答申案」の最後には幼稚園から高校教諭の教員養成へカリキュラムの見直しイメージが貼付されています。この変更は法改正を伴うこととなります。以上のことより、これらの答申を踏まえて、今後、法改正の動きが出ると思います。

10月28日の総会において、「これからの答申案」の説明はごく簡単にしか行われなかったと言う事ですが、その中でもミドルリーダーが強調されていたようです。また簡単ですが教員養成カリキュラムを大きくくりする意味などにも言及があったようです

もう一つの添付ファイル資料は、今年の総会后に「これからの～中間取りまとめ」に対して、本協議会が提出したパブリックコメントです。今回出された答申案に、これらの要望はほとんど反映されてないと思います。

以上のことから、本会としては、「これからの～中間取りまとめ」に加えて、文部科学省初等中等教育局教職員課あてに「要望書」を提出することが適切ではないかと思えます。しかしながら、現時点では具体的な話を展開する時期と場ではないと判断されることより、要望書の内容は、下記の柱とすることを提案させていただきます。

1. 教員養成カリキュラムの改正に際し、養護教諭の養成カリキュラムの見直しも必ず実施していただきたい。見直しにおいては、子どもや、子どもを取り巻く家庭・地域の変化に伴う健康課題に対応できる養護教諭の育成を視野に入れた検討としていただきたい。

2. 教員研修については養護教諭も教員として同等な実施が行われるよう法的な位置付けも含めた検討をしていただきたい。

3. 養護教諭については地域単位でミドルリーダーが育成できるよう検討していただきたい。

以上につきまして、下記のURLからアクセスしていただき、11月6日までにご意見をいただきますよう、お願いいたします。

<https://jp.surveymonkey.com/r/yogo5>



5. 文部科学省大臣へ提出した意見・要望書関係

1) 中央教育審議会中間報告「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の提案

- 1) 中央教育審議会中間報告「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に対する
日本養護教諭養成大学協議会としてのパブリック・コメント

2005年12月28日

大谷 尚子（日本養護教諭養成代協議会会長、茨城大学）

I. 教員養成・免許制度の改革の基本的な考え方

「3. 教員養成・免許制度の改革の重要性」について：

「広く国民や社会からの尊敬と信頼を得られる存在となること」が現代の教員に求められているという指摘は、確かに、そういう一面があるとは認めるところである。その改善策を考えなくてはならないが、それは多様な側面からとらえるべきものであり、総合的な視点から捉えていくべきものと考えられる。「教員養成・免許制度の改革」は重要ではあるが、それのみによって解決できない問題だと思われる。すなわち、「教員養成・免許制度の改革」を行いつつ、その改革の実をあげることでできる学校現場における環境条件の整備などの必要を合わせて指摘してほしい。

II. 教員養成・免許制度改革の具体的方策

「1. 教職課程の質的水準の向上」について：

(1) 教職課程の改善・充実をはかるために、課程認定大学の組織的指導体制を整備し、教育実習（養護実習）の改善・充実が必要であること、さらにモデルカリキュラムの開発研究を積極的に行うようという提案は、大いに賛同するものであり、本協議会の意向と一致するものである。

(2) 「教職実践演習（仮定）」の新設・必修化については、趣旨には賛同するものの、以下のような条件が必要であろう。

一つは、大学教員のFDが必要であるということである。優れた実践を先行的に実施している大学から学び、大学間の横のつながりを生かそうとしながら教員養成大学の教員対象のワークショップを用意するなど、大学教員の資質向上があつてこそその、授業実施ではなからうか。

二つ目は、内容面のことである。果たしてまだ資格を取得していない学生の段階で、例示されたことがらを体験させられるであろうか。保護者や地域を対象にした取り組みを任せられるには限界があるわけで、そこには大学教員以外の指導者の陪席も必要とされよう。であるから、初任者研修で充実できる内容と、必ず養成段階で必須の内容の区別を考慮し、区分することであろう。

(3) 教職課程に係る事後評価制度の導入や認定審査の充実については、課程認定に与つた者の責任からも実施することの意味は大きい。とりわけ、養護教諭課程の中には、「読み替え」の科目を教器しながら認定されたところもあるようだが、読み替えの樹上は、「似て非なる」内容を扱うのであるという認識が必要である。課程認定制度への信頼を確保するために、第三者評価、外部評価に制度をうまく活かしていくことが望まれる。認定審査の規定を明確にし、その規則の命の遵守を望む。

第三者評価は、しかるべき専門家が担当することが望ましく、今後、本協議会等が、第三者

評価を実施することができるよう、一層の研鑽をはかっていく所存である。

「2. 『教職大学院』制度の創設」について

「教職大学院」制度を創設する場合には、養護教諭については、養護教諭について開設可能なようにしていただきたい。

「3. 教員免許更新制度の導入」について

教員として必要な資質能力の確実な保持のため、免許状の有効期限を10年に設定するということは、それなりの必要性を認めるところである。

更新の要件として一定の講習を受講することになっているが、その内容や方法については、現職の教員たちが実践の場において負担過重にならないような環境条件の整備が必要となる。また、免許更新制に伴い、課程認定大学の責任も一層大きいことになるので、課程認定大学の質的向上がはかれるような整備も必要となる。

「4. 教員養成・免許制度に関するその他の改善方策」について

教員養成システムを将来的には大学院修士レベルまで含めたシステムにしていくことについては、賛成である。

2種免許を授与している数が多い現行の養護教諭養成ではあるが、子どもの命を向き合い、生目に危機に関わる専門的職業人の養成を進めていくには、種々の困難を抱えている状況があるので、まずは1種免許状取得者を多くすることが課題となっている。

子どもに向き合い、子どもの人格形成にかかわる教員の養成には、現行の大学卒レベルという一定に水準を確保するよう、早期に改善していただきたい。

「5. 採用、研修及びび人事管理の改善・充実」について

採用にあつては、計画的に行つて欲しい。

また、現職研修においては、現行の教育公務員特例法で制度化されている第28条（現職研修の初任者研修）や第24条（10年経験者研修）の対象が「教諭等」となっているが、そこには養護教諭の資質向上を図るため、養護教諭を教育公務員特例法「教諭等」の中に含めた現職研修の制度化を図るよう、強く要望する。

具体的には、「教諭・養護教諭・栄養教諭」とするなど法律改正を要望する。

さらに、現行では臨時採用者に対する研修が行われていないが、新卒の臨時採用者が多い現状をみると、そのような者に対する研修の必要性もあるのではないだろうか。

「参考資料」について

参考資料の「5. (6)」教員免許取得に必要な科目の単位数・内訳」では、教諭について記載のみで、養護教諭や栄養教諭に免許については記載されていない。教員免許状の一環として、これらの免許状についても記載していただきたい。

2) 中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体として」に対する意見

2) 中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」に対する意見表明

2007年12月20日
高橋 香代 (日本養護教諭養成大学協議会会長、岡山大学)

中央教育審議会に文部科学大臣から諮問が行われ、学校健康・安全部会にて審議されている「子どもたちの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために、学校全体としての取り組みを進める方策について(審議経過報告)」は、学校保健の充実を図るために方策について、保健教育の実施と、養護教諭の専門性を活用しつつ、学校保健を重視した学校経営がなされることか喫緊の課題であると指摘している。全職員で学校保健を推進しうる体制の整備や、家庭・地域社会との連携による学校保健活動の展開が要請されている。

なかでも学校保健活動の中で中核的役割を果たす養護教諭については、その専門性を学校保健全体に生かす環境整備が取り上げられており、その成果に大きな期待を寄せられている。養護教諭養成教育に関わる課程認定86大学が加盟する日本養護教諭養成大学協議会は、本審議経過報告に関する意見募集に応え、下記の意見を具申する。

意見

2. 学校保健に関する学校内の体制の充実(7頁)

全教員で学校保健を推進するために、すべての教職員が学校保健に対する基本的な知識と理解等、共通の認識をもつことは非常に重要なことであり、養成・採用・現職研修における一貫した法整備等の具体的な施策として反映することを期待するものである。

(1) 養護教諭(7頁)

① (7頁)

・養護教諭は、学校保健活動の中で中核的な役割を果たしており、健康相談活動等固有の役割を担う養護教諭が、その役割を十分に果たせるようにするための環境整備が必要であるとの指摘に賛同する。そのためには、第8次教員定数改善計画の実施と、さらに養護教諭が個々の子どもたちにきめ細かな対応を図るために、養護教諭の複数配置の同一層の拡充をお願いする。

・すべての学校活動の前提となる学校保健活動において、中核的な役割を果たす養護教諭を、すべての学校で必置の教職員としていただきたい。

そのために、平成19年6月改正の「学校教育法第27条②幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な教員を置くことができる。」と「学校教育法第60条②高等学校には前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。」と養護教諭が置くことが出来る規定になっている点を、「養護教諭を置かなければならない」と訂正していただきたい。

1

また「学校教育法附則第七条 小学校、中学校及び中等教育学校には、第三十七条の規定(第四十九条において準用する場合を含む。)及び第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。」を廃止していただきたい。

② (7-8頁)

・養護教諭の職務については、具体的な職務内容の明確な定めはないが、職務内容は、時代や子どもの実態により変化するものであり、細かな法的規定は避けるべきであると考えます。
・子どもの現代的な健康課題の対応に当たって校外との連携が必要となっている中、養護教諭がコーディネーターの役割を担う必要があることは異論のないところである。しかし、養護教諭は他職種とは立場や専門性が異なるものであり、「専門的な立場からコーディネートの一の役割を担うことが必要である。」との視点を加筆していただきたい。

・養護教諭に求められる役割を十分に果たせるよう、養護教諭がつかさどる養護とは何か、その役割や職務がより明らかとなるような法制度の整備については、重要な案件であるので、国が現職養護教諭、学識経験者、養護教諭養成関係者、行政関係者等の代表者を集めて委員会を組織し、時代に即した養護教諭の役割や職務について検討を行っていただきたい。

③ (8頁)

・養護教諭が子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技術等修得して行く必要があることは異論のないところである。現代的な健康課題への対応だけでなく、ヘルスプロモーションの考え方のもとに、養護教諭が専門的な視点で子どもたちの心身の健康の保持増進を担うためには、常に新たな知識や技術等を修得し、情報を共有していく必要がある。そのためには、研修内容のプログラム開発は重要と考える。養護教諭の資質向上を図るために、研修内容にプログラム開発を養護教諭、行政関係者、学識経験者により検討をすすめていただきたい。また、行政機関が主催する研修のみならず、都道府県・市町村単位の養護教諭研修会の活動を支援し、養護教諭が主体的に、必要な研修を企画し、実施できるように環境整備をしていただきたい。

・そのためにも、養護教諭は教諭と同等にまたそれ以上に初任時の研修は不可欠であるといえ、教育公務員特例法第23条と初任者研修、第24条の経験者研修の対象である「教諭等」に、「教諭、養護教諭等」と、養護教諭を加えていただきたい。

④ (8-9頁)

・「経験豊かな退職養護教諭」の表現について、経験の豊かさは重要な要素であるが、経験豊かなだけでは現代的な健康課題への対応の指導は十分ではないことから、「経験豊かで最新の知見と豊かな指導力を有する退職養護教諭」としていただきたい。しかし、2009年度から導入される免許更新制によって退職養護教諭の活用は困難となることも考えられる。研修や来室者への対応の充実、保健教育への参画のためにも、養護教諭の複数配置に推進が望ましいと考える。

⑤ (9頁)

深刻化する子どもたちの現代的な健康課題に解決に向けて、保健教育の充実や子ども健康課題に対応した看護学の履修内容の検討を行うなど、教員養成段階における教育を充実する必要

2

があることには異論はない。しかし、養護教諭の資質向上を考えると、養成と採用・研修は一貫して高めるものであり、教育職員免許法施行規則第9条「養護教諭に関する科目」を時代に合うように抜本的見直しを検討していただきたい。

- ・日本養護教諭養成大学協議会（カリキュラム）検討委員会では、2007年度全国養護教諭連絡協議会の協力を得て、日本養護教諭大学協会全国養護部門研究会（以下養護部門研究会）が提案したモデル・コア・カリキュラム（以下・コア・カリ 2006）を用いて、現職養護教諭が養成教育で必要とする教育内容を調査した。このコア・カリは、AからEの5領域 23大項目 91中項目で養護教諭養成カリキュラムを体系化したものである。

その結果、A領域（養護の成立基盤と養護教諭の基本的責務）とD領域（養護実践の内容と方法）の下記の参考資料の中項目は、現職養護教諭の90%以上が必要と認めている。これらの内容を「養護概説」「学校保健」「健康相談活動の理論及び方法」の3科目では保証することは困難といえ、抜本的な見直しが必要と考えるものである。

（参考資料は「日本養護教諭養成大学協議会事業活動報告書 2005年～2007年」2008年発行 P36に記載している。）

- ・また、平成9年教育職員養成審議会答申では、採用段階においては「心身の健康観察、救急処置、保健指導等、児童生徒の健康の保持増進については、採用当初から実践のできる資質能力が必要である」旨の記載がある。このことから少なくとも教育職員免許法施行規則第9条「養護に関する科目」には「心身の健康観察の理論及び方法」、「健康（保健）活動」を履修内容に含める必要があると考える。

⑥（9頁）

- ・指摘している養護教諭の複数配置の促進には、これまで述べてきたように重要な課題であると考えるので、ぜひ具体的に進めていただきたい。

⑦（10頁）

- ・指摘されている保健室経営の重要性、また保健室の施設設備の充実について異論はない。
- ・保健室の備品については、昭和33年文部省体育局長通達による「学校保健法及び同法令等の施行にともなう実施基準について」、及び、昭和61年文部省体育局長通知による「保健室の備品について」によって定められている。これらは、現代の子どもに健康実態や学校の状況に見合った内容であるとは言えないので、学校三師、現職養護教諭、本協議会等に委員会を作り、抜本的な見直しを早急に行う必要があると考える。
- ・養護教諭養成教育において「保健室経営」についての学習を保障するため、教育職員免許法施行規則第9条「養護に関する科目」に「保健室経営」を履修内容に含める必要があると考える。

以上

3) 文部科学省「教員の資質向上方策についての提言」報告

3) 文部科学省「教員の資質向上方策についての提言」報告

【日本養護教諭養成大学協議会】教員の資質向上策についての提案

2010年3月31日

教員の資質向上方策についての提案

団体名 日本養護教諭養成大学協議会
代表者名 会長 高橋香代

日本養護教諭養成大学協議会は、平成17年(2005年)11月設立された。養護教諭養成に関わる大学、短期大学(部)および大学院相互の連携と協力によって学術と教育の発展に寄与し、養護教諭養成の進展に関わる高等教育機関の使命達成に貢献することを目的とする団体です。2010年3月現在、100課程認定大学が加盟しています。

この度、教員の資質向上方策の抜本的な見直しに係る検討課題について教育関係団体からの意見聴取が求められていることをうけ、特に養護教諭養成教育に関する意見を役員会でまとめましたので提案いたします。

意見

養護教諭は学校保健活動の中核的役割を担う教育職員として学校教育には大きな役割を果たしていることは言うまでもありませんが、教員の資質向上においては、教諭が中心となっており養護教諭の資質向上について対応が遅れる傾向があります。今回の教員の資質向上についての検討においては、ぜひ養護教諭も含めてご検討いただきたいと思います。

1 教員に求められる資質能力について

養成段階・採用段階・現職段階において、養護教諭に求められる資質能力については、平成11年教育職員養成審議会再3次答申において、初任者の段階では「心身の健康観察、救急処置、保健指導等児童生徒の健康の保持増進について、採用当初から実践できる資質能力が必要である」とされ、中堅教員の段階では「保健室経営の在り方、学校保健の推進等に関して広い視野に立った力量の向上が必要である」とされています。

また、平成20年中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」においては、養護教諭は「学校における救急処置、健康診断、疾病予防等の保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動、子どもの現代的健康課題の対応にあたり学校内や地域との連携との連携を推進するコーディネーターの役割を担う」とされています。

以上のことから、養護教諭の養成段階においては、「保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動、学校内外のコーディネーターの役割」が採用当初から実践できる資質能力を養成することが必要と考えます。

1

その上で、専門職として成長しつづけるための知識・技術・態度と省察力と身につける必要があると考えます。もちろん「使命感や責任感、教育的愛情、自己管理能力」「社会性やコミュニケーション能力」は教員として共通のものであり、幅広い教養や社会的経験が必要なのはいうまでもありません。

現職段階においては、学校における中堅教員として及びスクールリーダーとして役割を果たせるように、専門職として自主的主体的に、現実の学校課題を解決する課題解決能力や、新たな現代的課題に対処できる能力、回斡性に裏付けられた指導力を身につけていく必要があり、教諭と同様現職研修の充実を図る必要があると考えます。

2. 教員免許制度の果たす役割について

上記の教員に求められる資質能力を鑑みると、大学における養成の原則や、開放性に原則は守るべきと考えます。

養護教諭の免許制度においては、保健師免許取得により養護教諭2種免許が取得可能となる特例があります。この制度では養護教諭の資質向上において課題を抱えており、保健師養成による養護教諭2種免許取得を続ける場合においては、保健師養成カリキュラムの検討が必要であると考えます。

また、短期大学における養護教諭2種免許の今後の在り方については、いま、なお、学生が二種免許状を取得し、採用されている実態があること等を考慮すると、当面は養護教諭においても二種免許状を廃止することが適切であるとは言えません。ただし、先に述べましたように、採用段階より専門職としての養護教諭に期待される役割の高度化・多様化並びに一種免許状の早期取得がこれまで以上に強く求められている近年の状況を考慮すると、二種免許状の在り方については、検討課題をすることが適当であると考えます。

さらに任用制度において、教育公務員特例法第23条の初任者研修、第24条の経験者研修の対象として「教諭等」と示され「養護教諭」が明記されていませんので、この機会にぜひ「教諭・養護教諭等」と明記する必要があると考えます。そして学校教育法第37条には他の職種と同様「養護教諭をおこななければならない。」ことを規定しているにもかかわらず、附則7条には「当分の間、養護教諭をおこなうことができる。」のみになっており、高等学校(第69条)で養護教諭が学校に必ず置く職員から除外される事態も起こっていますので、この条項を削除していただくよう格段の配慮を要望します。

3 大学の教員養成課程の在り方について

(1) 養成カリキュラムについて

養護教諭養成課程において取り扱うべき内容について、とくに養護に関する専門科目については、これまで教育職員免許法における科目によって規定されていますが、前述した養護教諭に必要な今日的な資質能力を鑑みると、養護教諭独自の専門科目「養護概説」「健康相談活動の理論及び方法」にとどまっておらず、養護教諭の資質能力を担保するために見直しが必要と考えます。

2

5. 文部科学省大臣へ提出した意見・要望関係

4) 2012年6月 教職生活全体を通じて教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見—日本養護教諭養成大学協議会—

<p>日本養護教諭養成大学協議会</p> <p>教職生活の全体を通じて教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）に対する意見</p>	<p>団体名 日本養護教諭養成大学協議会</p> <p>2. 改革の方向性</p> <p>教員免許制度を、教職生活全体を通じて教員の資質能力向上を支援する制度として、研修制度と一体化して改革する方向性については賛同する。</p> <p>1. 教員養成の改革の方向性</p> <p>教員養成を修士レベル化とし、教員を高度専門職業人として明確に位置付けることについては、審議のまとめの趣旨に賛同する。とくに学校教育の基盤である学校保健活動推進の中核的役割を担う養護教諭の資質能力の向上については、教諭と同様重要な課題であり、できるだけ同時期に修士レベル化の検討を進めていただきたい。複雑化・多様化した現代的健康課題に対応していくためには、高い専門性に基づいた実践的指導力や社会性・コミュニケーション力と共に、根拠に基づいた実践を展開するための研究能力の育成も求められる。また修士レベル化が養成期間を延長しただけに終わるのではないかと懸念に対して、修士レベルにおける教育内容・方法の開発や現在の4年課程における教育の改善充実などの対応を図る必要がある。</p> <p>2. 教員免許制度の改革の方向性</p> <p>基礎免許状、一般免許状、専門免許状を付与する方向性も賛同する。是非、養護教諭については、教諭と同様に付与する制度としていただきたい。現職養護教諭がより高位な免許状が取得できるようなシステムと環境整備が重要である。</p> <p>その他養護教諭の免許制度においては、保健師免許取得者が申請により養護教諭2種免許が取得可能となる特例がある。本制度は教育職員である養護教諭養成の質を担保する上で大きな問題があり、廃止を含めて見直していただきたい。</p> <p>「専門免許状(仮称)」の分野については、学校経営、生徒指導、進路指導、教科指導(教科ごと)</p>
--	---

<p>などがあげられているが、この分野に学校教育の基盤である「学校保健・学校安全」「健康教育」を加えることが必要と考える。</p> <p>(1)「一般免許状(仮称)」「基礎免許状(仮称)」の創設と「専門免許状(仮称)」の創設</p> <p>1. 「一般免許状(仮称)」</p> <p>初任者研修について</p> <p>初任者研修について検討し、初任段階の教員を複数年にわたり支援する仕組みを構築することに、賛同する。現行の任用制度において、教育公務員特例法第23条の初任者研修の対象としては、「教諭等」と示されており「養護教諭」が明示されていない。見直しを図る際にはぜひ「教諭等」には、養護教諭を含むと明記していただきたい。</p>	<p>3. 「専門免許状(仮称)」</p> <p>専門免許状については、学位取得とはつなげないとしているが、将来の養成教育と研究とを高めるために、学位取得を取れる進も残すべきとの意見もある。</p> <p>(3) 多様な人材の登用</p> <p>学校現場への多様な人材の登用のあり方について、基本的に一人職である養護教諭については、学校保健活動推進の中核的役割を担い、高度な専門性が必要なことから、少なくとも養護教諭免許状を取得しているものを登用すべきであるとする。</p> <p>(4) 教員免許更新制</p> <p>本協議会の加盟大学は、それぞれが教員免許状更新講習に積極的に取り組んできた。この経験は、学校現場や教員の意識を理解する上で貴重なものであり、また受講者からも高い評価を得るなど一定の成果が認められている。しかし、教員免許更新制は教員免許状を失効させる機能を持つことや教員負担、10年経過後者研修との関連などの課題もあることから、教員免許更新制を自発的かつ不問に専門性を高めることを支援する新たな制度として、さらに検討を行うことに賛同する。今後とも、大学と学校・教育行政が養成と採用・研修の役割を明確化しつつ連携を進め、教員の資質向上を一体化して推進する必要がある。</p> <p>(5) その他</p> <p>一方で養成期間延長による学生の経済的問題については、授業料減免や奨学金の活用等とて言及されており、高く評価できる。さらに、採用後の待遇や現職研修との関連など、教職生活の全体を通じた総合的・一体的な検討が必要であることに留意していただきたい。</p>
--	--

3. 当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(1) 国公立大学の学部における教員養成の充実

1. 教員養成カリキュラムの改善

養護教諭養成においては、平成 20 年中央教育審議会答申「子どもたちの心身の健康を守り、安心・安全を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」にあるように、保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健相談活動、学校内外のコーディネーターとしての役割を採当初から実践できる資質能力を担保することが必要と考える。しかし、教育職員免許法施行規則「養護に関する科目」では、「学校保健」「養護概説」「健康相談活動の理論及び方法」の 3 科目に限られており、開放制のもと養護教諭の資質能力を担保するためには、教育職員免許法施行規則「養護に関する科目」の改正を行っていただきたい。

国公立大学の課程認定大学 109 校が加盟する日本養護教諭養成大学協議会では、日本教育大学協会全国養護部門研究委員会が開発した、養護教諭養成に必須の教育内容を精選した「養護教諭養成モデル・コア・カリキュラム」について、現職養護教諭の団体である全国養護教諭連絡協議会と協力して検証する等の活動を行ってきた。さらに、それらを踏まえて、教育職員免許法施行規則「養護に関する科目」の改定案を検討・提案してきた。開放制のもとで養護教諭養成教育の質を担保するために、是非、これらの研究成果を活用していただきたい。

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

修士レベル化を実現し教員の資質能力を向上させるためには、教職大学院・修士課程等における質的な教育改革と量的な充実が必要である。学校・教育委員会と密接に連携して、修士レベルの教育内容・教育方法、OJT のあり方等教育課程を見直す中から、設置基準等の制度改革を行うことが求められる。特に養護教諭においては、教員養成系、看護系、学際系など多様な修士課程で養成されていることから、修士レベル化を推進するためには一定の設置基準を明示する必要がある。また、養護教諭の修士レベル化において、とくに教育機関の配置に地域差があることと配慮をいただきたい。その他、修士レベル化による高度専門職業人としての教員養成の意義を広く社会に啓発・周知させることも必要と考える。

1. 教職大学院の拡充

教職大学院で現職養護教諭がより学びやすいシステムを構築することが必要である。

3. 現職段階及び管理職段階の研修等の改善方策

(1) 現職研修等(教員免許更新制、10 年経験者研修を含む)の改善

1. 国や任命権者が行う様々な研修の在り方

国や任命権者が行う様々な研修について、教職生活全体を通じて制度として支援していく方向性の見直しに賛同するものである。養護教諭も教諭と同様に現職教員研修の充実を図り、研修制度の見直しを行っていただきたい。とくに、養護教諭養成大学の所在地に地域差があることから、制度設計においては、適切で充実した研修がどの地方でも実現できるように配慮とともに、養護教諭独自の研修を担当する講師や指導者を育成するための研修を、国や独立行政法人教員研修センターで企画・実施を実現していただきたい。

また現行の任用制度において、教育公務員特例法第 24 条の 10 年経験者研修の対象としては「教諭等」と示されており「養護教諭」が明示されていないので、ぜひ「教諭等」には、養護教諭を含むと明記していただきたい。

2. 校内研修や自主研修の活性化

校内研修や自主研修を活性化することは非常に望ましい。とくに学校保健安全法第 9 条において、養護教諭その他の職員は相互に連携して、健康相談、健康観察、保健指導を行うこととなっており、学校保健、学校安全に関する校内研修は充実されるべきである。また基本的に一人職である養護教諭は、複教配置を推進するとともに、地区や地域レベルでの自主研修に参加する機会を保障し支援していくことが資質能力向上策として必要である。また、指導教諭については、指導教諭とともに、指導養護教諭制度を法的に位置づけていただきたい。

(2) 管理職の資質能力の向上

管理職の資質能力の向上について、マネジメント力を身につけるための管理職の育成プログラムが必要との意見には賛同する。その時期については、むしろ管理職登用前の主幹教諭も含めたミドルリーダーを育成に力点を置いていただきたい。また、その研修には、リスクマネジメントの一つとして学校保健・学校安全の研修を組み込むことが望ましい。管理職には、マネジメント能力があるものを登用するべきであり、そのような能力が高く、学校全体を見渡せる養護教諭においては、管理職登用の道を広げていただきたい。

4. 教育委員会、大学等の関係機関の連携・協働

新たな教員養成・採用・研修の仕組みの中で、今後はそれぞれの役割を明確化しながら、大学と教育委員会・学校・地域が密接な信頼関係を築いてこそ、教員の資質向上を図ることができる。考える。

その他

この度の審議のまともにおいて、子どもたちの新たな学びを支える、学び続ける教員像の確立を図ろうとする方向性には、おおむね賛同する。しかし、子どもたちの学びの基盤である健康と安全を守り育てる養護教諭の資質向上策については、このまともにおいてはふれられていない。養護教諭も同様である旨、明記して頂きたい。養護教諭については一人職がほとんどであり、そのため教諭に比べ研修も十分ではない実態がある。養護教諭の職の特質を踏まえた資質向上策を、可能な限り教諭と同時期に議論を進めて頂きたい。

また、学校教育法附則第7条で経過措置として「当分の間養護教諭を置かないことができる」となっていること、また同法50条2項では、高等学校の養護教諭について「置くことができる」となっていることについては、現在の学校現場の実態にも沿っておらず、養護教諭は学校保健活動の中核的役割を担う存在として校長・教頭・教諭同様に「置かねばならない」との法改正を検討していただきたい。

教育課程の質の保証については、現行の大学設置審査や教職課程認定だけでは限界がある。とくに養護教諭養成においては、教育職員免許法施行規則「養護」に関する科目」が読み替えによって認定されている現状があり、教育職員免許法の抜本的改革と課程認定作業の厳格化が求められる。また、養成を担う大学と採用を担う教育委員会が、その教育内容や評価基準を共有することや、各大学における教育に関する事後評価の充実も必要と考える。

5) 2013年・2014年 文部科学大臣あて要望書

文部科学大臣あて要望書

—教育職員免許法「養護に関する科目」の改正に向けて—

1) 文部科学省教職員課等における教育職員免許法「養護に関する科目」の課題の説明

2013年9月末に、文部科学省に伺い、養護教諭養成に関わる「教育職員免許法」の課題についての説明を、坂東久美子文部科学審議官、「初等中等教育局 教職員課長 高口努様」、「高等教育局大学振興課長 里美朋香様」、「スポーツ・青少年局 学校健康教育課長 大路正浩様」に行った。その際には、我々の抱えている課題は、ご理解は頂いたものの、重要な質問やご意見もいただいた。一例では「教育職員免許法が仮に改正された場合、それに基づく具体的なカリキュラム案はあるのか」「また、大学教員はそれを教えられるのか」「現場の養護教諭はどのように思っているのか」などである。つまり、免許法が改正されるのであれば、現場の養護教諭のニーズに一致していなければならないし、免許法が改正された時に具体的に実施できるカリキュラムやそれを行う人材の育成を行っておかないと、ならないという指摘である。協議会としてはそれらに対して「ある」「できる」と明言できる武器（データ・情報）を持っておかないと、免許法改正の後押しはできないといえる。

2) 文部科学大臣あて要望書の提出

2014年3月20日、荒木田美香子副会長と共に文部科学省を訪問し、免許法改正の要望書を文部科学大臣あてに提出した。

今回の要望書では、具体的な改正案の提案はできなかったが、できるだけ早い段階で具体的な改正案の提案を行う必要がある。そのために、一昨年より継続審議している免許法改正についての具体的な検討を加速させなければならぬと感じている。

以前提案した「養護に関する科目」の28単位だけでは、専門性を担保する単位数としてはどうしても足りず、2013年度は、「養護又は教職に関する科目」7単位を含めて、検討している。2014年2月の拡大役員会では、役員と改正案の検討を精力的に実施しているカリキュラム検討委員会委員が共に、改定案の検討を行った。2014年度には、拡大役員会にて、各種委員会委員の皆様にご参加いただき、協議検討したのちに、委員の皆様にご意見を頂く予定である。

(岡田加奈子)

6) 2015年11月14日「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について—日本養護教諭養成大学協議会—

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～へのパブリックコメント
日本養護教諭養成大学協議会
平成 27 年 11 月 14 日作成

1. 本管申案の教員の範囲についての記載（全体）

1 ページの 4 段落目に「本管申において対象としている教員は、公教育を担う教員全体である。」と記載していただいていることより、本管申案に養護教諭が含まれることは理解できると、記載されています。

できれば、「本管申において対象としている教員は、公教育を担う教員全体である（教員公務員特別法第二条一項(校長など)及び二条項(教頭・教諭・養護教諭など)）に定める教員論。」と明記していただきたい。

2. これからの時代の教員に求められる資質能力：「チームとしての学校」像のイメージ
本管申案の 11 ページ目に「チームとしての学校」像（イメージ）【中央教育審議会初等中等教育分科会 チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会資料】が記載されている。チーム学校に推進には多様な機能を果たす教職員などが連携することに意味がある。養護教諭は、学校教育法第三十七条に「養護をつかさどる」という職務規程のように独自の機能を果たしながら、これまでも教職員と連携・協働しながら教育活動を進めてきている。そのことが、右端の「チームとしての学校」の図でわかるように、教諭に加えて養護教諭も記載していただきたい。

養護教諭を記載していただきたい理由は下記の通りである。

- ①小学校・中学校の養護教諭は必置である。また、ほとんどの高等学校に配置されている
- ②学校保健安全法において、養護教諭は、学校保健活動の中核的役割を果たしていることが明記されている。
- ③現在、検討されている「不登校児童生徒への支援に関する（中間報告）」においても p 13 に、不登校対策に対して中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員として具体的に養護教諭が明記されている。

養護教諭の名称を記載することで、現在及び将来あるべき学校内の業務体制を明確にすることに役立つと考えられる。

3. (1) 教員研修に関する改革の具体的な方向性：「法定研修である初任者研修、十年経験者研修」について

本管申案の 12 p に「法定研修である初任者研修、十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、制度や運用の見直しを図ることが必要である。」

と、記載されている。

現時点では、養護教諭については、初任者研修の対象に含まれていない。実態として、新規採用者に対しては、現代的課題への対応や個々の事例に対応できる能力を身に付けるための基礎研修及び専門研修をおおむね 27 日間実施している状況である。一方、教諭の初任者は指導教員の指導・助言による校内研修（週 2 日・年間 60 日程度）が課されている。両者の状況と比較すると、大きな差が生じている。また、十年経験者研修においても養護教諭への実施には差が生じている。

そこで、問題の現状把握に関する記載に下記のように追記していただきたい。

「法定研修である初任者研修、十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、制度や運用の見直しを図ることが必要である。また、養護教諭を含めた教員全員に等しく受講機会が与えられるようにする必要がある。」

4. 教員育成の高度化を図るための専修免許状の取得促進方策について

本管申案 20 p に上記課題の記載があり、本協議会としても大いに賛成をする。

しかしながら、養護教諭は 1 校に 1 人の配置が多く、救急に対応する必要性から学校を空けることが困難であり、大学院での学習機会の障害となつている。そこで、「より多くの教員が専修免許を取得できるよう、人員配置を含めた促進方策を取ること」と記載していただきたい。

5. 「継続的な研修の推進」

本管申案 p 21-23 にかけて、校内研修の強化及びミドルリーダ者の養成をうたっている。これらの方針には基本的に賛成である。

しかしながら、養護教諭は 1 校に 1 人の配置が多く、また小・中・高等学校など異なる学種で勤務することもあるため、校内研修だけでは十分に専門能力が育成されない可能性がある。近隣の学校では同様の課題や健康問題があることが多く、地域単位で養護教諭のミドルリーダ者を育成し、若手養護教諭の指導ができる養護教諭を養成していくことが必要である。そのためには、県の教育研修センター等に養護教諭の指導主事の配置促進や養護教諭の養成機関との連携協力を進めることが重要である。また、地域単位でミドルリーダ者を養成する場合は養護教諭の養成大学や保健所、発達障害児の療育に当たる療育・福祉機関との連携を行うことが必要である。

そこで、28 p の〇のいちばん最後に「養護教諭など、地域単位にミドルリーダ者が育成されること^①が効果的と考えられる場合もある。また、学校内外で行う研修においては地域の教育・保健・医療・福祉機関や大学などの活用を積極的に図る必要がある。」と記載していただきたい。

いただきたい。また、養護教諭の養成に当たっては、教員養成課程の開放制の観点より、養護教諭養成のカリキュラムを検討してきた日本養護教諭養成大学協議会を始め、日本教育大学協議会、日本看護系大学協議会養護教諭養成教育検討委員会、日本養護教諭教育学会等の各機関より広く意見を聴取していただきたい。

6. 「教員養成に関する改革の具体的な方向性」
報告書 p 33-36 にかけて記載されている、下記に賛同するが、同時に、教員としての質の保証の担保が求められていることも重要な視点である。

①教員免許状の取得に必要な単位数を増加させないことを前提として、新たな教育課題に対応できるような教職課程の内容を精選・重点化する。

②大学における養成の原則及び開放制の原則を維持することを前提とするものである。

③インターンシップは教職課程で義務化するのではなく、各大学の判断により教職課程に位置付けられることとする。

しかしながら、別紙として添付されている教員養成課程の「見直しのイメージ」には養護教諭の養成課程のイメージは記載されていない。学校では、養護教諭が不登校・虐待をはじめとした社会の変化に応じた健康課題や子どものアレルギーやメンタルヘルス、新興感染症を含めた健康危機管理に関する問題に対応している。この機会に養護教諭の養成課程も見直していただき、現代的な課題に対応できる養護教諭養成課程としていただきたい。そこで、ぜひ 65 頁の「5. 今後の検討について」の中に、「養護教諭についても現代的な課題に対応できる養護教諭養成課程のあり方も検討する」を加えていただきたい

7. 「教職課程担当教員の資質能力の向上等」について

本答申案の p 41 には、「特に、教職大学院や教員養成大学・学部においては、教員養成に資する「教科に関する科目」の取組を充実させることが重要である。このため、他学部等と

連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設すること」とある。

養護教諭の場合は「養護に関する科目」を担当する教員の中には養護教諭免許を持つ教員が含まれることが必要であると共に、現場の学校や療育機関、保健医療機関との連携も重要である。

そこで、このため以降に「このため、他学部等や教育現場、関係機関と密に連携し、高度かつ最新の専門的知見に基づく科目を開設することや」と記載していただきたい。また教員養成を担当する専任教員の中に、当該教員免許・実務経験を有する教員がいることを明記していただきたい。

8. 「教員育成指標の策定」について

本答申案の p 53 に「望ましい研修の在り方や実施されるべき事項を国が参考として提示することや、国の整備指針を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」とある。この方針に基本的に賛成である。

上記について、養護教諭の継続教育や養成課程のコアカリキュラムもぜひ検討していた

7) 2015年11月14日「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」への意見―日本養護教諭関係団体連絡会―

養護教諭関係団体連絡会

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申案）」への意見

○氏名：「養護教諭関係団体連絡会」

〔日本養護教諭教育学会（幹事団体）、全国養護教諭連絡協議会、
日本養護教諭養成大学協議会、日本教育大学協会全国養護部門、
全国私立大学・短期大学（部）養護教諭養成課程研究会、
日本健康相談活動学会〕

○幹事団体代表：日本養護教諭教育学会理事長 後藤ひとみ

○職業：国立大学法人愛知教育大学 学長

○住所：愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

○電話：0566-26-2101

○意見：

この度、教員養成部会における審議によって、教員の養成・採用・研修の一体的改革を基本とした方向性とその制度設計の在り方に関する提言がなされたことは、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上に大きな成果をもたらすものと期待しています。

しかしながら、学校教育を担う教員である養護教諭については記載されていないことから、養護教諭の資質能力の向上及び育成を願う複数の団体（養護教諭関係団体連絡会）が一堂に会し、この度の意見募集に対する内容を検討致しました。その結果、下記のような内容を共有しましたので、「養護教諭関係団体連絡会」としての意見提出をさせていただきます。

なお、今後の具体的な方策につきましては、「養護教諭関係団体連絡会」や養護に関する学識経験者等の意見を参考にしてご検討下さいませようお願いします。

1. 教員の養成・採用・研修を通じた全体的な取り組みについて

① 養護教諭は「これからの学校教育を担う教員」であるが、末尾の別紙（専修・一種・二種ごとの各科目の内容と単位数）に養護教諭のことは例示されていない。平成9年7月の教育職員養成審議会第一次答申では、「養護教諭の養成カリキュラムについては、保健体育審議会答申における審議状況等も踏まえつつ、別途検討が必要である」旨の指摘がなされ、同年12月には教育職員養成審議会から「養護教諭の養成カリキュラムの在り方について（報告）」が発出されている。今回の教員養成部会の検討においても、このような教養審及び保体審での検討に準じた対応を行っていたべき、養護教諭も教諭と同様に検討の対象であることを明言していただきたい。ついでに、前文または本文の中で、「養護教諭のことは別に検討する」という一文を入れていただきたい。（このことについては、日本養護教諭教育学会をはじめとした複数の団体が「中間まとめ」へのコメントとしてすでに提出しているが、今回の素案では措置されていない。）

養護教諭関係団体連絡会

② 養護教諭は、「これからの学校教育を担う教員」の一員であるが、チーム学校のイメージの中に記載されていない。ついでに、P.11の図2に養護教諭の名称を入れていただきたい。

2. 教員研修について

① 教員研修の充実にあたり、「児童生徒等の心身の健康の保持増進」を担う養護教諭の研修も教諭と同等に設計していただきたい。ついでに、教育公務員特例法の規定において「教員」には含まれる（同法第2条第2項）が、「教諭等」には含まれていない（同法第12条）という矛盾によって生じている初任者研修や十年経験者研修といった教諭の法定研修が養護教諭の研修にも位置づけられるような法整備を進めていただきたい。

② ミドルリーダーとしての資質能力は、平成20年1月の中教審答申において指摘された通り、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たし、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担ってきた養護教諭にとっても重要である。しかしながら、P.21で強調されているような校内研修の充実は、大半が一人配置である養護教諭の現状を鑑みると一面的であると言わざるを得ない。ついでに、近隣の学校に勤務している養護教諭集団の中にもリーダー（愛知県や名古屋市内では主任養護教諭と呼称）を配置したり、メンターを育成したりする養護教諭独自の研修のあり方を検討していただくために、上記1と同様に、「養護教諭のことは別に検討する」ことを明示していただきたい。

3. 教員採用について

教員採用選考試験において全国統一試験の問題作成が提案されているが、「これからの学校教育を担う教員」の資質能力を示すことになるため慎重な検討をしていただきたい。特に、養護教諭においては経費削減のために養護教諭がいない学校に養護助教諭（学校教育法第37条第17項において、養護助教諭は養護教諭の職務を助けると規定）が採用される例が散見される。ついでに、学校教育法に規定されている職務に適した教員採用を行うよう改めて各教育委員会に通知していただきたい。

4. 教員養成について

児童生徒等の心身の健康は学校における教育活動の円滑な推進において欠かせないことから、「学校保健」の履修を必修化していただきたい。ついでに、「学校安全」を「学校保健・学校安全」に修正し、末尾の別紙における「各科目に含めることが必要事項」の中の学校安全を「学校保健・学校安全」に修正していただきたい。

5. 教員免許制度について

「育成指標」の作成および「育成協議会」の設置については、地域の実情を勘案し

養護教諭関係団体連絡会

て慎重に取り組み必要がある。特に、養護教諭については「養護教諭関係団体連絡会」や養護の字職経験者等の意見を参考にすることを要する必要がある。ついては、上記1や2と同様に、「養護教諭のことは別に検討する」ことを明示していただきたい。

6. 教員の資質能力の高度化について

P.59～62 で述べられている教職大学院の拡充方策等は、養護教諭に対しても適用すべきものである。すでに、学校では教職大学院を修了した現職養護教諭が活躍しており、養護教諭経験を活かして校長や教頭となる人も徐々に増えていることから、養護教諭がミドルリーダーや管理職としての資質能力を高めるために教職大学院で学ぶ機会を拡充する必要がある。ついては、上記1、2、5と同様に、「養護教諭のことは別に検討する」ことを明示していただきたい。

以上、何卒よろしくお願ひ申し上げます。(2015年11月14日(土)FAX送信)

8) 2015年11月19日「養護教諭の養成・採用・研修の充実にむけて(要望)」

—養護教諭関係団体連絡会—

平成27年11月19日

文部科学大臣
馳 浩 様

養護教諭関係団体連絡会
幹事団体代表 後藤ひとみ

養護教諭の養成・採用・研修の充実にむけて (要望)

私たちは、中央教育審議会初等中等教育分科会において検討されています「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」と「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の方針に賛同し、今後の施策に大いに期待しております。

つきましては、教諭と同様に、学校教育を担う教員として、また、チーム学校を支える教員として養護教諭の養成・採用・研修に関する施策に特段のご配慮を賜りたく、下記のような要望をさせていただきます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 教員の養成・採用・研修を通じた取り組みの検討に際し、養護教諭に関する制度設計については、経験と実績を有する団体で構成されている「養護教諭関係団体連絡会」を起用していただきたい。
2. 教育公務員特例法で規定されている「初任者研修」および「十年経験者研修」の対象に養護教諭を明示していただきたい。新たな研修制度が設計される際には、教員である養護教諭も対象にしていただきたい。
3. 「学校保健法等の一部を改正する法律」に対する参議院附帯決議（平成20年5月30日）および衆議院附帯決議（平成20年6月10日）を早期に実現していただきたい。
第一項（概要）：（養護教諭に求められる学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等の役割の増加）養護教諭未配置校の解消、複数配置の拡充、退職養護教諭の活用促進、学校保健を支える人的資源の充実、保健室の施設設備等の物的資源の充実
第二項（概要）：（多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応）養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実
4. 全教員が子どもたちの心身の健康について理解し、学校組織を生かして適切に対応できるよう「学校保健」に関する授業を必修化していただきたい。

連絡先：愛知教育大学学長秘書室

○電話：0566-26-2101 ○Eメール：

以上

9) 2015年11月30日「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」—日本養護教諭養成大学協議会—

平成 27 年 11 月 30 日
「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」
日本養護教諭養成大学協議会 パブリックコメント

1.全般について
社会や地域の環境、家庭構造が変化し、子供の貧困が問題となる中、たくましく生きる力を持った子供たちを育成するためには校長をリーダーとした多くの専門職が力を合わせて「チームとしての学校」を形成することが必要であり、そのための構造改革、財政改革を行おうという基本的な考え方には賛成できる。教員以外の専門スタッフの参画は現状において急務であり、複雑で多様な教育課題の解決に寄与するものと考えられる。
しかし、学校文化になじみの薄い多様な専門スタッフが增加することは、学内における調整がより必要となることを意味する。現時点では校長のリーダーシップによる記載が中心であるが、調整機能を誰がどのようなように発揮するか、また新たな取り組みとして専任スタッフが学校の教育システムや学校文化を理解できるような研修制度の充実への記載も必要と考える。

2.養護の現状について
p25 に養護教諭の現状が示されており、「特に、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に問題を持つ児童生徒に対して指導を行っており、健康面だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っている。」と記載されている。
実際には、心身の健康問題を持つ児童生徒への支援は生徒指導面だけではなく家庭の協力なくしては成り立たず、家庭や保護者への指導、相談、支援を行っている現状がある。
また、学校保健安全法第 9 条に「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（に対して必要な助言を行うものとする。）とある。
加えて、平成 20 年の中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」8pに「学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある」と記載されている。実際に学校内外においてコーディネーターの役割を果たしている。
以上のことより、現在養護教諭が行っている役割として、①保護者への対応、及び②学校内外におけるコーディネーターとしての役割もはたしていることを書き加えていただきたい。

3.養護教諭の複数配置について
p 25 に養護教諭に関する（改善方策）として「国は、養護教諭が専門性と保健室の機能を最大限に生かすことができるよう、大規模校を中心に、養護教諭の複数配置を進める。」とある。大規模校における複数配置はもとより重要であるが、教育困難校や地域の特性、特別支援教育を必要とする子供の在籍状況によっては、養護教諭が担うべき業務が多くなっている。

そのため、「国は、養護教諭が専門性と保健室の機能を最大限に生かすことができるよう、地域の状況や子供の状況に応じて、積極的に養護教諭の複数配置を進める。」としていただき、学校の状況が反映できるようにしていただきたい。

資料

歴代役員一覧

年度	役職	氏名	所属大学
2005年 11月 } 2007年 9月	会長 副会長 副会長 副会長 事務局 事務局 監事 監事 特別運営委員 特別運営委員 特別運営委員 特別運営委員 特別運営委員 特別運営委員	大谷 尚子 鎌田 尚子 中桐 佐智子 徳山 美智子 岡田 加奈子 竹田 由美子 阿部 清子 出井 梨枝 荒木田 美香子 大原 榮子 楠本 久美子 古賀 由紀子 後藤 ひとみ 高橋 香代 津島 ひろ江	茨城大学 女子栄養大学 吉備国際大学 大阪女子短期大学 千葉大学 神奈川県立保健福祉大学 今治明德短期大学 園田学園女子大学 大阪大学 名古屋学芸大学短期大学部 四天王寺国際仏教大学短期大学部 九州看護福祉大学 愛知教育大学 岡山大学 川崎医療福祉大学
2007年度	会長 副会長 副会長 副会長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	高橋 香代 大谷 尚子 鎌田 尚子 徳山 美智子 荒木田 美香子 今野 洋子 大原 榮子 岡田 加奈子 楠本 久美子 櫻田 淳 鈴木 美智子 瀧澤 利行 津島 ひろ江 中桐 佐智子 池本 貞子 堀内 久美子	岡山大学 聖母大学 女子栄養大学 大阪女子短期大学 大阪大学 北翔大学 名古屋学芸大学短期大学部 千葉大学 四天王寺国際仏教大学短期大学 埼玉県立大学 東京福祉大学 茨城大学 川崎医療福祉大学 吉備国際大学／藍野大学 順正短期大学 名古屋学芸大学
2008年度	会長 副会長 副会長 副会長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	高橋 香代 大谷 尚子 鎌田 尚子 徳山 美智子 今野 洋子 大原 榮子 岡田 加奈子 楠本 久美子 櫻田 淳 鈴木 美智子 瀧澤 利行 津島 ひろ江 中桐 佐智子 池本 貞子 堀内 久美子	岡山大学 聖母大学 女子栄養大学 大阪女子短期大学 北翔大学 名古屋学芸大学短期大学部 千葉大学 四天王寺国際仏教大学短期大学 埼玉県立大学 東京福祉大学 茨城大学 川崎医療福祉大学 吉備国際大学／藍野大学 順正短期大学 名古屋学芸大学

年度	役職	氏名	所属大学
2009年度	会長 副会長 副会長 副会長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	高橋 香代 大谷 尚子 鎌田 尚子 徳山 美智子 今野 洋子 大原 榮子 岡田 加奈子 楠本 久美子 櫻田 淳 鈴木 美智子 瀧澤 利行 津島 ひろ江 中桐 佐智子 池本 貞子 堀内 久美子	岡山大学 聖母大学 女子栄養大学 大阪女子短期大学 北翔大学 名古屋学芸大学短期大学部 千葉大学 四天王寺国際仏教大学短期大学 埼玉県立大学 東京福祉大学 茨城大学 川崎医療福祉大学 藍野大学 順正短期大学 名古屋学芸大学
2010年度	会長 副会長 副会長 副会長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	高橋 香代 後藤 ひとみ 岡田 加奈子 津島 ひろ江 三木 とみ子 河田 史宝 古賀 由紀子 下村 淳子 鈴木 裕子 中桐 佐智子 池添 志乃 今野 洋子 大原 榮子 櫻田 淳 宍戸 洲美 竹鼻 ゆかり	岡山大学 愛知教育大学 千葉大学 川崎医療福祉大学 女子栄養大学 茨城大学／金沢大学 九州看護福祉大学 愛知学院大学 国土館大学 藍野大学 高知女子大学 北翔大学 名古屋学芸大学短期大学部 埼玉県立大学 帝京短期大学 東京学芸大学
2011年度	会長 副会長 副会長 副会長 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	高橋 香代 後藤 ひろみ 岡田 加奈子 津島 ひろ江 三木 とみ子 河田 史宝 古賀 由紀子 下村 淳子 鈴木 裕子 中桐 佐智子 池添 志乃 今野 洋子 大原 榮子 櫻田 淳 宍戸 洲美 竹鼻 ゆかり	岡山大学 愛知教育大学 千葉大学 川崎医療福祉大学 女子栄養大学 金沢大学 九州看護福祉大学 愛知学院大学 国土館大学 藍野大学 高知県立大学 北翔大学 名古屋学芸大学短期大学部 埼玉県立大学 帝京短期大学 東京学芸大学

年度	役職	氏名	所属大学
2012年度	会長 副会長 副会長 理事（事務局） 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	岡田 加奈子 荒木田 美香子 大原 榮子 櫻田 淳 池添 志乃 後藤 ひとみ 齊藤 ふくみ 鈴木 裕子 津島 ひろ江 三木 とみ子 宍戸 洲美 竹鼻 ゆかり	千葉大学 国際医療福祉大学 名古屋学芸大学短期大学部 埼玉県立大学 高知県立大学 愛知県立大学 茨城大学 国土館大学 川崎医療福祉大学 女子栄養大学 帝京短期大学 東京学芸大学
2013年度	会長 副会長 副会長 理事（事務局） 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	岡田 加奈子 荒木田 美香子 大原 榮子 櫻田 淳 池添 志乃 今野 洋子 後藤 ひとみ 宍戸 洲美 鈴木 裕子 津島 ひろ江 大嶺 智子 三村 由香里	千葉大学 国際医療福祉大学 名古屋学芸大学短期大学部 埼玉県立大学 高知県立大学 北翔大学 愛知教育大学 帝京短期大学 国土館大学 川崎医療福祉大学 杏林大学 岡山大学
2014年度	会長 副会長 副会長 理事（事務局） 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監事 監事	岡田 加奈子 荒木田 美香子 大原 榮子 櫻田 淳 池添 志乃 今野 洋子 宍戸 洲美 鈴木 裕子 津島 ひろ江 三村 由香里 大嶺 智子 河田 史宝	千葉大学 国際医療福祉大学 名古屋学芸大学短期大学部 埼玉県立大学 高知県立大学 北翔大学 帝京短期大学 国土館大学 川崎医療福祉大学 岡山大学 杏林大学 金沢大学
2015年度	会長 副会長 副会長 理事（事務局） 理事 理事 理事 理事 理事 理事 理事 監査 監査	荒木田 美香子 三村 由香里 櫻田 淳 河田 史宝 池添 志乃 遠藤 伸子 大川 尚子 宍戸 洲美 津島 ひろ江 中下 富子 大嶺 智子 竹鼻 ゆかり	国際医療福祉大学 岡山大学 埼玉県立大学 金沢大学 高知県立大学 女子栄養大学 関西福祉科学大学 帝京短期大学 関西福祉大学 埼玉大学 杏林大学 東京学芸大学

各種委員会 委員一覧

年度	教育課程（カリキュラム）検討委員会	
	役職	所属
2006年度	高橋 香代（委員長） 阿部 清子 荒木田美香子 楠本 久美子 古賀 由紀子 後藤 ひとみ 津島 ひろ江 出井 梨枝 徳山 美智子 中桐 佐智子 西牧 真理 吉田 あや子	岡山大学 今治明德短期大学 大阪大学 四天王寺国際仏教大学短期大学部 九州看護福祉大学 愛知教育大学 川崎医療福祉大学 園田学園女子大学 大阪女子短期大学 吉備国際大学 関西福祉科学大学 西南女学院大学
2007年度	高橋 香代（委員長） 阿部 清子 荒木田 美香子 楠本 久美子 古賀 由紀子 後藤 ひとみ 津島 ひろ江 出井 梨枝 徳山 美智子 中桐 佐智子 西牧 真理 吉田 あや子	岡山大学 今治明德短期大学 大阪大学 四天王寺国際仏教大学短期大学部 九州看護福祉大学 愛知教育大学 川崎医療福祉大学 園田学園女子大学 大阪女子短期大学 吉備国際大学 関西福祉科学大学 西南女学院大学
2008年度	岡田 加奈子（委員長） 大谷 尚子 大原 榮子 大嶺 智子 楠本 久美子 津島 ひろ江 西岡 かおり 西牧 真理 林 照子 吉田 あや子	千葉大学 聖母大学 名古屋学芸大学短期大学部 杏林大学 四天王寺大学 川崎医療福祉大学 四国大学 関西福祉科学大学（2008年度） 園田学園女子大学（2008年度研究協力者） 西南女学院大学
2009年度	岡田 加奈子（委員長） 大谷 尚子 大原 榮子 大嶺 智子 楠本 久美子 津島 ひろ江 西岡 かおり 林 照子 吉田 あや子	千葉大学 聖母大学 名古屋学芸大学短期大学部 杏林大学 四天王寺大学 川崎医療福祉大学 四国大学 園田学園女子大学 西南女学院大学
2010年度	岡田 加奈子（委員長） 今野 洋子 大原 榮子 大嶺 智子 上村 弘子 古賀 由紀子 櫻田 淳 西岡 かおり 林 照子 矢野 潔子	千葉大学 北翔大学 名古屋学芸大学短期大学部 杏林大学 岡山大学 九州看護福祉大学 埼玉県立大学 四国大学 園田学園女子大学 活水女子大学

2011年度	岡田 加奈子 (委員長) 今野 洋子 大原 榮子 大嶺 智子 上村 弘子 古賀 由紀子 櫻田 淳 西岡 かおり 林 照子 矢野 潔子	千葉大学 北翔大学 名古屋学芸大学短期大学部 杏林大学 岡山大学 九州看護福祉大学 埼玉県立大学 四国大学 園田学園女子大学 活水女子大学
2012年度	大原 榮子 (委員長) 大嶺 智子 上村 弘子 櫻田 淳 宍戸 洲美 西岡 かおり 林 照子 三森 寧子 三木 とみ子	名古屋学芸大学短期大学部 杏林大学 岡山大学 埼玉県立大学 帝京短期大学 四国大学 園田学園女子大学 聖路加看護大学 女子栄養大学
2013年度	大原 榮子 (委員長) 大嶺 智子 上村 弘子 櫻田 淳 宍戸 洲美 西岡 かおり 林 照子 三森 寧子 三木 とみ子	名古屋学芸大学短期大学部 杏林大学 岡山大学 埼玉県立大学 帝京短期大学 四国大学 園田学園女子大学 聖路加看護大学 女子栄養大学
2014年度	大原 榮子 (委員長) 大嶺 智子 上村 弘子 櫻田 淳 宍戸 洲美 西岡 かおり 林 照子 三森 寧子 三村 由香里 三木 とみ子	名古屋学芸大学短期大学部 杏林大学 岡山大学 埼玉県立大学 帝京短期大学 四国大学 甲南女子大学 聖路加看護大学 岡山大学 女子栄養大学
2015年度	大川 尚子 (委員長) 三村 由香里 上原 美子 大野 泰子 大嶺 智子 奥田 紀久子 加納 亜紀 上村 弘子 鎌田 尚子 北口 和美 下村 順子 塚原 加寿子	関西福祉科学大学 岡山大学 埼玉県立大学 鈴鹿短期大学 杏林大学 徳島大学 聖泉大学 岡山大学 足利工業大学 近大姫路大学 愛知学院大学 新潟青陵大学

年度	養成制度（法制度）検討委員会	
	氏名	所属
2006年度	岡田 加奈子（委員長） 石崎 トモイ 大谷 尚子 大原 榮子 鎌田 尚子 竹田 由美子	千葉大学 新潟青陵大学 茨城大学 名古屋学芸大学短期大学部 女子栄養大学 神奈川県立保健福祉大学
2007年度	岡田 加奈子（委員長） 石崎 トモイ 大谷 尚子 大原 榮子 鎌田 尚子 竹田 由美子	千葉大学 新潟青陵大学 茨城大学 名古屋学芸大学短期大学部 女子栄養大学 神奈川県立保健福祉大学
2008年度	高橋 香代（委員長） 石崎 トモイ 徳山 美智子 泊 祐子 中桐 佐智子	岡山大学 新潟青陵大学 大阪女子短期大学 岐阜県立看護大学 藍野大学
2009年度	高橋 香代（委員長） 石崎 トモイ 徳山 美智子 泊 祐子 中桐 佐智子	岡山大学 新潟青陵大学 大阪女子短期大学 岐阜県立看護大学 藍野大学
2010年度	後藤 ひとみ（委員長） 石田 妙美 河田 史宝 北口 和美 宍戸 洲美 鈴木 裕子 田嶋 八千代 中桐 佐智子 三木 とみ子	愛知教育大学 東海学園大学 金沢大学 大阪教育大学 帝京短期大学 国士舘大学 岡山大学 藍野大学 女子栄養大学
2011年度	後藤 ひとみ（委員長） 石田 妙美 河田 史宝 北口 和美 宍戸 洲美 鈴木 裕子 田嶋 八千代 中桐 佐智子 三木 とみ子	愛知教育大学 東海学園大学 金沢大学 大阪教育大学 帝京短期大学 国士舘大学 岡山大学 藍野大学 女子栄養大学

2012年度	後藤 ひとみ (委員長) 今野 洋子 鈴木 裕子 石田 妙美 鎌塚 優子 河田 史宝 菊地 紀美子 北口 和美 斉藤 ふくみ 塚原 加寿子 山中 壽江	愛知教育大学 北翔大学 国土館大学 東海学園大学 岐阜聖徳学園大学短期大学部 金沢大学 飯田女子短期大学 近大姫路大学 茨城大学 新潟青陵大学 聖徳大学
2013年度	後藤 ひとみ (委員長) 今野 洋子 鈴木 裕子 石田 妙美 鎌塚 優子 河田 史宝 菊地 紀美子 北口 和美 斉藤 ふくみ 塚原 加寿子 山中 壽江	愛知教育大学 北翔大学 国土館大学 東海学園大学 静岡大学 金沢大学 飯田女子短期大学 近大姫路大学 茨城大学 新潟青陵大学 聖徳大学
2014年度	鈴木 裕子 (委員長) 石田 妙美 今野 洋子 鎌塚 優子 河田 史宝 北口 和美 後藤 ひとみ 斉藤 ふくみ 塚原 加寿子 山中 壽江	国土館大学 東海学園大学 北翔大学 静岡大学 金沢大学 近大姫路大学 愛知教育大学 茨城大学 新潟青陵大学 聖徳大学
2015年度	大川 尚子 (委員長) 三村 由香里 上原 美子 大野 泰子 大嶺 智子 奥田 紀久子 加納 亜紀 上村 弘子 鎌田 尚子 北口 和美 下村 順子 塚原 加寿子	関西福祉科学大学 岡山大学 埼玉県立大学 鈴鹿短期大学 杏林大学 徳島大学 聖泉大学 岡山大学 足利工業大学 近大姫路大学 愛知学院大学 新潟青陵大学

年度	FD検討委員会	
	氏名	所属
2008年度	瀧澤 利行（委員長） 荒木田 美香子（オブザーバー） 池本 貞子 鎌田 尚子 鈴木 美智子	茨城大学 国際医療福祉大学 順正短期大学 女子栄養大学 東京福祉大学
2009年度	瀧澤 利行（委員長） 荒木田 美香子（オブザーバー） 池本 貞子 鎌田 尚子 鈴木 美智子	茨城大学 国際医療福祉大学 順正短期大学 女子栄養大学 東京福祉大学
2010年度	池添 志乃（委員長） 井澤 昌子 大川 尚子 岡本 陽子 郷木 義子 下村 淳子 田村 裕子 津島 ひろ江 藤本 比登美 棟方 百熊	高知県立大学 名古屋学芸大学 関西福祉科学大学 藍野大学／甲南女子大学 就実大学／徳島大学 愛知学院大学 山陽学園大学 川崎医療福祉大学 島根大学 岡山大学／四国大学
2011年度	池添 志乃（委員長） 井澤 昌子 大川 尚子 岡本 陽子 郷木 義子 下村 淳子 田村 裕子 津島 ひろ江 藤本 比登美 棟方 百熊	高知県立大学 名古屋学芸大学 関西福祉科学大学 藍野大学 就実大学 愛知学院大学 山陽学園大学 川崎医療福祉大学 島根大学 岡山大学
2012年度	荒木田 美香子（委員長） 池添 志乃 鎌田 尚子 亀崎 路子 田村 裕子 津島 ひろ江 中島 敦子 中村 朋子 吉田 あや子 鹿間 久美子（オブザーバー）	国際医療福祉大学 高知県立大学 桐生大学 杏林大学 山陽学園大学 川崎医療福祉大学 梅花女子大学 名古屋学芸大学 西南女学院大学 群馬医療福祉大学

2013年度	荒木田 美香子 (委員長) 池添 志乃 鎌田 尚子 亀崎 路子 田村 裕子 津島 ひろ江 中島 敦子 中村 朋子 吉田 あや子 鹿間 久美子	国際医療福祉大学 高知県立大学 桐生大学 杏林大学 山陽学園大学 川崎医療福祉大学 梅花女子大学 東京福祉大学 西南女学院大学 京都女子大学
2014年度	荒木田 美香子 (委員長) 池添 志乃 鎌田 尚子 亀崎 路子 田村 裕子 津島 ひろ江 中島 敦子 中村 朋子 吉田 あや子 鹿間 久美子	国際医療福祉大学 高知県立大学 桐生大学 杏林大学 山陽学園大学 川崎医療福祉大学 梅花女子大学 東京福祉大学 西南女学院大学 京都女子大学
2015年度	中下 富子 (委員長) 遠藤 伸子 河田 史宝 鎌塚 優子 久保田美穂 斎藤 千景 鹿間久美子 穴戸 洲美 三森 寧子	埼玉大学 女子栄養大学 金沢大学 静岡大学 女子栄養大学 十文字学園女子大学 京都女子大学 帝京短期大学 聖路加国際大学

会員大学数

年度	会員大学数	内訳	
		大学	短期大学
2005年度（設立時）	71	54	17
2006年度	72	54	18
2007年度	95	77	18
2008年度	98	80	18
2009年度	100	85	15
2010年度	104	91	13
2011年度	109	96	13
2012年度	113	100	13
2013年度	116	103	13
2014年度	118	105	13
2015年度（2015.7.31）	124	112	12

編集後記

本協議会創設10年を記念して「10周年記念誌」を発行いたしました。設立当時からご尽力いただきました歴代の会長、副会長から祝辞をいただきました。記念誌作成にあたり10年間にわたる活動の膨大な資料を整理する中で、設立準備には先輩諸氏が東奔西走され、設立総会が開催された経緯を知ることができました。改めて関係していただきましたみなさまのご尽力に感謝申し上げます。

設立当時から、総会及びフォーラム、セミナーにおいて、タイムリーな内容を取り上げ、会員大学のネットワークを構築する取り組みを推進していただき、本協議の基盤をつくっていただきました。10年間を経て本協議会の役割は益々重要になっています。質の高い養護教諭養成を目指して更なる発展と深化が期待されています。本記念誌が、歴史を築いてくださった先輩諸氏の思いを継承し、これからの活動の羅針盤として活用していただければ幸いです。

記念誌作成にあたり、ご多用な中ご協力いただいたみなさまへ深く感謝申し上げます。今後とも、本協議会へのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

(荒木田美香子、大原榮子、櫻田淳、三村由香里)

編集委員

荒木田 美香子
三村 由香里
櫻田 淳
河田 史宝
池添 志乃
遠藤 伸子
大川 尚子
宍戸 洲美
津島 ひろ江
中下 富子
大原 榮子

日本養護教諭養成大学協議会10周年記念誌

発行日 2016年9月2日
発行 日本養護教諭養成大学協議会（2015年度会長荒木田美香子）
事務局 〒920-1192 石川県金沢市角間町
金沢大学 人間社会研究域学校教育系 河田史宝
TEL・FAX：076-234-4106（事務局専用）
E-mail：yogojim@j-yogo.jp
印刷所 株式会社リョーワ印刷
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚3-55-8
TEL：03-3378-4180 FAX：03-3377-6081